

平成 21 年度行政評価の実施による効果と今後の課題等

平成 22 年 3 月
越 谷 市

<目次>

I	行政評価の実施による効果	1
1	事業内容の見直しによる効果	1
(1)	事業内容の検討・見直し等	1
(2)	事業費の削減	2
2	その他の効果	3
(1)	内部評価の客観性の確保	3
(2)	データの有効活用	3
II	今後の課題	4
1	評価の一層の質的向上について	4
(1)	効果的かつ積極的な評価の実施と活用の推進	4
(2)	個別評価と総合評価の整合	4
(3)	評価対象事業のくくり方等	5
(4)	市民にわかりやすい評価表の作成	6
(5)	成果指標の設定	6
2	外部評価について	6
(1)	外部評価の今後のあり方	6
3	その他	7
(1)	評価結果の経年比較	7
	参考資料	8
○	各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準	8
○	改革改善計画（各種評価結果を踏まえた対応等）一覧	11

I 行政評価の実施による効果

平成 21 年度における行政評価（事務事業の事後評価及び外部評価。以下同じ。）の実施による効果を整理すると、以下のとおりである。

1 事業内容の見直しによる効果

(1) 事業内容の検討・見直し等

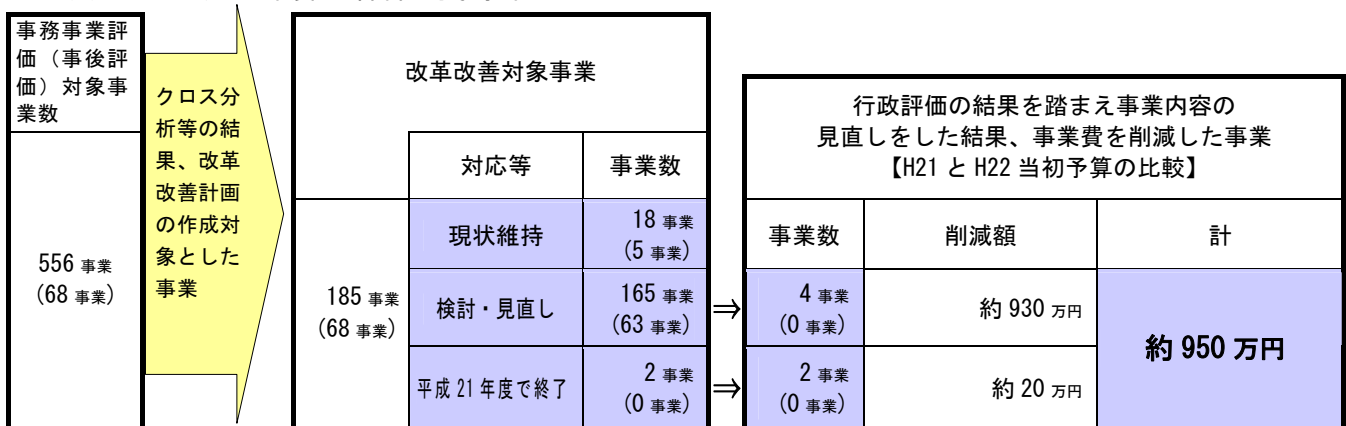
平成 21 年度に実施した行政評価により、各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業¹（以下「改革改善対象事業」という。）は、事後評価対象事業の 556 事業中 185 事業であった。

同 185 事業のうち、改革改善計画において平成 21 年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は 165 事業、平成 21 年度で終了することとした事業は 2 事業である（図表 1-1 参照）。

また、これら 185 事業のうち、平成 21 年度に外部評価を実施した事業は 68 事業であるが、このうち、同年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は 63 事業である（同図表）。

図表 1-1：【事業内容の検討・見直し状況】

※（ ）内：平成 21 年度外部評価対象事業



※事業の見直しによる人件費の削減分は含まない。

（参考）検討・見直し（165 事業）の例（詳細は巻末参考資料参照）

- ・ 情報統計課との連携によるシステム改良等における効果的な委託発注
 - ・ 市営住宅への管理代行制度の導入による効率化
 - ・ 科学技術体験センターの施設管理及び事業の一部委託による効率化
- 等

¹ クロス分析で問題があると思われる事業、内部の総合評価の結果 C 評価（課題が多く事業の大幅な見直しが必要）及び D 評価（事業の休・廃止を含めた検討が必要）になった事業、平成 21 年度外部評価対象事業、平成 20 年度以前に実施した外部評価で C、D 評価、経費等の削減を提案された事業。法令の改廃や事業終期の到来等に伴い終了するものを除く。→詳細は巻末参考資料（各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準）参照

(2) 事業費の削減

平成 21 年度における 185 の改革改善対象事業のうち、各種評価結果を踏まえ事業内容の見直しをしたことにより、平成 21 年度当初予算と比較して平成 22 年度当初予算において事業費を削減した主な事業は 6 事業であり、その削減額は合計で約 950 万円となった（図表 1-1、1-2 参照）。

なお、この 6 事業については、いずれも過年度の外部評価対象事業である。

図表 1-2：【事業費の削減】

Ⓔ：外部評価対象事業

事業名の（ ）内の数字：事務事業評価等実施結果一覧表（平成 21 年 11 月公表）における事業番号

単位（千円）

No	事業名	所管課	H21 年度当初 予算額…①	H22 年度当初 予算額…②	削減額…③ (②-①)	事業費削減の概要
1	テレビ等視聴覚広報 事業(12)	Ⓔ 広報広聴 課	24,340	22,360	▲ 1,980	事業の見直しによる削減
2	情報データベース化 事業(13)	Ⓔ 広報広聴 課	70	0	▲ 70	事業の廃止による削減
3	放置自転車保管管理 事業(105)	Ⓔ 暮らし安 心課	10,890	7,850	▲ 3,040	契約形態の見直しによる削減
4	家族介護支援事業(介 護保険)(家族介護慰 労金支給事業)(157)	Ⓔ 高齢介護 課	200	0	▲ 200	事業の廃止による削減
5	物産展示場等管理事 業(298)	Ⓔ 産業支援 課	2,909	2,032	▲ 877	委託内容の見直しによる削減
6	農業技術研究事業 (313)	Ⓔ 農政課	9,190	5,780	▲ 3,410	事業の見直しによる削減
計			47,599	38,022	▲ 9,577	

※ この表に掲げる事業以外の事業についての見直しで、次のようなものは含まない。

- ・ 法令の改廃や事業終期の到来等に伴う事業費の当然減によるもの
- ・ 評価対象とする事業単位を構成している個々の事業の見直しによる組替え等を行ったが、事業単位としては事業費の削減に至っていないもの

※ 以上のほか、各事業とも、事業の見直しによる人件費の削減分は含まない。

2 その他の効果

(1) 内部評価の客観性の確保

行政評価については、市の職員による内部評価に加え、評価の客観性・透明性の確保等を目的として、外部評価も実施している。

内部評価と外部評価の結果が一致する割合の推移は図表 1-3 のとおりであり、平成 21 年度における一致割合（81%）は前年度（82%）をわずかに下回ったものの、引き続き 8 割台の高さを維持する結果となり、内部評価の客観性が継続して確保されていると考えることができる。

図表 1-3：【各年度別の内部評価・外部評価結果の一致状況】

	一致	不一致
平成16年度	32事業（64%）	18事業(36%)
平成17年度	33事業（66%）	17事業(34%)
平成18年度	57事業（79%）	15事業(21%)
平成19年度	52事業（85%）	9事業(15%)
平成20年度	56事業（82%）	12事業(18%)
平成21年度	55事業（81%）	13事業(19%)

(2) データの有効活用

行政評価で取得したデータについては、平成 21 年度も総合振興計画や男女共同参画プランの進行管理をはじめ、組織・定数調整、予算編成など他の業務への有効活用を図り、各業務において個々に類似の調査等を新たに行うことによる負担を軽減することができた。

Ⅱ 今後の課題

本市の行政評価に関し、平成 21 年度における各評価の実施経過等を踏まえ、外部評価や行政経営審議会において指摘のあった事項※を含めて整理した今後の課題は、以下のとおりである。

1 評価の一層の質的向上について

(1) 効果的かつ積極的な評価の実施と活用の推進

本年度の外部評価では、内部評価で A 評価であった事業がいずれも B 評価となった。このことに関し、内部及び外部における各評価の視点や基準等をめぐる議論が後日開催の行政経営審議会でも展開され、結論的に双方の評価の是非を同審議会として集約するものではなかったが、審議の過程では、内外の評価の違いの中からその事業における課題を認識し、以後の改善につなげていくことが重要である旨の意見も複数見られた。

そうした観点からは、内部評価で A とした事業に多く含まれる法定受託事務のように市による運営上の裁量の余地が限定的な事業であっても、その事業目的や目標に照らし、何らかの改善点等がないかを絶えず追求していく姿勢が求められるとともに、A 評価とする場合においても、より良い事業としていく上で課題となる事項等を的確にとらえ、評価表に示していくべきであるとする意見も併せて出されたところである。

これらの意見を十分に踏まえ、各事業のより良い進展につながる効果的かつ積極的な評価の実施と活用を今後さらに推進していく必要がある。

(2) 個別評価と総合評価の整合

個別評価については、あらかじめ評価する上での具体的判断基準を列記した選択肢を明示し、その中から当てはまる項目を選択することによって、妥当性、効率性、有効性、貢献度を評価する方式を採用し、評価の均質性・客観性を確保するとともに、課題の明確化や個別評価と総合評価の関連性の強化等を図っている。

その中で、個別評価と総合評価の関連性については、これまでも行政経営審議会において個別評価の結果をきちんと踏まえた総合評価となっていない事業が見受けられるとの意見があったが、本年度も同様の指摘がなされている（例えば、個別評価の結果（図表 2-1）で妥当性や効率性が「低」となった事業数と総合評価の結果（図表 2-2）で「C」と評価した事業数のかい離が大きいとの指摘）。

個別評価と総合評価は、実施した事業の多角的な検証を通じて課題を把握し、今後の事業のあり方等を考えるための参考目安とするものであり、事業の積極的な検討・見直しにつなげていけるよう、各事業担当課において両者の整合のとれた評価に一層努める必要がある。

※ 外部評価や行政経営審議会によるその他の指摘事項の詳細については、それぞれの実施結果報告書や会議録を参照

図表 2-1：【評価の視点ごとの集計結果】

評価の視点	区分	高	低	計
	妥当性	事業数	533	23
構成比		95.9 %	4.1 %	100.0 %
効率性	事業数	505	51	556
	構成比	90.8 %	9.2 %	100.0 %
有効性	事業数	495	61	556
	構成比	89.0 %	11.0 %	100.0 %
貢献度	事業数	504	52	556
	構成比	90.6 %	9.4 %	100.0 %

図表 2-2：【総合評価の集計結果】

総合評価	事業数(件)	構成比
A 事業内容は適切である	112	20.2%
B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	440	79.1%
C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	4	0.7%
D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	0	0.0%
計	556	100.0%

(3) 評価対象事業のくくり方等

事務事業評価（事後評価及び事前評価）における評価対象事業については、図表 2 - 3 に掲げる選定基準により選定しているが、昨年度の外部評価において、一連の事業となるべき事業が複数あるような場合には、個々の事業を分離して評価することが難しい等の指摘があった。これを受けて、本年度の外部評価対象事業の選定に際しては、施設の管理事業と運営事業が別々になっているようなものを併せて評価対象とするなどの取扱いを講じたところであるが、他の一部事業で同様の指摘を受けたものがあり、それぞれの事務事業の目的に照らし関連する事業は、予算上の事業単位のあり方を含め、一つの事業として一括するなどの見直しについて提案があった。

また、行政経営審議会では、異なる部署でそれぞれ実施している事業について関連するものは連携を図ることで、より効果的な事業の推進が可能になるのではという意見があった。

これらを踏まえ、関連する事業における評価対象のくくり方など、適切な事業の推進及び評価につながる方法についての見直しを引き続き検討する必要がある。

図表 2-3：【評価対象事業の選定基準】

- ① 一般会計及び特別会計を対象とする。
- ② 事業別予算の「細々目」を1事業として対象事業（実施計画対象事業を含む。）とする。
- ③ 事業別予算の「細々目」に対応する実施計画事業がある場合は、実施計画事業を1事業として捉える。
- ④ 事業別予算の「細々目」の中で、「職員人件費」や「一般事務経費」等のように具体的な事業として捉えることが困難なものは対象外とする。

(4) 市民にわかりやすい評価表の作成

本年度の外部評価で、事務事業評価表の事業名称からはその事業内容が容易に推察できないものや、事業の目的や手段が事業内容の一部のみの説明になっているものがある旨の指摘を受けた。併せて評価表の記載内容に明らかな誤りが散見されたことも指摘されている。

行政評価の主要な目的の一つとして、市が実施する事業について市民への説明責任を適切に果たしていくことを掲げており、各事業に関する基本的な情報等を示す役割を担うものが個々の事務事業評価表と言える。

今後、各部署で実施する事業の内容について市民に説明する機会がますます求められてくることが予想される中で、各事業の目的や内容などについて適切な理解を得られるよう、市民の視点に立った正確でわかりやすい評価表の作成に一層努める必要がある。

(5) 成果指標の設定

行政評価による検証・見直しを的確に行い、限られた経営資源の有効活用と行政としての説明責任の遂行等を通じて市民満足度の向上を図るためには、事業を実施することによる「結果（活動量）」についての指標（活動指標）と、それにより得られる「成果」についての指標（成果指標）をきちんと設定することが基本となる。

このうち、活動指標についてはほとんどの事業で設定されるようになったが、成果指標については未設定あるいは設定されていても適切でないと思われる事業が見受けられることを外部評価者からも重ねて指摘されている（図表 2-4 参照）。

成果指標は、事業の目的をどの程度達成したかを客観的に示すものであることから、今後も事業の目的を踏まえた成果指標の設定をしやすくするための各種指標例の整備を引き続き進めるとともに、各事業担当課においても、事業内容に応じ、数値的に成果を計測することが困難なものについては代替的な指標の設定を工夫することなどを含めて、適切な指標の検討を行う必要がある。

図表 2-4：【活動指標や成果指標の設定状況】

内容(具体的判断基準)	「〇」の有無	
	有	無
(12) 事業目的を踏まえた適切な活動指標・成果指標数値化が困難な場合等は文言により代替的に指標となるものを設定している。	470 事業 84.5 %	86 事業 15.5 %

2 外部評価について

(1) 外部評価の今後のあり方

外部評価の実施方法について、現状では、専門性を持った外部有識者の円滑な確保その他の一連の関係業務を効率的かつ効果的に行うとともに、個々の事業について利害関係を有しない中立的な立場からの公平・公正な評価を期する観点等から、現行のような業務委託方式を妥当なものとして採用しているが、これまでの行政経営審議会において、将来的には市民の目・市民感覚からの評価を目指すべきである旨の意見が出されており、評価過程に市民の声を取り入れることのできる仕組みの一層の充実を今後とも検討していく必要がある。

なお、外部の視点の導入手法として、事業仕分け等を実施する団体も増えつつあるが、それらの各種手法と本市の外部評価との異同やそれぞれの成果等を適切に比較検証する中で、今後とも本市に適した外部評価のあり方を不断に検討していく必要がある。

3 その他

(1) 評価結果の経年比較

事務事業評価（事後評価）表の改革改善欄には、評価によって把握した課題を踏まえた具体的な改革改善の内容と中長期的な取組を掲げている。これらは翌年度の計画策定やより良い事業展開、さらには次の評価・検証につなげていくものであるが、本年度の外部評価では、過去の取組を経年比較し、P（計画）D（実施）C（検証）A（改革改善）のマネジメントサイクルによる改革改善の進展をより明確にすることについて提案があった。これに関連して、昨年度の行政経営審議会でも、過年度に実施した外部評価の結果を踏まえた対応をわかりやすく示すことが望ましい旨の指摘があったところであり、評価結果の経年比較の検討を含め、改革改善の取組の進展状況を一層わかりやすく示すことのできる方法について、さらに検討する必要がある。

参考資料

○ 各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準

1 総合評価の結果C及びD評価になった事務事業

事業の総合評価として、A（事業内容は適切である）、B（課題が少しあり事業の一部見直しが必要）、C（課題が多く事業の大幅な見直しが必要）、D（事業の休・廃止を含めた検討が必要）の4段階評価を実施した結果、C及びD評価になった事務事業

●総合評価

総合評価	事業数(件)	構成比
A事業内容は適切である	112	20.2%
B課題が少しあり事業の一部見直しが必要	440	79.1%
C課題が多く事業の大幅な見直しが必要	4	0.7%
D事業の休・廃止を含めた検討が必要	0	0.0%
計	556	100.0%

C評価の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
13:情報データベース化事業、463:入学準備金貸付事業、464:幼稚園就園奨励費補助事業、530:備品整備事業(視聴覚教材・教具整備事業)

2 外部評価実施対象事業

- (1) 平成21年度に実施した外部評価の対象とした全事務事業
- (2) 平成20年度以前に実施した外部評価でC、D評価、経費等の削減を提案された事業

3 事務事業評価の結果、クロス分析で問題があると思われる事業

(1) 受益の偏りと受益者負担の見直しの余地

- 受益者負担の見直しをする必要があると考えられる事業…（下表中（C））

「(1) 受益×負担」【受益の偏りと受益者負担の見直しの余地】

か受特定 益の偏 つ個人 ていや い団 ないに	偏っていない	(a) 73事業	(b) 475事業
	偏っている	(c) 4事業	(d) 4事業
		ある	ない
受益者負担の見直しの余地はあるか			

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
81:越谷しらこぼと基金事業(越谷しらこぼと基金積立金事業含む)、92:集会施設整備事業、265:動物死体収集事業、284:空閑地除草事業

(2) 同じ目的をもつ事業の有無と廃止・縮小の余地

- 他の事業との関係を見直すことなどにより事業そのものを廃止・縮小することについて検討する必要があると考えられる事業…（下表中（C））

「(2) 同×廃・縮」【同じ目的をもつ事業の有無と廃止・縮小の余地】

事業は 目的 を持 つ他 の	ない	(a) 33事業	(b) 452事業
	ある	(c) 9事業	(d) 62事業
		ある	ない
廃止・縮小できる余地はあるか			

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
13:情報データベース化事業、32:指定統計調査事業、42:職員表彰事業、157:家族介護支援事業(介護保険)(家族介護慰労金支給事業)、179:順正苑施設管理事業、180:順正苑運営事業、181:日用品等支給事業、270:リサイクルプラザ啓発施設管理事業(修理再生等啓発事業)、381:都市景観推進事業

(3) 妥当性と効率性

- 市が実施すべき事業であるか、コストを削減できないか等の面からの見直しが必要であると考えられる事業…（下表中（C））

「(3) 妥当×効率」【妥当性と効率性】

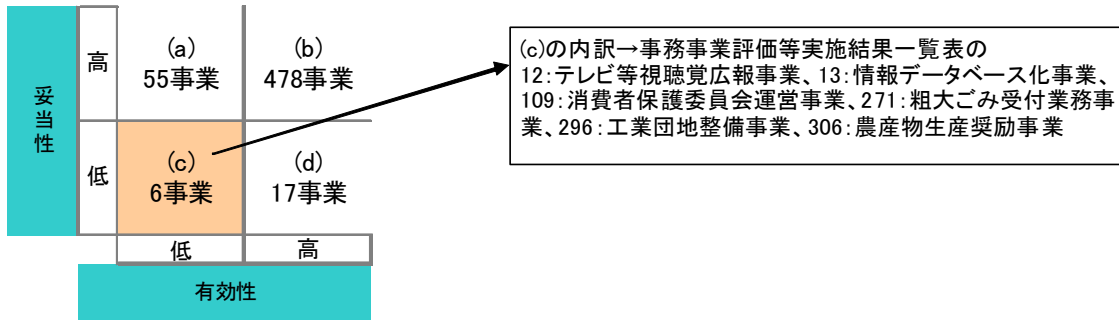
妥当性	高	(a) 47事業	(b) 486事業
	低	(c) 4事業	(d) 19事業
		低	高
効率性			

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
101:交通安全推進事業、270:リサイクルプラザ啓発施設管理事業(修理再生等啓発事業)、271:粗大ごみ受付業務事業、296:工業団地整備事業

(4) 妥当性と有効性

- 市が実施すべき事業か、また成果をあげるために何が必要か等の面からの見直しが必要であると考えられる事業…（下表中 (C)）

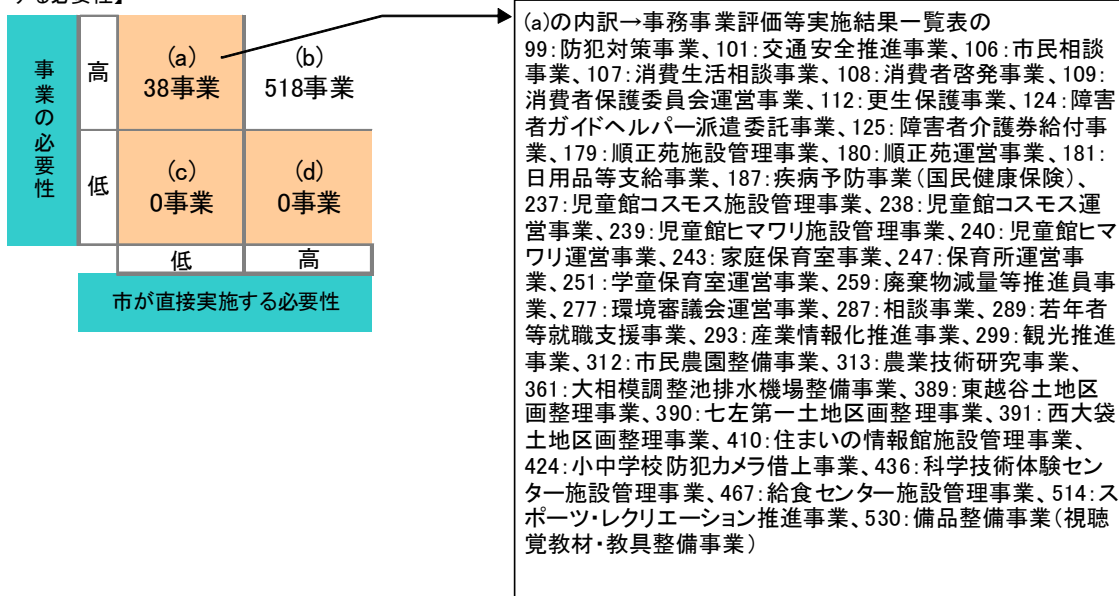
〔(4) 妥当×有効〕【妥当性と有効性】



(5) 事業の必要性と市が直接実施する必要性

- 実施主体を見直す必要があると考えられる事業…（下表中 (a)）
- 事業そのものの必要性及び実施主体を見直す必要があると考えられる事業…（下表中 (C)）
- 事業そのものの目的と意義を再確認する必要があると考えられる事業…（下表中 (d)）

〔(5) 事業×直接〕【事業そのものの必要性と市が直接実施する必要性】



※ 上記事業は一部重複あり

○ 改革改善計画(各種評価結果を踏まえた対応等)一覧

事業名の()内の数字: 事務事業評価等実施結果一覧表(平成21年11月公表)における事業番号

★: 集中改革プランに位置付けたもの(又は既に位置付けのあるもの)

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価(数字は外部評価実施年度)	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 (平成22年2月現在)				
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持
1	表彰関係事業 (3)	秘書課	B	基準の明確化及び地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みを構築する必要がある。	①②他市の状況等も十分調査のうえ、基準の明確化及び地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みを構築する。	C 17	●			<ul style="list-style-type: none"> ・複数ある表彰制度を整理統合することについては、表彰制度を所管する関係各課と調整会議等を開催してきたが、各制度には上部機関の制度との関係や、関係機関等との兼ね合いがあり「越谷市表彰規則」に統一することは困難であると結論が出た。ただし、一部可能なものについては統合を進めていく。 ・基準の透明性については、「(仮)越谷市表彰規則取扱要綱」を設け、基準年数等を明確にする方向で調整している。 ・地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みについては、先進市の事例などを参考に現在検討を進めている。
2	国際交流事業 (5)	秘書課	B	各年度により、事業内容、対象者が異なるため、参加者数は一定ではないが、事業内容をより充実して、越谷市の国際化の推進を図る必要がある。	①平成22年度も引き続き多文化共生社会の形成を推進し、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを目指していく。 ②キャンベルタウン市との姉妹都市交流を継続していくために、越谷市国際交流協会と連携して、事業を実施する。	B 21	●			<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会の形成を推進する一環として、外国人市民サービスの向上を行う。ひとつの組織が、全庁統一した考えで多文化共生社会の形成を推進する必要があり、職員研修等の機会を通して、その重要性を啓発するとともに、外国人市民への対応を秘書課と担当課で連携し、サービスの向上を図っていく。 ・指摘にある組織名については、市民からも業務内容がわかりやすくなるような名称、組織にするよう検討する。 ・本事業の指標等は具体的な数値で表しにくい部分があるが、外部評価においても、継続推進が望まれると評価を受けているとおり、今後も事業内容をより充実させ、越谷市の国際化の推進を図っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）						
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
3	広報活動事業 (9)	広報広聴課	B	幅広く専門的な意見を聴取するため、さまざまな分野から委員を選出する。		①21 年度が委員改選であり、幅広く専門的な意見を聴取するため、さまざまな分野から委員を選出し専門委員会を開催する。 ②広報広聴業務を更に充実させるため積極的な提言・提案をいただける委員選出を検討する。	C 17	広報広聴専門委員の会議は、昭和 47 年より継続しており、また一部メンバーも固定的であり有効な提言件数も少なく、その役割について改めて検討することを求める。新設される行政経営審議会との役割分担を整理し、専門委員会の主旨を見直し、必要ならばふさわしい委員構成での再構成を求める。	●			平成 19 年度の広報広聴専門委員の改選時に長期にわたる委員の解消に努めたほか、広報広聴にかかわりの深い分野からの委員選出を行った。また、21 年度の改選時にも長期にわたる委員の解消、専門分野からの委員の選出を行った。
4	テレビ等視聴覚 広報事業(12)	広報広聴課	B	テレビ制作については、視聴率の低下がみられ、番組の構成や内容を検討する必要がある。		①テレビ広報番組については番組内容の充実に努めるほか、地上デジタル放送の開始を契機に情報の一方的な提供だけではなく、双方向による情報の提供・収集方法等を検討する。 ②ホームページの充実のほか、越谷 city メール利用拡大に努める。	B 19	広報内容について、各課との協力により作成されている姿勢は評価できる。 内部評価の総合評価にあるとおり、インターネットの普及と地上波デジタル放送への切り替えを見据えた広報媒体の役割分担について、現時点から再検討し、準備と試行を進めておく必要がある。そのうえで、テレビ媒体の持つ特徴を活かした広報活動を進めることを望む。	●			テレビ広報番組については、番組内容や構成を充実し視聴者の拡大に努めた。ホームページについてはリアルタイムに情報を提供しているが、約 3,000 を超えるコンテンツを掲載しており、検索しやすいホームページを目指す。このため、平成 22 年度において、新たな検索エンジンの導入のほかトップページの構成を再構築する。また、越谷市 city メール配信サービスの利用拡大に努める。ホームページ、city メールともに運用を管理する庁内組織を平成 21 年度立ち上げる。 テレホンガイドシステムについては、年々、利用者数も減少し平成 21 年度は 1,000 件を下回る予想である。ホームページでの情報提供のほか、平成 21 年度には市民ガイドブックを全戸配布しており、テレホンガイドサービスの終了の影響も少ないと考えられることから、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止とする。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
5	情報データベース化事業 (13)	広報広聴課	C	現在、広報広聴課が保有しているフィルム（ネガ・ポジ）の劣化を防ぎ、庁内をはじめ市民に利用しやすく提供するためには、データの保存・分類の作業を含め、ハード・ソフト両面の整備が必要	① 映像データの処理・管理をする機器の更新を行うほか、データ化された映像の整理・分類を行う。② データの保存・分類について継続的に実施していく。	C 16	<p>・フィルム、広報誌の保管は保管だけでは意味がなく、いかに活用するかを目的とし、なにが保管されているかという情報を公開するなどの検討が必要である。</p> <p>・従って、広報広聴課で把握している情報という観点だけではなく、全庁の情報公開の立場からの見直しが必要である。例えば、文書管理システムの中で、全部公開、一部公開、非公開などの区分を設け、情報公開に対応するなどを検討していただきたい。情報公開をはかり透明性を高めることで市民の市政への関与度も上がり、市民協同も実現していくことになる。</p> <p>・市のホームページからや図書館で各種キーワードでの検索等に対応できるようにするなどご検討いただきたい。</p>			●	<p>デジタルカメラ導入以前の画像（フィルム）を電子データ化し、保存・整理を終え、所期の目的を達成したため、事業としては廃止する。</p> <p>なお、画像情報を公開することについては、画像使用の許諾等の課題があるほか、公開のための機器整備に新たな経費を要する。また、現段階では、画像の提供依頼も僅少である。こうした状況を踏まえ、画像情報を公開することについては、今後の動向をみたくうえで検討するものとする。</p>
6	男女共同参画苦情処理委員事業 (19)	企画課	B	制度の周知が十分ではないため、必要な人が必要な時に苦情処理の申し出ができるように苦情処理委員について更に広くPRしていく必要がある。	① 広報、ホームページ、男女共同参画支援センターにて積極的に苦情処理委員の周知をはかると共に、平成 20 年度末に完成した苦情処理の新しいリーフレットを地区センター等にも配布し苦情処理委員を積極的にPRしていく。 ② 苦情処理の申し出については、申し出ることのプラス面よりマイナス面が強調されがちであるため、根付かせるために申し出人を積極的に支援していく土壌を形成していく。	B 21	<p>本事業が対象とする苦情処理は以下の 2 つである。</p> <p>① 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情 ② 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情</p> <p>本事業の開始年度は平成 17 年度であるが、平成 20 年度までの処理件数は 3 件である。事案の件数は必ずしも多くはないが、男女共同参画を推進し、住民主導の自治を考える上でも、本事業の意義がある。</p> <p>しかし、本事業の進め方においては、いくつか課題がある。</p> <p>制度を説明したパンフレットは、どちらかといえば、制度の説明のみに終始しており、利用者の立場になって書かれていない。特に、利用者に対するメリットの記述がなく、利用しようとする動機につながるとは思われない。</p> <p>また、苦情をあげるには、「男女共同参画に関する苦情申し出書」に記入する必要があるが、このことが申し出をしようとする際の大きな負担になると考えられる。支援を必要とする市民にとって、利用しやすい手続とすることを希望する。</p>			●	<p>苦情処理委員リーフレットの次回作成時に、今回指摘を受けた内容を反映させて作り直すことを検討している。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
7	男女共同参画相談事業(22)	企画課	B	相談者が利用しやすい相談事業としていく必要がある。また、市民ニーズに応えるべく、更に事業を充実させる必要がある。	<p>①相談者が増加する傾向にあり、かつ相談内容が複雑化しているため、相談員へのスーパーバイズ（相談指導）に取り組んでいく。</p> <p>②DV（ドメスティック・バイオレンス）等の女性の相談ニーズは複雑化していくため、事業の充実は不可欠である。</p>	B 21	<p>女性を対象として、DV 被害者や生き方についての悩みについて、専門家による電話相談、面接相談を行う事業である。相談件数も年 800 件を超え、市民の認識も高まっており、本事業を推進する意義は認められる。</p> <p>事業を説明する目的で、名刺大のチラシが用意されているが、使用されている用語がカタカナやアルファベットであり、理解しづらい内容となっている。例えば、「気づきにくいコントロール」について、担当課の意図する意味は、「暴力を受け続けるうちに、知らぬ間に暴力を振るう側の支配下に置かれてしまう、相手の思い通りに行動するよう仕向けられてしまう。」ということであったが、そのような意味はチラシの文面からは読み取れない。また、「DV」は、最近では多くの人が耳にする言葉であるにしても、年配の人などには、やはり馴染みがない可能性がある。「DV」についても、このチラシのどこかに目立つように日本語での表現が必要である。</p>	●			<p>外部評価の結果を受け、文言に変更を加えた DV 窓口等の PR カードが平成 21 年 12 月に完成した。</p> <p><変更点（一例）></p> <p>DV は犯罪です！→DV（夫・パートナーからの暴力）は犯罪です！</p> <p>気づきにくいコントロール→気づきにくい支配関係</p>
8	予算編成及び執行管理事務事業(26)	財政課	B	<p>予算の効率的、効果的な配分を促進するために、現在の配分予算制度の更なる検討や行政評価制度との連携強化により、一層の事務事業の見直しを行う必要がある。また、財政状況の公表については、市民への認知度を更に高めるため広報紙や年 2 回発行の「越谷市のざいせい状況」等を通じて啓発に努める。</p>	<p>①H21 年度（H22 年度当初予算編成）においては、引き続き配分予算を行うこととし、配分対象経費や配分方法などについて、先進的な取組を行っている団体の事例を参考に調査研究に努め、弾力的、機動的、効率的な財政運営制度の充実を図る。また、行政評価制度との連携強化を図りながら補助金の見直しをはじめ、予算編成等に生かせるよう政策経営課と協議する。</p> <p>②財政状況の公表については、引き続き、公表方法、説明内容の調査、検討を行う。</p>	B 20	<p>市民向けの資料「越谷市の財政事情」は、市の財政状況を家計簿にたとえるなどの工夫があり分かりやすい。</p> <p>予算編成にあたっては、配分予算方式に加え、インセンティブの考え方などをぜひ導入し、その効果を評価し更なる適正化を進めていただきたい。さらに、事業評価制度をより活用し、各事業の評価を活かしたものにすることを期待する。</p>	● ★			<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成にあたり、一般財源ベースにおける配分予算方式の実施に加え、各部の創意工夫による歳出削減等の努力に対し、その削減の一部を付与するというインセンティブ制度を平成 23 年度当初予算から 3 年試行する予定である。 ・市民への財政状況のお知らせについては、新たに新公会計制度にともなう財務諸表の公表が必要となることから、さらにわかりやすい公表に努めたい。
9	指定統計調査事業(32)	情報統計課	B	<p>プライバシー意識の高揚、価値観の多様化等により調査環境が年々悪化しており、調査客体からの理解、協力が得られにくくなるなど、正確な統計の確保が困難になっていることから、従来の調査方法を見直ししていく必要がある。</p>	<p>①プライバシー意識への配慮と統計調査の趣旨や重要性を理解していただくよう広報の充実と調査方法の改善を図る。②実施母体である各省庁、県に対して調査の方法、調査項目等の見直しを検討していただくよう要望していく。</p>	B 18	<p>法定受託事務として、市でコントロールできる領域に限りがある。長期的視野で統計調査事業のあり方や進め方について広く意見を取り入れ、改善していく必要がある。</p>	●			<p>法定受託事務であり、統計法に基づき実施していくが、近年、プライバシー意識の高揚等により、調査環境が厳しい状況となっており、引き続き広報誌やホームページへの掲載、関係機関への協力依頼等を含め、統計調査の目的や重要性を理解していただくよう、広報活動の充実を図っていく必要がある。また、調査客体や統計調査員からの意見・要望を取りまとめ、実施母体である関係省庁に対し、調査のあり方、調査方法の見直しを検討していただくよう要望していく。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）				
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
10	公有財産管理事業(33)	財産管理課	B	①土地貸付料の見直し ②公売の実施	18	未利用の普通財産等の売却を進め、公有財産効率を高めるべきである。また、公有財産の維持管理に関し、今後も引き続き業務効率の向上を図っていく必要がある。	●			①平成 22 年度から土地貸付料を改定する。 ②引き続き公売を実施し、未利用地の売却促進を図る。
11	公文書管理事業(38)	文書法規課	B	文書の整理及び保存の手法であるファイリングシステムの適正な運用を維持していくこと。また、今後予定されている文書管理システムの導入による文書事務の電子化に対応した文書管理が必要となること。	17	文書を適正に管理することは重要である。保管する一方で、文書廃棄ルールを定め不要な文書を廃棄または保存対象としないルールを徹底することが重要と考える。 電子ファイリングシステムに移行しても文書管理ルールの重要性は同様であり、管理ルールを全庁で徹底する仕組み作りが求められる。 文書のファイリングシステムの維持管理については、各部署での文書管理体制をさらに徹底するなどして、正規職員 2.38 人/年の工数を削減する努力を望む。	●	★		・文書の保存基準については、文書管理規程に定められているところであり、今後もその周知・徹底に努める。 なお、電子ファイリングシステムに移行した後も十分対応できるよう平成 17 年 4 月に文書管理規程の整備を行った。ファイリングシステムの維持管理については、システムの定着度等を踏まえ、平成 18 年度からすべての課所においてチェックシートによる自己点検維持管理方式に切り替え、実地指導の委託料や正規職員の工数を削減している。 ・外部倉庫への文書の保存委託については、平成 20 年度に長期継続契約制度を活用し、委託料の削減が実現できた。 ・文書管理システムの整備に向けた具体的な検討を行う。また、システムの導入に合わせた文書事務の見直しを行う。
12	職員表彰事業(42)	人事研修課	B	従来行っていた銀杯の贈呈は、平成 16 年度から廃止しており、現在は表彰状の授与と記念写真等のみとして最小限の経費で実施している。今後、更に職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していくことも必要である。	19	表彰制度の運用が長年継続しており、永年勤続表彰に偏した運用となっているように見受けられる。 表彰制度の本来の意味に立ち返り、ひとりの職員を表彰することにより多くの職員が活性化するための制度としての運用の再検討を望む。	●	★		集中改革プランに基づいて、平成 22 年度を目標とした人事管理制度全般にわたる検討及び見直しを進めており、現在検討中の人事評価制度において、職員や組織の活性化に有効な制度の構築を図り、現行の表彰制度を見直していく。
13	職員福利厚生事業(45)	人事研修課	B	当該事業については、職員が心身ともに健康で働くために必要であるが、社会情勢等の変化を踏まえた適時の見直しが必要	17	<職員被服貸与事業> クールビズが普及してきている社会的傾向を考慮すれば、制服が規律を維持するという意識は薄れている。制服着用を義務付けている規定を見直し、必要な部署の必要な担当者の方に制服を貸与するよう再検討することを望む。 市民サービスの維持の点については、名札の着用や腕章の利用などの代替手段によるサービスレベルの維持を検討し、経費の大幅削減を望む。	●	★		職員被服貸与事業については、社会情勢の変化や外部評価結果等を踏まえ、平成 20 年度から事務服の貸与を廃止した。併せて、職員を容易に認識できる大型の名札を作成し、市民サービスの向上を図った。 職員福利厚生事業については、職員の心身の健康維持と公務能率向上の観点から、継続して実施していくが、事業の効果と効率性を常に点検し、必要な見直しを行っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）				
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
14	公文書管理事業 （総務管理課分） （52）	総務管理課	B	他課からの郵便物などの集配について、午後 2 時までの時間内提出についての協力を求めることが必要	①平成 22 年度に向けても、郵便料金の割引制度を利用し、また、同一の宛先の郵便物を合封し郵送することによりコスト削減に努める。 ②最新の郵便業界の情報や制度変更等に注視し、コスト削減に努め、さらに郵便物の時間内提出について協力を求めていく。	B 21	業務内容は比較的単純であり、再任用職員、非常勤職員の活用を検討していただきたい。 また、本事業の成果として節約された郵便料金額等については、これを成果指標として庁内にも周知し、成果を共有されたい。 さらに、郵便物の発送時間厳守の問題については、「市民サービスの向上に直結するルール」であるとの認識に立ち、改めて全庁的に徹底を図られたい。	●			<ul style="list-style-type: none"> 郵便物発送時に割引制度や近隣市町への郵便物の合封を行いコスト削減を図った。 全庁的な郵便物の集配業務は日々の業務であり必要な事業であるが、業務内容等を考慮し将来的には適材適所の人材配置を検討していく。 郵便発送時の割引制度を記した郵便ハンドブックを全庁的に周知し成果を共有していく。 郵便物発送時間の厳守について周知を行い全庁的にルールの徹底を図る。
15	印刷管理事業 （53）	総務管理課	B	浄書印刷枚数は増加しており、印刷機や複写機の機能充実や適正な配置を行うことにより、常にコストダウンを考えつつ業務を行うことが必要である。	①本年度は 22 年度に電子印刷機の入れ替えを行うため、最小の経費で最大の効果を念頭におき、更に、本市の利用形態に最適な機種を導入するべく機種の情報収集を行う。②単票の印刷物に対してコスト安のデジタル印刷機の稼働率をあげることににより、印刷物の更なる内製化に努め、浄書印刷業務全体の効率化を行う。	C 18	庁内で効率的に印刷事務を行う内製化の必要性は認められる。今後さらに業務を拡大していく中で、職員の配置について臨時職員や嘱託職員を活用する余地がある。また、業務が年間を通じて平準的かつ計画的に実施できるように、運用制度を再検討する必要がある。	●			<ul style="list-style-type: none"> 各課所に新年度印刷予定を提出させ、印刷業務を平準化し計画的に実施した。 平成 22 年度には、電子印刷機の入れ替えを行い、最小の経費で最大の効果を念頭におき本市の利用形態に即した機種の導入を行う。 電子印刷機とデジタル印刷機の双方の利点を考慮し、効率的な印刷業務の実施を図る。
16	庁舎管理事業 （56）	総務管理課	A	光熱水費のうち電気料金の価格高騰を受け、節電を徹底し、軽費削減を図った。	①②引き続き庁舎の安全確保のため、点検及び保守管理を行い、環境整備及び経費削減を図る。	C 16	市民が利用しやすく、職員が働きやすい環境整備は強く望まれるものの、業務内容は庁舎管理業務・電話交換業務・守衛業務等多岐にわたっており、事業全体の効率性向上を図ることが求められている。特に、守衛業務の一部に含まれる公権力執行業務（申請受理等）を除き、正規職員人件費（15.75 人・年＝約 1.3 億円）の削減検討を図り効率性の向上をめざす必要がある。 業務の標準化等に努め、アウトソース活用によるコスト削減とサービスレベルの維持・向上を図っていただきたい。	● ★			<ul style="list-style-type: none"> 庁舎管理業務は多岐にわたっているが、電話交換業務については、平成 21 年度に職員 4 名のうち、正規職員 2 名分を再任用職員 2 名・臨時職員 1 名にしたことにより、人件費の削減を図った。 また、平成 22 年度は、正規職員 3 名分を再任用職員 2 名・非常勤職員 3 名の体制とし、さらに人件費の削減を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
17	庁用車管理事業 (57)	総務管理課	A	<p>中型バス1号車の廃車に伴い、人件費の削減を図った。さらに、平成21年度にあたっては、特別職の運転手及び車両の集中管理を行い、効率よい運行管理を図るとともに、軽費の削減に努める。</p>	<p>①②継続的に公用車の稼働率の調査を行い、適正な車両台数の確保及び運行管理の充実を図る。</p>	C 17	<p>各課で管理している庁用車の一部についても管財課で一括管理し、管理対象を広げることにより共有化による有効活用を進め、庁用車全体の稼働率を向上させる必要がある。庁用車については、リースの採用も視野に入れ、維持費の低減化の検討をお願いする。</p>	●	★		<p>平成21年度は、特別車及び運転手の一括管理を行い、効率的な運転業務体制を確保した。 また、中型バスを廃車し、民間バスの借り上げ方式に移行し、経費節減を図った。 公用車については、引き続き利用状況調査を実施し、稼働率の低い車両の集中管理を行う。</p>
18	税証明事務事業 (59)	市民税課	B	<p>窓口ピーク時における来庁者の待ち時間を短縮する。</p>	<p>①②自動交付機による交付や郵送による取得方法の周知に取り組む。</p>	B 17	<p>証明書交付の窓口対応ピークを平準化することがコスト削減につながる。証明書交付要求をインターネット等の活用により事前受付し、バッチ処理によりあらかじめ出力した証明書を交付するなどの方法により、ピーク時のリアルタイムサービスの負荷軽減を検討することを要望する。 事務処理方法の確立している定例的な処理は極力機械化し、窓口での対応は市民相談対応にシフトする検討を望む。</p>	●			<p>証明書については、窓口における交付のほか、自動交付機や郵送による取得が可能であることから、自動交付機で取得可能な証明書の種類を増やすことを検討するとともに、郵送など窓口以外の利用方法の普及に努める。</p>
19	市民税課税事務事業 (60)	市民税課	A	<p>賦課業務に係る事務の更なる効率化を図る。エルタックスの利用の普及に努める。</p>	<p>①エルタックス導入により、課税資料収集の効率化を図る。 ②また、イータックスとの連携を行い、課税資料を電子データで受取ることにより、事務の効率化を図る。</p>	B 20	<p>市民税の課税事務自体に特に問題はなく適正な課税が行われているとのことであるが、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中する作業上の課題、また事務改善の視点で、更なるコスト削減に取り組んでいただきたい。 今後、ネットワーク社会の実現により国税等からの磁気媒体の入手など、一層の効率化、改善を目指して研究を進めていただきたい。</p>	●			<p>①エルタックスについては、平成21年12月14日より運用を開始した。法人市民税の申告書や給与支払報告書等が、電子申告により提出され、課税資料収集の効率化を図った。 ②平成20年度の外部評価における「国税等からの磁気媒体の入手等による課税事務の効率化や改善」については、平成23年1月から国税連携が開始予定であり、所得税確定申告の課税資料等が、磁気データにより提供されることになっている。この利点を最大限生かすため、現在の作業過程を見直し、課税事務作業のさらなる効率化を図るとともに、コストの削減を目指す。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
20	資産税課税事務事業(63)	資産税課	A	土地・建物及び償却資産の評価業務については、固定資産評価基準により細かく規定されており、各システムによる業務は必要不可欠な事業であり、今後も効率的な実施方法を検討していく必要がある。	① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	B 17	<p>〈地理情報システム委託事業〉 地理に関連する情報は、市政運営の基礎をなす情報であり、さまざまな部署で利用されている。市民課の住居表示事務事業、建設総務課の道路台帳整備事業、都市計画課の地図印刷事業、治水課の浸水対策水路調査事業など、同様の情報を必要としている他の部署との情報共有を積極的に検討することを望む。地理情報の全庁的な共有を図ることにより、全体でのコストダウンを検討いただきたい。</p> <p>〈土地評価システム委託事業〉 競争入札の採用等、対応出来る分野から分離発注しているのは評価できるが、委託費用が例年あまり変わらないというのは、市民の理解が得られにくいと思われるので、一層委託経費の合理性追求を続けていただきたい。委託納品物の検収ルールを研究し、「土地評価システム」自体を評価するとともに、随意契約のマンネリ化を打破し、精度アップに努めていただきたい。</p>	●			<p>固定資産税の賦課期日における土地・家屋・償却資産の現況を的確に把握し、公平・適正に課税するため、償却資産の電子申請による申告システムの導入や各評価課税システムを効果的に利用し、課税事務作業の更なる効率化を目指す。</p> <p>委託事業では、地理情報システム委託事業について、地理に関する情報は、さまざまな部署で利用されていることから、現在、情報化推進計画の第2次アクションプランの個別政策として、効率的な運用とコスト削減を図るべく、地理情報の全庁的な統合化・共有化へ向け、整備・推進を図っている。</p> <p>さらに、土地評価システム委託事業について、評価替えに係る業務については、3年周期で業務内容が異なり、公平で適正な課税を継続し推進するため、業務内容を定期的に精査し、業務改善と効果的な運用に取り組み合理化を図るとともに、土地評価業務の精度向上に努めている。また、既存の地理情報システムとの連携を強化し、システム間のデータ共有など有効活用に取り組んでいる。</p>
21	証明発行事務事業(68)	市民課	B	平成19年度に証明書自動交付機を本庁舎への設置や住基カードの普及により、証明書自動交付機での発行率が9.63%（H19は5.39%）と利用が多くなったものの、依然として市民課窓口における発行が集中しているため、利便性の高い証明書自動交付機や身近な地区センター、出張所の利用向上を図る方策に取り組む。	① 証明書自動交付機の利用向上を図るため、住基カード等の普及を図っていく。また、証明書発行窓口である、身近な地区センターや出張所のPRによる利用向上に取り組んでいく。 ② 証明書発行窓口の分散を図るため、利便性の良い証明書自動交付機の増設等により、証明書発行箇所の検討を行っていく。	B 16	<p>住民への利便性向上のために、土日、夜間サービス、地区センター、取次店サービス等を拡充の方向。ただし、長期的には、人件費抑制のため自動交付機等の適切な設置が望まれる。</p> <p>住民票発行業務（437,702件/22.75人）の効率化を図るため一層のITによる合理化を図り、電子自治体化の推進が必要。</p> <p>現在行っているワークシェアリングを更に推し進めたコスト削減が望まれる。</p> <p>成果指標においては住民への利便性に関わる指標と証明書1通当たりコストの削減に関わるものを設定していただきたい。</p>	●			<p>・利便性の向上のため、平日夜間や休日でも証明書の取得が可能である証明書自動交付機の増設を検討するとともに、住基カードの普及を図っていく。</p> <p>・住基カードは、平成20年度から3年間について交付手数料を無料とした。</p> <p>・平成21年度成人式において、新成人を対象に住基カード取得のPRパンフレットを4,000枚作成・配布し、住基カードの普及と併せて証明書自動交付機の利用についての啓発を実施した。</p>
22	国民年金事務事業（主に電算委託）(73)	市民課	B	平成22年1月に日本年金機構が設立され、厚生労働大臣の監督の下に業務運営が実施されるため、常に国の動向を把握しておく必要がある。	① 平成22年1月から社会保険庁を廃止し、新たに日本年金機構が設立されることから、今後も国の動向を注視し市民サービスの向上を図っていく。 ② 受付窓口業務の体制を強化し、相談業務を充実させる。	B 21	<p>国民年金被保険者の加入記録の電算業務を主として外部業者に委託して管理している事業である。加入記録を維持管理するための電算委託費が、年間1千万円超かかっている。情報システム部門や他市との連携を図り、今後も電算委託内容を点検し経費適正化を進めていただきたい。</p>	●			<p>国民年金事務事業の中の電算委託費の削減については、情報システム部門と連携を密にするとともに他市とも情報交換を図り、今後も引き続き努力をしていく。</p> <p>なお、国民年金事務事業は、法定受託事務であるため、国からの事務費交付金が約80%ある。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
23	北部出張所運営事業(75)	北部出張所	B	<p>窓口業務のコンピュータシステムのWeb化等により改善がなされて来ているが、反応が遅い事等があり、来客の混み合う時間帯等に迅速な対応が出来ないことがある。また、高齢者が通常の申請や相談に来所することが多く説明に時間がかかることが多い。また、西大袋区画整理事業の進展に伴い異動届等の増加が予想される。</p>	<p>①当面、現体制のなかで、高齢者等の問い合わせや相談への親切な対応に努める。 ②住民の利便性やニーズを考えると、将来的には、出張所の増設と機能の拡充が必要である。</p>	B 18	<p>定期的な受付業務処理の際、繁忙期に支障をきたしているとのことであるが、経済性を考慮した自動交付機の導入、定型業務の民間人の活用、非定型業務の再任用職員等の活用、インターネット受付等による作業繁忙期の山ならし工夫の検討を期待する。今後の傾向として、相談や苦情対応が増加すると思われるので、件数や業務量等の事務実態の把握を行い、南部出張所も含め、これからの出張所体制の在り方の研究に取り組まれる必要があると思われる。</p>	●			<ul style="list-style-type: none"> 各種証明書発行の市内 12 地区センターでの取り扱いや、市内 4 箇所への自動交付機の導入により、出張所の取り扱い件数や業務量に減少をもたらしている。また、繁忙期は一定期間にとどまることなく分散傾向にある。 平成 21 年度育児休暇職員の補充として、再任用職員を配置した。受付業務及び相談業務などの処理に量的にも質的にも効果がある。年間通じてか、あるいは繁忙期での再任用職員の活用が図ればよりよい効果が期待できる。ただし出張所業務の経験のある再任用職員の配置がより効果的である。 当面、さらなる自動交付機の導入、再任用職員の活用を図るとともに、今後増加するであろう高齢者等の様々な問い合わせや相談、苦情に本庁各課と連携を図って適切に対応する。 業務の民間委託、インターネット受付等については、これからの出張所のあり方も含めて関係各課と連携して検討していくことが必要である。
24	公有財産管理事業(東小林記念会館)(77)	地域活動推進課	B	<p>施設利用自治会の加入率と利用率の向上</p>	<p>①利用自治会の利用率の向上を図る。 ②施設の維持管理の充実を図る。</p>	D 20	<p>施設の遊休化に伴い、自治会と土地・建物使用貸借契約を締結し、自治会に管理・運営を任せているが、水道光熱費・修繕費等の管理費については市で負担しているという現状である。当館を利用する特定の団体の使用にかかる費用を市が負担し、受益が偏っていることが問題だと考える。さらに、施設の中長期的な観点から取り壊し等も含め、事業を全面的に見直すべきである。</p>	●			<p>東小林記念会館は区画整理事業実施時に、地元住民が利用できる施設として設置されたが、長年、教育相談所として活用させていただいた経緯がある。</p> <p>東小林記念会館の敷地は、市所有地であるが、同一敷地内には、東越谷 3・4 丁目自治会館も建てられている。この自治会館も近い将来、老朽化による建替えも予想される状況である。</p> <p>平成 24 年 3 月の東小林記念会館の土地・建物使用貸借契約の期限までに、地元自治会と協議し自治会館の建替えも含めた東小林記念会館のあり方を検討する。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）				
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
25	コミュニティ推進事業(79)	地域活動推進課	B	<p>地区まちづくりの運営の取組は地域に浸透してきているが、地域住民自らがまちづくりを行っていくという点で地域間の差がみられる。</p>	<p>改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組</p> <p>①②各地区コミュニティ推進協議会により地区まちづくりについて自主的に行うといった意識差はみられるが、自主運営に向け事務の移譲について、今後も継続して話し合いを続けていく。</p>	<p>B 21</p> <p>地域街づくりを推進する事業としての意義は認識できる。 助成金対象の 370 余の地域コミュニティ事業のうち、自主運営ができていない事業も少なくない。本来は、コミュニティの、コミュニティによる、コミュニティのためのコミュニティ事業であり、住民による自主運営が行われるべきである。また、本事業は平成 4 年度より開始しており、マンネリ化しているコミュニティ事業も少なくないと思われる。 市は今後、強力なリーダーシップを発揮して、地域コミュニティ事業の指導を行うべきである。 例：①自主活動ができていないコミュニティ事業に対しては、助成金を削減する等のペナルティの指導を行う。②活動報告書に示される活動成果内容の厳密な精査など。 事務事業評価表については、活動指標及び成果指標が意味のないものになっている。活動の評価、成果の評価を行うことのできる指標を設定する必要がある。 【コミュニティづくり助成金】（内部評価：継続）（外部評価：減額（縮小）） 助成金に対する事業成果を評価し、適切な助成額を検討されることを望む。 【地区まちづくり助成金】（内部評価：継続）（外部評価：減額（縮小）） 助成金対象の 370 余の地域コミュニティ事業の精査を行い、自主運営ができていない地域コミュニティ事業費の削減などを視野にいれ、助成金の適正化を図る必要がある。</p>	●★			<p>各地域コミュニティ協議会からの平成 22 年度予算要望書を精査し、事業の統廃合、新規事業の立案及び自主的な事業の運営を指導することにより、助成金の適正化を図る。 事務事業評価表については、評価しやすい指標を設定し、今後の助成事業のあり方を検討する。</p>
26	市民活動支援事業(80)	地域活動推進課	B	<p>市民活動団体室の利用は減少していることから、団体自体の会議や事業準備には手狭になってきたことや、団体自体が自立し活動範囲を拡大していることが伺われる。また、20 年度から新規事業として「協働フェスタ」を開催したが、互いの団体が自らの参加の意義や市民活動が社会への貢献を市民に周知を図るため NPO と行政の協働で事業を実施や市民活動支援は必要と思われる。</p>	<p>①平成 22 年度までに市民が求める団体室を整備するために市民活動団体室検討会にて検討を行う。 ②市民活動支援の場を拡充整備するために、市民活動団体検討会のとりまとめを行う。</p>	<p>C 19</p> <p>市民活動団体室「ふりすべ」の利用促進からさらに一歩すすめ、場の活用を通じて行政と NPO との結びつきの強化を図る活動を進めることが重要である。 行政が NPO に期待する活動を明確にし、活動団体にご理解いただき、協働を推進する必要がある。また、協働を推進するためには、活動団体との調整を円滑に進めることができる企画調整能力を持った行政側の人材育成も必要である。</p>	●			<p>市民活動をさらに活発化し、市民活動団体間の連携及び市民活動団体と市の連携を強化するには、団体室の規模のみならず機能の拡充が必要と考えている。 平成 22 年 9 月に市民活動団体室設置 10 年の節目を迎えることもあり、市民活動支援のあり方や誰もが市民活動へ参加できる機会を設ける手法などについて市民活動団体と協議に入ったところである。 また、より高い市民活動支援を探索するため、市民活動支援のモデル的な県や市町村への訪問研修や市民活動等連携や情報交換のためのシンポジウムや協働フェスタを実施する。 そして、庁内へ市民活動団体や NPO 団体の活動の情報提供を図るため、市職員対象の研修会や各課所と市民活動団体への橋渡しなどを行う。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
27	越谷しらこぼと基金事業（越谷しらこぼと基金積立金事業含む）(81)	地域活動推進課	B	本来の目的である市民主体のまちづくり活動を助成するために、助成金交付要綱等を平成21年3月改正し、今まで4分野に限定されていた助成対象事業を全ての市民活動とした。今後、市内の市民活動団体がより一層、主体的な活動を実施できるよう、事業の充実が求められている。	①助成金交付要綱などの改正が平成20年度に終了し、助成対象事業の広がりを多くの市民活動団体へ周知させるため、広報活動を行う。 ②平成22年度までに、市民との協働のまちづくりを推進するため市民活動と協議を重ねて施策を構築していく。	B 18	市民活動団体を支援する当該事業の重要性は認められる。但し、運用開始から17年が経過し、また、現在スポーツの分野に助成が著しく偏りがあることから、支援分野の見直しを含め、基金の活用方針を再設定する時期に来ている。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	●			スポーツ分野への助成偏りの是正や、市民活動団体への助成範囲を拡大するため、平成20年度に越谷しらこぼと基金条例を改正し、助成金交付要綱の見直しを行った。今後も、越谷しらこぼと基金助成制度を市内のまちづくりに係わる市民へ周知を図るため「広報こしがや」や市ホームページ等を活用し、制度の申請件数を増やす。
28	北部市民会館施設管理事業(84)	地域活動推進課	B	指定管理者と引き続き連携を図り、効果的な管理運営を行うとともに、施設に隣接した駐車場の整備と劇場等の利用稼働率の向上を図る必要がある。	①平成22年度は、指定管理者制度導入5年目に入り、制度の見直しを含めた検討が必要になるので、平成21年度から準備を行っていく。②施設の適正な維持管理に努め、安全で快適な利用ができるよう指定管理者との連携を図る。	B 21	市内の他の市民会館やコミュニティセンターに比べ、利用率が低い現状となっている。利用率を向上するために、駐車場の拡大、映像設備の導入等を検討されている点は、評価できる。一方、施設を維持・管理する上で、必要最低限の固定的なコストがかかる。投じたコストに見合う劇場・会議室の利用率を確保するための方策を、積極的に検討すべきである。現在の使用制限も見直し、条例を改正することも視野に入れ、検討していただきたい。	●			地域に根ざしたコミュニティ活動、文化活動の拠点施設として多くの市民の利用促進を図るため、指定管理者制度に基づき選定された北部4地区の住民で組織される「越谷市北部市民会館運営協議会」に委託し、施設の適正な維持管理を行っている。北部出張所、北部図書室の利用者を加えた施設全体の利用率は決して低くはなく、駐車場の整備を行うことにより、更なる利用率の向上が見込まれる。
29	地区センター施設管理事業(89)	地域活動推進課	B	施設利用者数は概ね目標数を確保しているが、既存施設の老朽化による修繕要望箇所が毎年増加している。	①コストに見合った効果を実現する。 ②市民ニーズを的確に把握し、効率的な運営のもと安全かつ快適な地区センターの運営に努める。	B 20	13地区センター施設の管理をする上で不可欠な事業である。現在の保守管理等の委託料を更に削減する努力を期待する。地区センターの利用者数を成果指標にするのではなく、保守管理等に掛かる事業費削減効果を成果指標にしてほしい。また、正規職員の担うべき仕事を明確にして、なお一層の効率的な事業の実施に努めることが望まれる。	●			第3次越谷市総合振興計画に基づく地区センターの大型化（H21:大相模地区センターが開設）と既存館の老朽化により、維持管理経費は、増加傾向にあるが、仕様書や委託方法の見直し等を行いコスト削減に努める。 地域住民との直接の関わりが多い地区センターの仕事の特性を考慮し、業務のマニュアル化、効率化の追求のみではなく、地域住民との協働により一層の効率化を目指す。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
30	集会施設整備事業(92)	地域活動推進課	B	<p>予算範囲内での事業執行のため、自治会の要望に応えきれない。用地取得の際の用地の広狭、集会施設新築の際の1㎡あたりの単価等に要綱上の制約がなく、土地取得面積、新築時の建築仕様等によって、一部公平性に課題がある。</p>	<p>改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組</p> <p>①集会施設新築の際の1㎡あたりの単価について、要綱等を見直し公平性を図る。 ②自治会の施設整備に補助しているが、今後修繕の要望が多くなることが見込まれることから、集会施設の状況把握に努める。</p>	<p>【越谷市集会施設整備事業費補助金】 越谷市としての自治会の将来的なあり方を再検討し、その目的にあった拠点づくりのための補助金制度を検討すべき。 今後、集会施設の修繕費の増大が予想されることから、既存施設を有効利用した集会施設の活用促進、複数自治会で共同利用する集会施設運営等、市全体での経済性を追求するとともに、自治会相互間の連携・協力関係が密になるような拠点づくりへ誘導する補助金制度への検討も必要と考える。また、補助金を支出した結果整備した集会施設の利用状況を把握する必要がある。</p>	●			<p>コミュニティづくりの拠点である自治会及び集会施設のあり方を検討しつつ、越谷市集会所施設整備事業費補助金交付要綱の見直し作業を行っている。 今後、集会施設の修繕要望の増加が予想されている。よって、限られた予算内で多くの自治会に補助制度を活用してもらうため、補助率の削減等も検討している。交付要綱の見直し後、一定期間、新交付要綱の周知期間をおき、新交付要綱を実施する。</p>
31	防災会議事業(93)	危機管理課	A	<p>災害対策基本法、越谷市防災会議条例及び越谷市防災会議運営規程に基づき会議運営を行っているが、さらに災害対策の強化を図るため、より充実した審議を行っている。</p>	<p>①平成19年3月に越谷市地域防災計画の改訂をしたが、その後、埼玉県被害想定が発表されたため、県の地域防災計画の見直しに合わせ、今後、市の計画の修正内容について審議していく。 ②地域防災計画の見直しだけでなく、災害に関する情報収集等について定期的に会議の開催を図る。</p>	<p>国の法律に基づいた事業であり、災害予防は重要であることは理解できる。 ただし、防災会議については、その目的や役割、位置付けを明確にすることを望む。また、活動結果指標、成果指標として会議開催回数だけでなく、当事業の妥当性、効率性、有効性を表す指標を設定する必要がある。</p>			●	<p>国の法律に基づき設置している会議であり、地域防災計画の見直しや市の地域にかかわる災害が発生した場合などに速やかに会議を開催する。 防災に係る審議内容については、現在でも公表を行っており、引き続き審議された内容をわかりやすく市民へ公表し、災害予防の推進を行う。</p>
32	国民保護協議会事業(97)	危機管理課	A	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び越谷市国民保護協議会条例に基づき協議会運営を行っているが、緊急時に迅速な対応を図るため、より充実した審議を行っている。</p>	<p>①国民保護協議会の開催は、平成18年度に作成した国民保護に関する越谷市計画を変更する必要があるが生じた場合に、市長からの修正案の諮問に応じ、審議を行う。 ②計画の見直しだけでなく、国民の保護に関する事項について、必要に応じ審議を行っている。</p>	<p>国の法律に基づいた事業であるが、市の主体性を取り込んだ運営を図りたい。 また、活動指標も事業目的に合ったものを設定することが望ましい。 国・県・市それぞれにおける有事の際の対応が、どの様に検討されているのかを市民へより分かりやすくPRすることも必要である。</p>			●	<p>国の法律に基づき設置している協議会であり、国の法律改正に伴い、国民保護に関する越谷市計画の変更が生じた場合、速やかに修正案を審議するために協議会を開催する。 すでに、既存の計画書は公表されているが、変更後も計画書や審議内容を市民へわかりやすく公表を行い、武力攻撃事態等に対する対応等についてPRを引き続き行う。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
33	防犯対策事業 (99)	危機管理課	B	街頭犯罪件数が増加するとともに、本市における犯罪率は県内の他市町村と比較して依然高い。また、平成20年度は、子どもに係る不審者情報が45件/年発生している。	①平成20年4月1日に越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例を施行し、更に街頭犯罪件数が減少するよう、特に街頭犯罪件数のうち約半数を占めている自転車盗について、二重ロックの推奨などの盗難防止対策などの啓発を図る。②各地区に自主防犯活動団体が結成されているが、地区によってばらつきがあることから、各地区に呼びかけを行い結成率の向上を図る。また、自主防犯活動団体に子どもの見守りのための青色回転灯を整備した車での防犯パトロール実施の啓発を図る。	B 19	各地区の自主防犯団体の活動を、自治会を通じて把握し、その活動状況を共有し、近隣自治会どうし連携し協力した組織的な活動を推進することが求められる。 自治会連合会との連絡・連携も強化し、市と地域とが一体となった防犯対策を進めることによって事業の効果をあげることを検討する必要がある。	●			地域の自主的防犯活動団体（4団体）と市において、月曜日から金曜日の午後の通学時間帯に、青色回転灯を整備した車での防犯パトロールを継続実施している。また、平成21年度より防犯ベストのほか新たに防犯用の帽子を加え、自主防犯活動団体に貸与の充実を図り、市民の防犯活動を支援している。引き続き、市、越谷警察署、越谷市防犯協会、自主防犯活動団体、防犯協定を結んでいる企業等と連携し、地域の防犯対策を推進していく。
34	交通安全推進事業(101)	くらし安心課	B	事故件数は減少しているが、高齢者の事故割合が増加している。	①②21年度は、高齢者の集まる機会を捉えて事故防止グッズを配布したが、今後とも効果の上がる方法を検討し実施していく。	B 19	【越谷市交通安全母の会補助金】 事務事業評価の成果指標を見直す必要がある。交通安全活動団体に対し、市から事故情報などの情報提供をするとともに、交通事故の減少割合など、事業の成果を表す指標を設定するとともに、的確な目標値を設定したうえで、交通安全関連団体を指導する必要がある。また、交通安全教育については、学校の協力が不可欠であり、教育委員会との連携を図ることを望む。			●	交通安全母の会等の交通安全関係団体は、交通安全意識を喚起するため活動を行い、交通事故防止につなげていくことが活動の目的にある。そのため、交通事故防止件数などの指標のほか、この目的に沿った活動が行われているか評価していく必要がある。 市民の交通安全意識を高揚させていくため、他の交通安全関係団体との連携・協力を図り、効果的かつ効果的な事業執行に留意し、取り組んでいく。
35	放置自転車保管管理事業(105)	くらし安心課	B	保管料について、理解が得られない場合がある。	①②自転車等を返還する際、所有者に対して制度の趣旨、目的を説明し、基本的には放置させないよう対策を講じていく。	C 16	誘導整理委託事業と合わせて、手数料負担の原則で見直し、市の費用負担を減額する方向で検討していただきたい。	●			長期継続契約により、委託料の一部縮減を図った。
36	市民相談事業(106)	くらし安心課	B	相談内容が、より複雑化・多様化する中で、更に相談体制の充実を図る必要がある。	①②平成20年度・21年度と、多重債務者相談等に対応するため、法律相談を月1回ずつ増やし、相談体制の拡充を図った。平成22年度以降は、現体制を維持しながら、関係機関との連携を図るなど充実させていく。	B 16	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、活動結果指標・成果指標については相談件数のみでなく、事業成果をより適切に表す指標を設定していただきたい。	●			多重債務者相談等に対応し、より多くの市民が法律相談を受けられるよう、平成20年度・21年度と法律相談を月1回増やして相談体制の拡充を図った。 相談件数以外の成果指標については、稼働率を設定している。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント 改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
37	消費生活相談事業(107)	くらし安心課	B	相談内容が、より専門化・複雑化しており、相談員のレベルアップ等相談体制の充実とともに、専門機関との連携を図る必要がある。 ①平成20年度から、平日毎日、相談員の2名体制が整った。 平成22年度に向け、現状体制の中で、さらに相談体制の充実を図っていく。 ②平成21年度から平成23年度まで「地方消費者行政活性化基金」を活用し、積極的に研修に参加させるなど相談員のレベルアップを図る。	B 16	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、成果指標については相談結果に基づく不当請求回収率も含めていただきたい。	●			平成20年度から、平日毎日2人体制で相談を受けられるよう体制を整えた。 平成21年度から3年間、消費者行政活性化補助金を活用し、相談員のレベルアップを図る。 成果指標については、斡旋解決による救済額の合計を指標式としている。
38	消費者啓発事業(108)	くらし安心課	B	啓発手段を検討し、講座の更なる充実を図る。 ①平成19・20年度と、地域の高齢者を見守る民生委員などを対象に、市民講師育成講座を開催した。 受講者が地域へ戻り、啓発活動をしていただけるよう、今後も継続して開催していく。また、出前講座も積極的に行なっていく。 ②平成21年度から平成23年度まで「地方消費者行政活性化基金」を活用し、啓発用機器を整備するなどして講座内容の拡充を図る。	C 17	昨今の悪質犯罪から消費者を保護することが非常に重要であり、消費生活センターを中心とした、組織的対応が強く求められている。消費者啓発事業は、この観点から、重要な事業であるが事業費単位当たりコスト等を勘案し、啓発事業の民間活用を含めた運営改善が必要である。	●			講座受講者が地域に戻り、啓発活動が続けられるよう、平成19年度から高齢者を見守る民生委員などを対象に、市民講師育成講座を開催しており、22年度も引き続き開催する。 消費生活講座・出前講座も継続的に実施しているが、21年度は特に高齢者向けに「ふれあいサロン」中心に取り組んだ。今後は消費者行政活性化補助金で購入する啓発機器（DVD、プロジェクター等）、パンフレット等を活用しさらに啓発活動を充実させていく。
39	消費者保護委員会運営事業(109)	くらし安心課	B	消費者保護委員会は、苦情処理の斡旋・調停を行うことができるなど、重要な責務を担っている。 消費者保護委員が斡旋・調停を行えるよう体制を整える必要があるため、最新の悪質商法の手口と対処方法などの情報提供を継続して行っていく。 ①②相談内容により、苦情処理の斡旋・調停を行う必要がある場合は消費生活センターで行い、重大な事案については、消費者保護委員会を開催し、市民の利益を守る。	C 19	「越谷市民の消費生活を守る条例」の意味は大きい。必要な条例であるので、現在求められている状況に対応した改正に向け、スケジュールを明確に設定し、消費者保護委員会で検討いただく内容を示し、委員会を有効に機能させ活用する必要がある。	●			条例の見直しについては、平成21年度に消費者庁が創設されたことから、その動向を見ていく。 また、消費生活センターで処理できない消費者からの商品等に関する苦情の斡旋・調停などを行う必要が生じた際は、重要な責務として取り組んでいく。
40	計量器検査事業(110)	くらし安心課	B	コスト削減のため、業務委託の拡充に取り組む必要がある。 ①②(財)埼玉県計量協会の受託能力にも限界があるが、できる限り協会への委託件数を増やし効率化を図る。	C 17	計量法等、法的根拠に基づき、計量に関する検査、計量思想の普及啓発事業は、特例市業務として必要である。 ただし、業務遂行上の効率性に関する検討が必須であり、計量協会あるいは民間への運用委託を推し進め、人件費及び事業費の軽減を図るべきである。	●			計量法による業務については、法的行政処分を伴う業務が多く、全てを委託することは困難であるが、はかりの検査業務については、平成22年度以降も、さらに、(財)埼玉県計量協会に委託するよう取り組んでいく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
41	民生・児童委員活動事業(111)	社会福祉課	B	地域福祉の推進役として民生委員・児童委員の果たす役割は大きい。地域福祉への有効性を示す指標として、民生委員一人当たりの平均活動日数を指標としたが、平成20年度は年間93.6日となり、平成19年度より増加している。	①平成21年度より民生委員協議会の体制を強化し、事業の充実を図るため、組織体制、部会等の見直しを行っており、22年度も継続していく。また、22年度は全国一斉改選の年となり、改選事務を進めていく。併せて、市民に対する啓発活動を更に行うとともに、広報紙等の発行を検討する。 ②身近な福祉の相談員として民生委員・児童委員が地域で活動できるよう民生委員協議会の事業の充実・支援を進め地域福祉の推進を図る。	B 21	急速な高齢社会の到来の中で、地域における民生委員・児童委員の活動は、今後、ますます重要になると予測される。このことは、同時に「地域ケアに対する市民意識の向上」が求められていることを意味する。 よって、民生・児童委員の活動を、市民に対してさらに積極的にPRするなどの方策を講じながら、地域と連携した様々な支援活動を活性化されることを期待する。 【民生・児童委員活動助成金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 引き続き、補助金の趣旨目的にそった執行を継続されたい。	●			越谷市民生委員協議会では、平成21年度より体制を強化し、事業の充実を図るため、協議会規定を見直すとともに、新たに「広報部会」、「研修部会」を設置し、民生委員の広報活動や研修の充実を図っている。また、PR活動として「越谷市民まつり」では、パレードやPRブースを設け、広く市民への啓発活動を進めた。 今後とも、地域福祉事業の充実を図るため、活動助成金の支出により民生委員活動の支援を図る。なお、平成22年度は3年に1度の全国一斉改選となり、改選事務を進めていく。改選に伴い民生委員推薦会の開催回数が1回から2回となり、予算の増額が生じた。
42	更生保護事業(112)	社会福祉課	B	更生保護事業の有効性・効率性を計るための指標設定が難しいが、啓発事業の一つとして開催している「社会を明るくする運動」への参加者数は、毎年300人以上の参加を得ている。更生保護活動の重要性は増しており、今後とも更生保護活動への支援を行うとともに、市民への啓発活動を行う必要がある。	①社会を明るくする運動の実施など、更生保護への理解を深めるための事業を充実するとともに、引き続き、保護司会、更生保護女性会との連携を図る。 ②保護司会、更生保護女性会とともに、中学校や大学などとの連携を図り、青少年への更生保護への理解を深め、青少年の犯罪防止活動を推進する。	B 19	各補助金とも、適切な業績評価指標を設定し、成果と公益性を検証する必要がある。 【更生保護女性会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【越谷地区保護司会越谷支部助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【越谷地区保護司会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。	●			更生保護制度の改革が進められる中、越谷地区保護司会や更生保護女性会でも、再犯防止や青少年の非行化防止に様々な事業が実施されている。 毎年7月を強調月間とする「社会を明るくする運動」では、駅頭でのPR活動や講演会を実施し、青少年の非行防止の啓発に効果を上げている。特に、講演と映画の集いでは、本年も300人以上の参加者があった。また、越谷地区保護司会では、市内全中学校を訪問し、直接、生徒にリーフレット等を配布するなど、更生保護や非行防止について理解を広めている。 このような事業の展開に対し、積極的に支援をするとともに、適切な評価の方法を検討し、定期的な事業の見直しを図る。
43	行旅病人等援護事業(113)	社会福祉課	B	年間を通して、取扱い件数は少ない。身元等の確認や親族の調査に時間を要するが、法令に基づき適正に処理している。	①②法令に定められた業務であるため、今後も継続していく必要がある。	B 21	法令で定められた事業であるものの、外国人旅行者の対応等法令上再検討すべき余地がある。 特に、旅行中の外国人が、今後さらに増加することが予測される中で、「国全体の視点に立った対応基準の明確化」を図るよう、国に働きかけられることを望む。	●			今後とも法令に基づき適正に対応していく。 なお、現在は身元不明遺体の対応が主であり、旅行者等の医療費対応は他の制度が優先する。
44	社会福祉協議会助成事業(119)	社会福祉課	B	法人運営に係る指標の設定は難しいため、社会福祉協議会が行っている地域福祉事業を適正に評価しながら助成事業を進める必要がある。	①適切な事業評価ができるよう助成金の見直し・検討を進める。 ②運営費的な補助から事業費補助に切り替える。	C 17	この助成金は、社会福祉協議会の管理運営の補助であり、助成金の効果が不明である。このような助成金を縮小するとともに、事業運営の委託や補助へ転換し、効果を評価できるものにすべきである。社会福祉協議会の経営についても、事業の見直し（民間との役割分担）、人件費のあり方（給与体系の見直し）、自主収入の拡大を図る必要がある。	●			地域福祉の推進を図る中心団体として支援を行っている。助成金の内容が運営費補助であるため、事業費補助に改めるなど引き続き助成方法を検討していく。現在、社会福祉協議会内で、助成内容を事業費に振り分ける方法などを検討しているが、併せて適正な評価が行えるよう、市の助成金交付要綱の見直しについても検討を進める。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
45	障害者ガイドヘルパー派遣委託事業(124)	障害福祉課	B	派遣範囲を明確化し、障がい者等移動支援事業に対する本事業の位置づけ、利用条件の整理が必要	①派遣範囲の明確化、利用者への周知徹底 ②移動支援事業に対する本事業の位置づけ、利用条件の整理。ガイドヘルパーの確保	B 19	障害者ガイドヘルパーの派遣範囲の拡大ニーズに対しては、代替手段の利用を検討し、公益性の高いものに限定することを維持すべきである。 ヘルパー確保の工夫が望まれる。 また、外出支援事業をさまざまに組み合わせることで、利用者の利便性を高めていくことに取り組んでいただきたい。	●			本事業は、越谷市障害者等移動支援事業を補完する事業として位置付け、対象者及び利用の範囲を限定している。利用条件については、平成20年9月に利用者説明会を開催し周知を図るとともに、サービスの利用を希望する者に対しては相談時に制度の説明を行い効果的な事業の実施に努めている。 また、ガイドヘルパーについては今後も委託事業者と協力し確保を進めていく。
46	障害者介護券給付事業(125)	障害福祉課	B	他の外出介助施策との調整を図りながら、本事業の趣旨を周知徹底し、適かつ有効な運用を図っていく必要がある。	①移動支援事業、ヘルパー事業等、障がい者の外出介助施策が多様化する中で、それぞれの制度における対象者や利用基準を明確化するとともに、重度の身体障がい者、知的障がい者を対象とした本事業の制度の周知を図り、適切な実施し、障がい者の外出介助施策の充実に努め、更なる社会参加の促進を図る。	B 17	この事業は、市の単独事業として実施しているが、平成17年度より県の補助事業となるなど、住民のニーズに柔軟に対応しているものといえる。国や県の動向を見ながら、利用者の偏在、利用実態を踏まえた上で、事業を遂行していくことが必要である。また、支援費制度と似たような事業があり、利用者の重複利用を運用上制限しているが、この事業を支援費制度へ統合することの要否も検討する必要がある。	●			本事業は、重度障がい者の社会参加を促進する上で重要な施策であると認識しており、移動支援事業やガイドヘルパー派遣事業と異なり、自薦式ヘルパーによる外出支援策である。利用方法等については、必要に応じ介護者及び利用者へ随時周知を図っている。平成18年に障害者自立支援法が施行されたが、全身性障がい者に対する介護人派遣については県の補助を受けての事業であり、平成18年度に見直しを図った障害者計画においても全身性障害者介護人派遣事業、知的障害者介護人派遣事業については、個別に実施する事業として改めて整理し、移動支援事業等の外出支援策との利用調整を行いながら効果的な事業実施を進める。
47	心身障害者地域デイケア事業費補助事業(130)	障害福祉課	B	デイケア施設は、就労に繋がらない特別支援学校卒業生の進路先として、重要な位置を占めているが、運営は障がい者団体等運営基盤の弱い団体が多く、法に則ったサービスに比べ利用者負担額が多くなっている。	①②デイケア施設も障害者自立支援法上の新体系サービスへの移行が進められており、地域活動支援センターや生活介護事業所（平成20年度は1施設が移行済み）等への移行が検討されているが、職員配置基準等クリアすべき課題も多い。移行にあたっては、建設整備補助などを行い、新体系への移行を支援していく。	B 21	平成23年度末までに地域活動支援センターや生活介護事業所への移行が進められている事業である。移行に伴っては、生活介護事業所等の職員設置基準をクリアするなど課題が多いが、平成23年度末までの移行完了（事業廃止）に向け、引き続き努力していきたい。 【心身障害者地域デイケア事業費補助金】（内部評価：減額（縮小））（外部評価：減額（縮小）・終期設定） 地域活動支援センターや生活介護事業所への移行に伴い、平成23年度をもって本事業費の補助金は廃止される予定	●			地域デイケア施設から新体系事業への移行については、引き続き移行のための建設費補助事業や移行後の運営費補助などの支援を継続する。また、本年度、移行先となる地域活動支援センターに対する補助及びデイケア施設に対する既存の補助要綱を改正し、事業運営の安定化を図った。今後も平成23年度末までに自立支援法で定める新体系施設への移行を円滑に進めるため、情報提供を行っていく。
48	障害者短期入所事業（旧障害者ショートステイ支援事業）(134)	障害福祉課	B	施設入所を望んでいる障がい者が、施設に空きが無いため、本人の身体状況や家庭環境等を理由に、特例的に継続して長期にわたり短期入所サービスを利用している。あくまでも特例的な利用のため、定期的にサービスの見直しや対応策を検討していく必要があると思われる。	①短期入所サービスは、毎年、支給決定の更新を必要とする。更新時には、本人の身体状況や生活環境等又は現在までの利用実績等を勘案して、適正なサービス種類及び支給量を決定するよう努める。 ②短期入所サービスを利用する障がい者及びその家族に対し、本事業の趣旨等について周知徹底し、利用の適正化を図る。	B 21	在宅で介護されている家庭の実情を考えると、不可欠な事業である。 しかしながら、ショートステイという本来の事業趣旨ではなく、正規施設の入所待ちの方の受皿となっているという実情もあり、高齢化に伴う介護対象者の増加、核家族化に伴う事態を映し出している面もある。短期入所サービスを利用する障がい者及びその家族に対し、今後も引き続き事業の趣旨を理解いただくよう努め、さらなる事業の適正化に努めていただきたい。	●			サービス利用決定時に行う調査では、本人の身体状況はもとより介護者を含めた生活環境を勘案し、適正なサービスを決定するよう努める。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
49	日常生活用具給付事業(143)	障害福祉課	B	介護保険等による類似事業との調整が必要である。また、法令に基づく事業ではあるが、事業の周知や情報提供に努めるとともに効果を高めるための助言・指導が必要である。	①日常生活の円滑化・事業の効果を高めるため、引き続き給付品目について検討する。 ②窓口相談等を通じて、障がい状況・生活状況に応じた用具の給付を行い、適切な事業の実施に努める。	B 21	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付する事業であり、事業の重要性は認められる。対象者が公平に制度を活用できるよう、さらにPRをしていただきたい。 利用者の実態に則した対象品目の適正化を継続いただきたい。	●			火災警報器として給付できる範囲について障がい者が効果的に活用できるよう検討・整理を図った。また、障がい者手帳交付時の制度説明及び給付相談時に、利用者の要望を的確に把握し給付することにより、障がい者の日常生活の円滑化により効果的となるよう努めている。
50	家族介護支援事業（介護保険） （家族介護慰労金支給事業） (157)	高齢介護課	B	事業内容のあり方について今後検討していく。	①②在宅介護者福祉手当の活用（移行）を含めて検討・見直しの予定	C 20	在宅介護をしている家族に対する慰労金の支給事業であるが、H19年度の対象者は1人と極めて少なく、また介護保険制度があるので、基本的には介護保険制度を利用していただけよう理解を得る努力をすべきと思われる。		●		介護保険制度発足から10年を迎え制度の利用者が増加している傾向にあり、家族介護慰労金支給対象者も少なく要綱制定時の目的は達せられたため廃止するものである。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
51	家族介護支援事業(158)	高齢介護課	B	高齢化の進展に伴い、在宅高齢者の支援が一層必要となる。	①②65 歳以上の高齢者の増加に伴い、在宅高齢者の利用者の拡充を図る。	C 19	●			<p>①緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者に通報用のペンダントを貸与する事業であるが、廃止を含めて検討する。昭和 61 年からの事業であり、平成 18 年は新規 4 件、機器確保契約台数 200 台のうち全設置台数 98 台にとどまっており、一定の事業目的を達成している。一方で、維持コストは年間 530 万円（54,000 円/1 台）である。代替手段（携帯電話、警備会社等）を検討する余地がある。また、契約業者への条件変更要請及び新しくコストパフォーマンスの良いシステム提案を行わせる等、大幅な見直しが必要である。</p> <p>②在宅介護者福祉手当は、寝たきり老人を介護する家族への現金給付であり、平成 18 年は 361 名を対象としている。福祉的な施策ではあるが、介護保険が導入され、政策がサービス給付へシフトしている中で、このような手当のあり方を見直す必要がある。</p>	<p>①緊急通報システムは、慢性疾患等により日常生活を営むうえで常時注意を要する単身高齢者等の救急救命を図ることを目的としていることから、平成 21 年度は、事業の実施を継続する中で契約条件の見直しを行い、33 社からの見積り合わせにより、緊急通報システム機器貸借の業者選考を行い契約更新し、総事業費の抑制を図った。平成 22 年度も引き続き、保守点検の契約条件の適正化を図り、事業費の抑制を検討し、事業の継続を予定したい。</p> <p>②在宅介護者福祉手当については、在宅介護福祉手当を支給することにより、在宅介護を支援し、福祉の向上を図ることを目的としていることから、事業の継続を予定したい。</p>
52	手当給付事業(159)	高齢介護課	A	継続して計画どおり事業を進める。	①②継続して計画どおり事業を進める。	B 21	●			<p>日本国籍を有しない 1926 年（大正 15 年）4 月 1 日以前に生まれた方で、公的年金を受給できない外国人高齢者救済のための事業である。本事業の対象者は、現在 4 名であり、今後対象者の新規追加はない事業である。対象者の減少とともに、事業規模を縮小する事業である。</p> <p>事業名が「手当給付事業」となっており、事業名からは、どのような手当を給付する事業なのか容易に推察できない。</p> <p>また、成果指標が手当支給総額となっているが、これは、本事業の成果を測る指標であるとは言えない。現在の支給額で、事業目的である対象者の生活支援としての効果の評価するなどの検討をお願いする。</p>	<p>外国人高齢者に対する生活支援のための給付費であるが、可能な範囲で、聞き取り等により対象者の家計状況を把握するなど、今後、事業の成果が明らかになるような指標を検討したい。</p>
53	老人日常生活用具給付事業(160)	高齢介護課	B	高齢者の増加が見込まれるなか、加齢に伴う認知病状のある方の在宅生活を支援するための事業の周知が必要である。	①②平成 22 年度はさらに、包括支援センターを通し周知を図っていく。	D 19	●			<p>ひとり暮らし高齢者等に火災報知器、自動消火器、電磁調理器の設置を補助する事業である。昭和 63 年からの事業であり、介護保険の制度化により、一定の目的は達せられたものと思われる。申請件数も、平成 18 年は 2 件と少ない。事業費 2 万円に対し、事業遂行のための人件費が 90 万円となっており、投入した作業工数に見合う事業となっていない。低所得者向けの適用は必要性の検討を要するものの、当制度の廃止、または代替手段（消防法及び住宅政策での対応）への切り替えも含めた検討が必要。</p>	<p>老人福祉法に基づき、日常生活を営むことに支障がある高齢者の、便宜を図るための給付事業であり、介護保険制度との給付品目の重複はない。改善として、対人件費のコストパフォーマンスを高めるために、10 か所の地域包括支援センターでのケア会議を活用し、人件費の抑制を図り、さらに、他市の状況を検討し、対応を行っていく。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
54	介護支援事業 (162)	高齢介護課	A	低所得者に対する市単独の負担軽減施策で、国の軽減制度に市の独自性を加えたものとして有効な施策である。今後要介護・要支援認定者の自然増に伴い、事業費の増加が見込まれる。	①②継続して計画どおり事業を進める。	B 21	介護保険に関する事業であり、要介護・要支援認定の低所得の世帯が居宅介護サービスを受ける際に、利用者負担を軽減するための事業である。事業の重要性は認められる。事業の成果が減額者の認定率（利用者負担減額認定者÷要介護要支援認定者数）となっているが、これは事業の成果を測る指標とは言えないのではないか。事業目的に照らし、検討されたい。 また、要介護・要支援認定時に低所得者かどうかの判定を行うなど、現時点でも業務効率を図られているが、今後もさらに効率化を進めていただきたい。	●			超高齢化社会の進行により介護認定者数、利用者数が増加の一途を辿っている。また、長引く不況のため、家計収入の低下、年金収入の伸び悩み等低所得の利用者も年々増え続けている。本市としては、利用者一人一人が安心してサービスが利用できるよう今後も重要な事業として位置づけている。今後、更なる事務の効率化と事業の成果が明らかに見える指標を考えていきたい。
55	保険事務管理事業 (163)	高齢介護課	A	法に基づき介護保険事業計画を策定し、市民等に制度の周知を図る。	①②第4期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を円滑かつ適正に推進し、施設整備や給付事業の進行管理に努めていく。	C 17	介護保険導入から5年経過し、市内の要介護保険者数は2,600人から4,200人へ増加している。介護保険の主旨普及は一定の成果をあげており、介護保険フェスタのあり方を見直す必要がある。また、介護相談員による事業所派遣は、年8カ所程度の施設中心であるが、受入拒否事業所もあり、通所施設は未実施である。今後の方向としては、当該事業の見直しを行い、事業者のサービス評価（第三者評価）の活用や情報公開制度の推進などにより、より効果的な方法を検討する必要がある。			●	介護保険フェスタは、介護保険事業者連絡協議会が主催している。フェスタは単なるイベントではなく事業者の研修会的な性格を有し、介護保険の現状や制度改正に伴う事業者等への影響等をテーマに国の担当者等による講演会などを実施している。今後も、協議会に対し、側面的な支援を行っていく考えである。 介護相談員派遣事業は国の指針に沿って実施しているが、介護保険施設等の利用者の不利益を未然に防止するとともに施設の適切な運営が図られることを期待し、今後も継続していく考えである。なお、第三者評価や情報公開制度については法令上定められており現に行っているが、第三者評価については外部評価に代えて行っている事業所もある。
56	介護給付等費用適正化事業（介護保険） (173)	高齢介護課	A	法に基づく制度であり、地域支援事業の任意事業に位置付けられている。介護給付費の増加に伴い、制度の適正運営のため給付適正化事業は益々重要性を増している。	①②継続して計画どおり事業を進める。	B 21	本事業は、介護給付の適正化のため事業で、事業の重要性は認められる。 しかし、実際の事業の実施は、それぞれ個別の別事業で実施されている。当事業は、個別事業の上位に位置付けられるが、事業内容がわかりにくい。関連事業も含めた事業全体の中での本事業の位置付けと事業目的を明確にし、市民にわかりやすい説明をすべきである。	●			本事業は、国の『「介護給付適正化計画」に関する指針について』に基づき、国、県、保険者（市町村）が一体となって取り組むものである。内容は、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合、制度普及の周知徹底など広く、深いものであり、これまで各事業について取り組み成果をあげてきたが、今後も更なる努力を続けていきたい。課題となっている各事業を全体として、どう位置付け、結び付けていくか難しい問題であるが、検討していきたい。市民に対しては、更なる制度内容の周知、適正化事業の取り組み状況についても機会があるごとに説明をしていきたい。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
57	窓口受付事務事業(183)	国民健康保険課	A	受付機の設置は窓口対応の円滑化に寄与しており、市民サービスの向上につながっている。	①②継続して計画どおり事業を進める。	B 21	<p>本事業は、導入した窓口受付機を管理する事業である。窓口受付機はすでに設置されており、設置の目的は窓口対応の円滑化にある。</p> <p>したがって、本事業のみをひとつの事業として独立・管理されることに意味はないと考えられる。今後は、窓口業務・相談業務を合わせ統合し、市民サービスの向上度合が市民から見て、分かりやすいように改善されることを望む。</p>	●			<p>本事業は、事業別予算の編成において、委託料は一般事務経費とは区別して事業科目化するとの方針に従い設定したものである。</p> <p>平成 22 年度当初予算編成において見直しを行い、一般事務経費に含めるものとする。</p> <p>なお、窓口業務、相談業務については、より広く全庁的な視点から、一層の市民サービス向上を図る。</p>
58	疾病予防事業（国民健康保険）(187)	国民健康保険課	B	平成 20 年度からの特定健診・特定保健指導の実施に伴い、疾病予防事業のうち人間ドック検査料及び胃検診助成事業については平成 19 年度末をもって廃止した。ただし、他市町村の国保及び後期高齢者医療においては人間ドック助成拡大の動きもあり、本市被保険者の一部からも再開の要望がある。保養所利用助成については利用者の要望が強く、平成 21 年度からは後期高齢者医療被保険者にも保養所利用助成を拡大したところであり、当面の見直しは難しい。	①②被保険者等の要望と他の保険制度（被用者保険、他市国保等）の状況等を勘案しつつ、当面、事業を継続する。	C 19	<p>当事業は、国保の被保険者が、胃がん検診、人間ドック、保養所利用の 3 つの場合に助成するものである。胃がん検診の助成は、市民の利用者負担分を国保会計から助成する制度であるが、他のがん検診では助成していないこと、本来は自己負担で行うべきものである。人間ドックの助成は、市の基本健康診査とは別に個人で受診した場合の助成であり、特定の利用者だけに支給することの公平性に欠ける面がある。</p> <p>保養所利用の助成は、国保の目的である医療給付とは直接関係がない。いずれも、国保の赤字補てんに一般財源が 880 百万円も投入されていることを念頭におき、他の保険制度（政府管掌保険、他市国保等）との比較検討もしながら、廃止を含めて助成金額の見直しが必要である。</p>			●	<p>人間ドック検査料及び胃検診助成事業については、平成 20 年度からの特定健診・特定保健指導の実施に伴い、平成 19 年度末をもって廃止した。</p> <p>保養所利用助成は、被保険者の心身の健康増進に資するとの考え方から、被用者保険や国保において広く行われてきた。本市においても利用者の要望が強く、平成 21 年度からは後期高齢者医療被保険者にも保養所利用助成を拡大したところである。</p> <p>事業の見直しについては、引き続き市民ニーズの把握と国保事業運営への理解を図る中で、必要に応じ検討する。</p>
59	国民健康保険会計繰出金（法定外）事業(189)	国民健康保険課	A	無職の被保険者を多く抱える国民健康保険は制度的に赤字基調となることから、制度維持のために一般会計からの繰入は不可欠である。本市の 1 人当たり繰入額は、県内平均を大きく下回っており、繰入額の抑制に努めているところである。また、平成 20 年度には税率改定を行い、適正な歳入確保に努めている。	①②引き続き繰入額の抑制に努めるとともに、歳入の確保と医療費の適正化を推進する。	B 18	<p>国保特会の赤字補填の為、一般会計からの繰入を当然と受け止めるのではなく、真剣な繰入金減少に取り組んでいただきたい。収納率は 90%前後と評価できるが、医療費の減少に向け、関係部課が連携を取り、市が一丸となって緊急プロジェクトを設置するなどして、取り組んでほしい。</p>			●	<p>引き続き繰入額の抑制に努めるとともに、歳入の確保と医療費の適正化を推進する。</p> <p>なお、国民皆保険を支える国保制度が構造的に財政基盤の脆弱性を抱えることは全国市町村の共通認識であり、医療保険制度改革の中で、国保の広域化、さらには医療保険制度の一元的運用が望まれている。</p> <p>市民と地方自治体にとって望ましい医療保険制度改革の実現に向け、関係団体と連携して要望、提案等を行っていく。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
60	レセプト点検事務事業（国民健康保険）(193)	国民健康保険課	A	職員及び臨時職員によるレセプト点検は医療費適正化のために重要かつ効果的な事業であり、毎月の再審査請求等着実に成果を上げている。	①②継続して計画どおり事業を進める。	B 21	レセプト点検は、医療費適正化のための重要かつ効果的な事業である。効果を確実なものとするために、活動結果、成果について、定量的な目標値を設定され、一層の業務の効率化に努められることを望む。例えば、設定する目標値として、処理対象とするレセプト枚数、過誤調整等対象件数、金額、点検効果率等があげられる。また、本事業にかかる総費用が把握できるように、事務事業の括りを整理されるよう検討を願う。	●			レセプト点検については、国の診療報酬明細書点検調査実施状況調査において点検効果率等を算出しており、従来から事業の指標としている。 ただし、前年度の最終データの確定・集計が7月となることから、事務事業評価表提出後に追加報告する方法を検討する。 総費用の把握については、IT費用の配分が課題である。電算システムについては別に効果測定が行われているが、事務事業評価と合わせて効果的率の評価手法が全庁的に整備されればこれに従う。
61	国保推進員事業(194)	国民健康保険課	A	平成20年度に収納対策の見直しを行い、国保推進員については、従来の臨宅催告を中心とした業務体制から、職員が行う財産調査・差押等の補助業務を含めた業務体制に変更し、収納率向上のために更に効果的な活用を図っている。	①②継続して計画どおり事業を進める。	B 21	国保推進員の役割が変わっている現状において、推進員の選考については、市民の個人情報保護の視点からもより一層慎重な配慮を求める。 また、活動結果、成果については、定量的な目標値を設定され、業務の効率化に努められることを望む。例えば、電話催促件数、臨宅催告件数、徴収件数、収納率等があげられる。	●			推進員の選考については、引き続き慎重かつ厳正に行っていく。 目標値については、成果指標として収納率を掲げることとする。なお、活動指標については、総合的な収納対策の充実強化を検討する中で、効果的な活動指標を検討する。
62	救急医療対策事業(205)	市民健康課	B	埼玉県地域保健医療計画の中で病院数が定められており、新たな病院の設置は困難であることから、現状の医療機関の中で実施していかなければならない。	①②埼玉県東部第三地区第2次救急医療対策協議会をとし、救急医療を確保していく。	D 17	<在宅当番医制事業> 地域住民の初期救急医療の確立は、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりには必須である。ただし、休日等の初期救急医療体制は、すでに医師会により整いつつある。平成17年度在宅当番医制から日曜日診療が除外されており、今後さらに祝日においても在宅当番医制の意義について抜本的見直しを図り、医療機関自身による初期救急医療体制の確立を推進する必要がある。			●	在宅当番医（歯科当番医）制事業については、民間医療機関による祝日及び年末年始の初期医療体制の整備・充実が図られるまで継続する。 具体的な取組みとしては、地域医療団体と連携し、当番医制により祝日及び年末年始の初期救急医療を確保する。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
63	健康診査等事業 (209)	市民健康課	B	<p>法改正により、平成19年度で基本健康診査が廃止されたため、目標とする受診率を変更した。</p> <p>効果的な健診を実施するため、若年層の健診受診率を上げる必要がある。その上で、未受診者への受診勧奨について、改善が必要と思われる。</p>	<p>①各検診について、広報や健康教育、母子保健事業などを通して広く周知を行っていく。</p> <p>②生活習慣病や、骨粗しょう症、肝炎についての啓発することで、検診受診の必要性について周知を図っていく。</p>	B 21	<p>本事業は、大きく以下の3つの事業から構成されている。</p> <p>①生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導、②肝炎ウイルス検診、③20歳以上の女性を対象とした骨粗しょう症検診</p> <p>①生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導の受診率は、2.5%（平成20年度実績で対象者1,150名に対して受診者29名）である。種々の事情により受診できない方もおられることを考慮しても、予防医療の重要性が叫ばれる中、2.5%という受診率は低い。未受診者に積極的に働きかけて、受診率の向上を図ってほしい。</p> <p>②肝炎ウイルス検診は1回だけの検診であるのに対して③骨粗しょう症検診は1年に1回の検診である。受診可能回数などを考慮して、受診率などの成果指標を設定すべきである。</p> <p>③骨粗しょう症検診は、毎年、6月から7月の18日間、医師会に委託して実施している集団検診である。平成20年度実績は、最大受診可能数1,520名に対して、1,420名が受診した。今後とも、受診者を増やす必要があるが、現在の検診形態では満杯の状態である。予算拡充も視野に入れて、医師会とも調整を行ったりするなどの対策を立案する必要がある。</p>				<p>①生活保護受給者等を対象とした健康診査・保健指導 生活保護受給者等に対する健康診査については、平成21年度より集団・個別どちらか一方を受診できるよう受診機会を広げたところであり、今後も広報・ホームページ・個別通知等で受診勧奨していく。また、健診結果により保健指導の必要な方に対し個別面接による保健指導を実施する。</p> <p>②肝炎ウイルス検診及び骨粗しょう症検診の成果指標について 骨粗しょう症検診については、定員に対する受診者の割合に変更する。 肝炎ウイルス検診については、40歳の方の受診率に変更する。</p> <p>③骨粗しょう症検診について 関係機関と今後も検診機会の拡大について調整していく。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
64	予防接種事業 (213)	市民健康課	B	<p>受診率向上のために、広報・ホームページ・学校・幼稚園・保育所等を通じて周知を図っているが、接種率を上げるための更なる周知の徹底が必要である。</p>	<p>①②法定事業であり、法律ののった取組を行っていく。麻しん排除計画により平成20年度から5年間の時限立法により中1相当、高3相当に対するの更なる向上を図る。</p>	B 21	<p>幼児から高齢者までを対象として、市民の健康増進を図る上で、必須の事業である。BCG、及びポリオの受診率は、それぞれ98.0%、92.5%と極めて高い値である。しかし、BCGやポリオの予防接種は、さらに高い受診率を目指すべきであり、そのためには保護者の一層の理解を得よう努めなければならない。特に、BCGの未受診者（59名）に対しては、個々のフォローを行うことによって、実質受診率=100%を目指す必要がある。</p> <p>ポリオが、BCGに比べて受診率が低い原因として、接種方法の違い（BCGは個別接種、ポリオは集団接種）が考えられる。ワクチンの特性によって、ポリオの場合は、集団接種を取らざるを得ないという制約があるとのことではあるが、個別接種を行っている自治体もある。何らかの工夫を行い、BCG並みの受診率を目指すようにしていただきたい。</p> <p>【市外での予防接種費用助成金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 予防接種助成金は、市が現物給付できない県外等で接種した場合の助成金であり、その必要性は認められる。</p>				<p>外部評価で指摘のBCG未接種児の対応については、背景に重篤な疾患や障がいを抱えている場合、ネグレクトに相当するような虐待が疑われる場合、予防接種に対する保護者の考え等もあり、単に接種率の向上だけに留まらず、養育面も踏まえた個別的な対応を継続しきめ細かい個々のフォローを実施した。平成21年度より原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭に訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」を開始し、予防接種についての情報提供を充実した。訪問、乳幼児健診、育児相談、その他あらゆる場面で予防接種の状況を確認し、保健指導を行っている。また、広報による周知回数拡大や、学校等とも連携し更に高い接種率を目指すべく効果的な紙面作りを行った。</p>
65	子育て支援事業 (219)	児童福祉課	B	<p>サロンの利用ニーズに対応するため、身近な場所への設置を進める必要がある。</p> <p>ファミサポについては、近年の経済状況から就労する母親の増加とともに就労形態の多様化に対するため、提供会員の確保が課題となっている。</p>	<p>①②サロンについては、平成21年度前期行動計画最終年の目標事業量である7箇所を達成（出張サロン2箇所含む）したが、長期的には中学校区に1箇所（15箇所）に向け、更に取組を進めていく。ファミサポについては、提供会員の確保に努めるとともにH21.1.5開始された5市1町の相互利用の促進に努める。</p>	B 17	<p>世帯の核家族化、共働き化等により、子育ての相談・指導や、コミュニケーションの場の提供が強く求められる。今後も大いに拡充すべき事業であるが、児童相談事業や保育ステーション事業等、類似目的事業との役割分担の明確化や、施設の共同利用等、事業運営の効率化を検討する必要がある。また、外部委託に関し、入札等により委託決定プロセスの透明化を図るとともに、コストダウンの努力を払うべきである。児童虐待等への対応を強化していく必要もある。</p>				<p>平成22年度に向けた取組について、核家族化や地域コミュニティの希薄化により子育てへの不安感・負担感をもつ保護者が増加している中、身近で多様な相談場所の提供は必要であり、今後も各機関の持つ機能を生かしつつ、連携を図っていくこととする。</p> <p>中長期的な取組について、多様な媒体を通して人材の発掘を図り提供会員の確保に努めていく。</p>
66	民間学童保育室 運営補助事業 (232)	児童福祉課	B	<p>定員があるので待機児童が多い。</p>	<p>①②保育ニーズが増えることが予想されるので、定員の拡大を検討していく。</p>	B 21	<p>障がいを持つ児童のための、保育室運営事業である。</p> <p>待機児童の解消に向けて、今後、事業を担う既存NPO法人の事業支援とともに、新たなNPO法人の設立を支援するなど、現在の事業内容枠にとどまらず、事業拡大のための方策を検討されることを期待する。</p>				<p>平成22年度より、新たに特別支援学校等に通学する障がい児の放課後児童クラブを運営するNPO法人に対し、運営費を助成し、受け入れ枠の拡大を図る。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
67	みのり学園運営事業(234)	児童福祉課	B	業務の効率化等による経費の削減を図ることとなるが、計画中の複合施設開設に併せ運営方法を決定していく。	①②肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」とともに2施設の機能を併せ持つ施設として一体的に整備し、2施設の一体による効率化や新たな付加機能について検討していく。平成25年度当初を目指しており、今後運営方法(全部委託・一部委託等)についての詳細を決定していく。	B 16	複合施設建設時に改善ということではあるが、事業費として大きな割合を占めている人件費の削減を検討する余地がある。	●			肢体不自由児通園施設あけぼの学園とともに2施設の機能を併せ持つ施設として一体的に整備し、2施設の一体化による効率化や新たな付加機能について検討していく。平成25年度当初の開設を目指しており、今後運営方法について詳細を検討していく。
68	あけぼの学園運営事業(236)	児童福祉課	B	業務の効率化等による経費の削減を図ることとなるが、計画中の複合施設開設にあわせ運営方法を決定していく。	①②知的障がい児施設「みのり学園」とともに2施設の機能を併せ持つ施設として一体的に整備し、2施設の一体による効率化や新たな付加機能について検討を進める。平成25年度当初の開設を目指し、今後、運営方法(委託・一部委託等)についての詳細を決定していく。	B 20	児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。平成25年春の施設複合化に向けて、現段階から保育士等の人材育成と、外部委託も見据えた業務効率化の準備を進めていただきたい。	●			平成25年度当初の開設を目指し、知的障がい児施設「みのり学園」とともに2施設の機能を併せ持つ施設として一体的に整備し、2施設の一体による効率化や新たな付加機能について検討を進めるため、平成21年10月に越谷市障がい児施設建設庁内検討委員会を設置した。今後、運営方法(委託・一部委託等)についての詳細を決定していく。
69	児童館コスモス施設管理事業(237)	児童福祉課	B	開館22年を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。平成18年度は配管の一部改修、平成19年度は冷暖房機器の一部改修、平成20年度は雨漏り・地盤沈下改修・エレベーター修繕・冷暖房機器の一部改修を実施 今後は残り部分の冷暖房機器改修・プラネタリウム改修等逐次実施していく。	①②児童館の安全と快適な環境を維持し、児童館の持つ機能が十分発揮できるよう計画的な施設・設備の改修を図っていく。			● ★			児童館の安全と快適な環境を維持し、児童館の持つ機能が充分発揮できるよう計画的な施設設備の改修を図っていく。
70	児童館コスモス運営事業(238)	児童福祉課	B	各年度毎の入館者・事業参加者数に若干の変動が見られるが、児童の健全育成のための拠点施設として、また「天文と物理」をテーマにしたこども科学館としての児童館への市民要望は高く、今後も事業内容を精査して、拡充していく必要がある。また、事業運営の効率化を図るため児童館運営の見直しを行なっていく必要がある。	①②児童館運営の効率化を図るため児童館運営の見直しを検討していく。	C 18	子供が自ら学ぶ場づくりの社会的要請は特に高まっており、児童館による場の提供の意義は深く、20年間に及ぶ実績は大いに評価されるべきものと思料している。特に最近では、児童虐待、犯罪者からの防御、子育て支援等、新たな社会要請が出現してきていることへの配慮を期待したい。しかし、運営実態をみるに、児童福祉の総合的な取組を勘案し、より活動的な事業展開を考えた場合、現行の直営運営から、類似館を含め、指定管理者制度活用による委託運営、NPO等を活用した民間運営の研究を提案する。また、現状を継続するにしても、担当者のユニークなアイデアを生かし参加費を徴収する事業を企画して、より深みのある事業展開を検討する時期なのではなかろうか。	● ★			時代を反映した児童館のあり方について日々検討し、児童館の効率的な運営を図っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
71	児童館ヒマワリ施設管理事業 (239)	児童福祉課	B	施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、適切な維持管理とともに、開館から 14 年が経過する中、空調設備、燃焼関係消耗品の交換や製造中止により、部品調達が困難となっている施設設備機器等の計画的更新が必要となっている。	①開館してから 14 年を経過し、経年による劣化に伴い、空調設備をはじめ視聴覚機器や科学展示品にも修繕が必要となっている。平成 21 年度に空調関係の修繕を予定し、22 年度も緊急性の高いものから計画的に施設の修繕を実施する。 ②児童館の機能を保全し、館内の安全確保と快適な環境を保つため、効率的な施設の管理を行うとともに、施設設備等の計画的更新を行う。	B 21	児童館ヒマワリは、建設時に、用地費、建設工事費を合わせ総額 22 億円を要した大規模かつ先駆的な施設である。 開館から 14 年を経過し、経年による劣化への対応が必要になっている現状を踏まえながら、本施設を今後どのように維持管理していくべきか、運営面での課題整理と併せた総合的な検討を進め、効率的な事業執行を期待する。	● ★			児童館の安全と快適な環境を維持し、児童館の持つ機能が充分発揮できるよう計画的な施設設備の改修を図っていく。
72	児童館ヒマワリ運営事業 (240)	児童福祉課	B	入館者・事業参加者数に減少が見られるが、児童の健全育成のための拠点施設として、また「生物と環境」をテーマにした子ども科学館としての児童館への市民要望は高く、今後も事業内容を精査し、拡充していく必要がある。また、事業運営の効率化を図るため、児童館運営の検討・見直しを行う必要がある。	①②児童の健全育成のための拠点施設として、また「生物と環境」をテーマにした子ども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し、事業内容を精査し、より多くの児童が参加できる事業内容とする。また、事業運営の効率化を図るため児童館運営の検討・見直しを行う。	C 21	入館者数が平成 15 年をピークに年々減少している。しかしながら、今回のヒアリングでは、主管部門で一定の見直しが進められているものの、入館者の増加に向けた積極的な対策が、必ずしも明らかではなかった。 今後、この施設をどのように活用していくかは、市にとって大きな課題であり、多額なランニングコストや青少年をめぐる環境変化への対応など、多面的な検討が必要と思われる。できる限り早期に、広く市民や有識者も加えた「運営総点検委員会（仮称）」を設置され、抜本的な検討を進めるべきと考える。 なお、当面は、本施設で実施されている自主事業に、これまで以上の創意工夫を凝らし、より一層、児童・青少年など多数の市民に愛され活用される施設運営を望む。	● ★			・平成 20 年 2 月、公募市民委員、関係団体委員、有識者委員で構成する「児童福祉審議会」で児童館の今後の運営の見直しの方向性について意見を伺い、子どもたちの健全な育成に努めている。 ・他市の児童館運営視察や部内会議での検討を随時行うとともに組織内の横断的な検討会として、教育総務部・児童福祉部調整会議を平成 19 年 8 月に立ち上げ、児童館の課題抽出や運営改善に取り組んでいる。 ・子育てや子どもたちの健全な育成に専門的知識をもつ職員の配置に努め、子育て支援の強化を図っていく。
73	家庭保育室事業 (243)	保育課	B	認可保育所と家庭保育室の地域バランスを考慮し、家庭保育室の支援を行い年少児の待機児童の減少を図る必要がある。	①平成 22 年度は引き続き低年齢児の待機児童解消と家庭保育室の充実を図るための効果的な支援に取り組んでいく。 ②平成 23 年度以降も家庭保育室の民間活力を支援し待機児童解消を図っていく。	B 20	多様化する保育需要を踏まえ児童の積極的受入体制の整備が必要であり、また家庭保育室事業の市民へのアピールも大切である。 保育行政としての方針に基づいた、公立・私立保育所と家庭保育室のバランスを図る必要がある。	●			要望の多い低年齢児を保育する家庭保育室の充実のため、認可外保育施設の運営を支援と認可保育所間との保護者負担の軽減を図った。 その結果、家庭保育室が認知され、平成 20 年度 112 人から 21 年度 151 人の利用となり、低年齢児の入所児童の推進による、保育と就労の両立支援が図れた。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
74	保育所運営事業 (247)	保育課	B	子育てと就労支援達成のため必要不可欠な事業であり、引き続き事業の推進を図る必要がある。	①平成22年度、事業の大きな割合を占める人件費の適正な執行に取り組んでいく。 ②平成23年度以降も費用対効果を検証し民間保育園の更なる協力推進を図っていく。	B 19	受け入れ児童の量的な拡大については、公立保育所の規模拡大が難しい状況にあることから、民間を積極的に活用すべきである。また、市では、民間で対応の難しい障害児保育、延長保育、地域保育への貢献に重点を移し、多様な保育ニーズへの対応に期待したい。 評価表の資源投入量について、保育士等保育所に勤務している職員の人件費が含まれていないため、正確なコスト把握ができていない。評価数値の記載方法について見直しが必要である。	●			増加傾向にある保育需要に対応するため、公立保育所において、率先して良質かつ適正で効率的な保育サービスの提供を推進した。その結果として、臨時職員を活用しながら、障がい児保育・延長保育・地域に開かれた多様な保育ニーズに応えられた。
75	学童保育室施設管理事業(250)	保育課	B	施設の老朽化に対応した効果的な施設管理	①平成22年度は関係機関と密接な連携をとり課題の整理を含めた対応を行っていく。 ②平成23年度以降も、建築年数と比例し構造の劣化は避けられないために、計画的効率的な対応を図っていく。	B 21	公立学童保育室29ヶ所の軽微な修繕など、維持管理を行う事業である。 学童保育室は、校庭を借用したプレハブ建設保育室、及び校舎の一部を借用した保育室に大別されるが、特に、プレハブ保育室の老朽化への対処が課題となっている。 今後とも、安心・安全の見地に立ち、長期的視点に立った計画に基づき、適切な管理に努められたい。	●			公立学童保育施設が老朽化する中で、計画的な改修を図り保育の安全を期す。また、老朽化、かつ、狭隘となっている保育室においては、教育委員会と協議を行い余裕教室の借用を含めた既存施設の有効活用等、効率的な事業の展開を図る。 なお、学童保育室施設改修事業と管理対象が同一であるとの外部評価の指導もあり、両事業の統合について検討する。
76	学童保育室運営事業(251)	保育課	B	障がい児保育・土曜日開室・保育時間の延長等の多様な保育ニーズに応えていくために費用の増加が見込まれる中、経費の効果的な支出が必要である。	①平成22年度には保育ニーズに対応するために土曜保育を検討する。 ②平成23年度以降、土曜保育・夏季一日保育時間の延長の円滑な対応を図るために指導員の効率的な配置を行っていく。	B 21	各地域ごとの学童保育希望者数について年度ごとに増減があること、また多様化する保育ニーズへの対応など、事業計画を左右する様々な要因があることは理解できる。今後とも、地域のニーズを把握され、民間施設の活用やパート指導員の活用などに配慮しつつ、変化に対応した柔軟かつ効率的な事業推進を望む。	●			待機児童の解消と障がい児保育・土曜日開室・保育時間の延長等の多様な保育ニーズに応えていくために、施設の増築と臨時職指導員の増員による公立学童保育室の定員の拡大と併せて、公設民営と民間学童の支援を行い、児童の放課後の適切な遊びと生活の場を提供し安全で安心な健全育成と就労の支援が推進できた。
77	学童保育室改修事業(252)	保育課	B	学童保育室は建築年数・入室児童数の大小により差が生じるが、引き続き安全確保のために計画的な対応が必要である。	①平成22年度は、学童保育需要に対応するため、児童数を勘案しながら施設の改修を図っていく。 ②平成23年度以降も、施設の老朽化が進んでおり、大規模改修も予想されることから建替えも視野に入れた効果的な対応を図っていく。	B 21	公立学童保育室29ヶ所の施設の大規模改修を目的とした事業である。 施設が老朽化する中で、これまで以上に学校施設等既存施設の有効活用を図り、市全体としての効率化を進められることを期待する。 なお、学童保育室施設管理事業(250)と管理対象が同一であることから、両事業の統合について検討されることを望む。	●			公立学童保育施設の大規模改修を目的とした事業であり、施設が老朽化する中で、計画的に改修するとともに、教育委員会とも協議を行い余裕教室の借用有効活用を図り、効率的な事業の展開を図る。 なお、学童保育室施設管理事業と管理対象が同一であるとの外部評価の指導もあり、両事業の統合について検討する。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
78	廃棄物減量等推進員事業(259)	環境資源課	B	一部自治会では推進員の選出がなされていないため、選出への協力を求めていく必要がある。	19	家庭ごみの適正な処理方法の普及・啓発活動に向けた推進員の役割は大きい。推進員が動きやすい環境作りを行うとともに、新たにオープンするリサイクルプラザ啓発棟の有効利用と合わせて、推進員の啓発活動を計画的に行っていくことが重要である。	●		●	①平成22年3月に各自治会に対し、推進員選出への推薦依頼を行うが、今回からは推薦のない自治会については、推薦期間終了後6か月以内に再度推薦依頼を行う。 ②平成22年2月に各地区センターにおいて推進員に対する分別報告会を実施予定であり、併せて減量・リサイクルへの啓発活動を行う。荻島地区の推進員に対してはリサイクルプラザで報告会を開催するため、リサイクルプラザを利用した啓発活動を行う。
79	可燃物収集運搬事業(261)	環境資源課	B	集積所が増加傾向にあり、収集に時間がかかること。	21	可燃ごみ分別の不徹底によるコスト増大の対策として、有料化を検討中とのことであるが、効果が期待できるとされる事業については、早期に結論を出し、実施に移すべきである。 また、事業系ごみの出し方については、今後とも現場パトロールの強化などを通して、きめ細かい対応をとりたい。	●		●	可燃ごみの有料化については、平成15年12月の越谷市廃棄物減量等推進審議会の答申の中で、粗大ごみ以外の家庭ごみについての有料化の導入について、前向きな意見をいただいております。引き続き有料化を導入する場合の望ましい方法等について審議をしていく。 また、事業系ごみの出し方については、引き続きパトロールを強化し、事業者に対して指導していく。
80	公共施設廃棄物処理事業(264)	環境資源課	B	可燃ごみの更なる減量を図る。	21	ごみの15種類分別に対する効果は期待できるが、分別を徹底させることがポイントとなる。 継続的に周知を図り、減量とリサイクル化に対する具体策を策定し推進していただきたい。	●		●	平成21年7月に学校校務主事を対象にごみの分け方、出し方の研修を行った。今後とも可燃ごみの更なる減量を図るとともに、資源物としての回収量を増加させる。
81	動物死体収集事業(265)	環境資源課	B	飼い主のいる動物死体の処理方法の周知	18	飼い主がいる動物死体については、市民感情から、市の斎場で扱うようにすることを検討するか、現行3,500円の受益者負担額の増額を検討していただきたい。年間2,000体もの動物死体を処理し、1,000万円の経費が使われていることについて、市民のご意見を確認したい。路上放置の動物死体の処理は現行のままでも止むをえないと思われるが、動物を愛護する気持を啓発することを望む。	●		●	自宅で飼っている犬や猫等の動物死体処理が、全市民にかかわるものではないことから、受益者負担の公平性を保つため、平成21年4月1日から、動物死体処理手数料を改定した。
82	最終処分場維持管理事業(268)	環境資源課	B	一般廃棄物最終処分場の安全性を確保するため、各機器の保守管理や水質検査など適正な維持管理を図っていく必要がある。	21	本事業は、委託事業として行っている。水質検査は重要であり、万一ミスがあると、将来取り返しのつかない事態にもなりかねない。 現在、検査は職員立会いのもとで行われているが、結果報告においては環境資源課のチェック基準をマニュアル化するなどし、チェック漏れ防止及びノウハウの伝達を考慮すべきである。	●		●	週2回委託している浸出水処理施設の点検結果に従い、機械の修繕をし、常に適正基準の水質を保てるよう維持管理を行う。 また、水質検査結果は、複数名の職員で適正基準と照らして間違いがないか確認することを徹底する。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）						
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等		
83	破砕物等搬出事業(269)	環境資源課	B	<ul style="list-style-type: none"> 分別、資源化の徹底 効果的な啓蒙、啓発 	<p>①更なる分別・資源化を徹底し、可燃・不燃破砕物及び処理困難物等の搬出量の減少を図っていく。②不法投棄防止のパトロールや、リサイクルプラザ啓発施設での効果的な啓蒙・啓発を図り、より一層のごみ減量を図っていく。</p>	B 20	<p>破砕可燃物等を処理場へ搬入する事業であり、搬入の外部委託は適切である。課題としては、事業費の 80% を占める不法投棄物や乾電池等の廃棄にかかる処理委託費の削減である。解決には、市民の理解が求められるので、より効果的な PR 活動を行い、ごみの減量に努力していただきたい。</p>	●			<p>不法投棄防止のため、不法投棄となりやすい品物の処分方法について、随時、啓発施設での展示や広報、ホームページ、おたより等にて、よりわかりやすく PR していく。</p>	
84	リサイクルプラザ啓発施設管理事業（修理再生等啓発事業）(270)	環境資源課	B	<p>再使用・再利用の意識の高揚を図るとともに、ごみの減量やごみ処理経費の節減を図る必要がある。</p>	<p>①一般市民だけでなく、市内小学校・公共施設・各種団体等に対して、より一層の広報活動を行うと同時に、リユース展や講座の充実により、市民の意識啓発を図るとともに、ごみの減量やごみ処理経費の節減を図る。また、来館者を増やすため、もっと便利に利用してもらおうよう交通手段についても検討する。 ②市民のニーズを把握し、業務の見直しを図り、より充実した事業を行うとともに、ボランティアの充実を図る。</p>			●			<p>おたよりや広報、ホームページ等で、今後開催する行事だけでなく、過去の行事の報告等も掲載し、施設や行事について知名度を高めていく。 また、一般市民だけでなく、小中学校、公共施設、各種団体等に対しても、プレゼンテーションを行うなど、PR に力を入れ、施設活用の促進を図る。</p>	
85	粗大ごみ受付業務事業(271)	環境資源課	B	<p>本年 9 月から料金を 4 段階に簡素化するため、料金の説明が更に必要となり、併せてシール販売場所の案内、シールの貼付方法の説明等、受付時の対応時間の増加が見込まれる。</p>	<p>①申込受付体制の整備と併せた一体的なシステムの構築による事務の簡略化 ②パソコンと連動した受付システムの構築</p>	B 17	<p>粗大ごみに関する問合せについては、インターネット等の活用により事業内容を広報し、事前に市民の理解を得られる方法を検討する。また、運搬費は一律にするなど、事業内容を単純化し、業務全体を標準化することにより市民にとってわかりやすく、また業務の実施にあたって効率化することを願う。申し込み受付については、県の電子申請システムでの受付が実施されているが、さらに申し込み方法の説明を表示しながら入力できる機能追加を検討するなど、市民からの問合せ対応に効率よく対応できる方法の検討を望む。</p>	● ★			<p>受付事務処理のパソコンとの連携により効率化を図る。</p>	
86	環境審議会運営事業(277)	環境保全課	A						●			<p>平成 20 年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、特例市以上において義務付けられている地球温暖化対策実行計画を平成 21・22 年度に策定する。策定に際しては、市民・事業者・民間団体など関係者から幅広く意見を聴き、計画に反映させる。このため、越谷市環境審議会への諮問を行い、自然的社会的条件に応じた施策の立案を行う。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
87	自然保護事業【ふるさといきもの調査事業】(279)	環境保全課	B	平成19～20年度で取り組んだ第3次ふるさといきもの調査においては、243名の市民ボランティアの参加により市内全域の調査を行い調査報告書等を発行するなど身近な自然環境の保護に向け市民への啓発が図れたが、ふれあいサンクチュアリ整備事業については、事業の必要性認知度が低かったため取組が進まなかった点	①②ふれあいサンクチュアリ事業の必要性の啓発を推進することより、予算化する。	B 21	担当課が総合評価を「B」とした背景には、河川の汚れ等の認識があり、本事業の事業目的を広い視野で認識された結果と考える。活動の成果指標として、ピオトープの設置累計数等を設定することも考えられる。 また、5年毎に発行している「ふるさといきもの調査資料編」や10年毎に発行している「いきもの発見図鑑」は、観光推進事業等と連携し、市内散策コースのガイドにも活用できるものである。本事業の成果を、市民へ向けてさらにアピールするとともに、市民サービスの一層の向上に向けて他主管部署との連携強化を図られたい。	●			第3次ふるさといきもの調査の結果をまとめた「ふるさといきもの調査資料編」また同時に発刊した「越谷自然探訪Ⅲいきもの発見図鑑」をもとに身近な自然環境の保護に向け、小中学校の総合学習などでの利用や市民への啓発、市内散策のガイドとしても活用できるよう取り組む。また、5年後の第4次ふるさといきもの調査に向けて検討していく。
88	生活環境対策事業(282)	環境保全課	B	近年環境問題が重要視されている中、特に住工隣接している地域にあっては生活環境問題は解決が難しい状況が続いている状態である。今後何らかの対策を検討する必要があると思われる。	①住民と工場・事業所の共生を目的とした事業所等設置時の指導に重点を置き、今後の生活環境保全を図っていく。 ②住民と工場・事業所が共生できる何らかの対策を図っていく。	B 21	感覚公害の分野で、やむなく対応が後手に回ることあるものの、快適な生活環境を守るうえで必要不可欠な事業である。 成果として「苦情解決率」を設定しているが、分かりやすい指標として評価できる。また、住工隣接地の騒音問題において、当事者同士の話し合いの場を設けるなど、工夫もうかがえる。 今後も、開発指導課との連携を強化し、事業者から提出される事業設置計画書等に対するチェックを欠かさず、問題発生防止に役立てていただきたい。	●			生活環境対策事業の評価指標として苦情解決率を設定しているが、より解決率を向上させるため、すでに発生している案件等については速やかな対応が取れるよう取り組んでいる。また、苦情自体の発生を抑える予防対策として、関係課との連携をより強化し、感覚公害発生の未然防止に努めていく。
89	空き地除草事業(284)	環境保全課	B	民有地の除草は市への委託によらず所有者自らが行うことが原則である。ただし、所有者が遠隔地に居住していたり高齢である場合等、やむを得ない場合もある。	①②空き地の管理は地権者の義務であることを基に推進しているが、やむを得ず市に委託している地権者の大半は市外在住者であり、地権者が直接業者に委託することは難しく、また依頼を受ける業者についても事務量が増大し、効率の悪化に繋がる。このため、委託制度を廃止することは、苦情の増加及び近隣住民の安定と公共の福祉に寄与することができなくなる恐れがある。既に委託制度が利用者等に浸透している現状を考慮して委託制度を継続していくとともに、環境改善は地権者の義務であることを今後も啓発していく。	B 18	地権者156名が所有する217ヶ所の空き地の除草であるが、多くは市に除草の委託をしており、経費も完納の状況である。しかし、経費を負担して市が除草する図式を見直し、空き地の雑草の除去対策に止まらず、空き地の環境改善に向けての多面的な取組を市民ボランティアの働きを醸成して進めてほしい。また、地権者にも、環境改善は義務であるとの考え方を理解いただく取組みを進めてほしい。	●			空き地の管理及び環境改善については、地権者の義務であることを、市広報等で更に啓発していく。 また、外部評価者より、「ボランティアを活用してはどうか」との指摘があった。環境保全課環境衛生係内で指摘事項について検討の結果、①自己所有地は所有者が自ら管理することが原則であること、②個人の土地をボランティアの方を活用して草を刈ることは、好ましくないこと、③除草対象面積が広大であることから、除草委託単価が安くなっている。等の理由から、現状では市民ボランティアの方を活用することは、矛盾が生じるとの結論に達し、今後についても現行の方策を行っていくこととなった。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
90	犬の登録等事業 (285)	環境保 全課	B	<p>犬の登録制度・狂犬病予防注射の周知徹底</p>	<p>①②市広報や市ホームページに掲載するとともに自治会に対し啓発用のチラシ等の回覧を行い、制度の周知を図る。獣医師会と協同で、正しい犬の飼い方や犬の飼い方についての教室を開催。また、市民祭りに参加し飼い主に対し狂犬病予防注射を受けるよう、飼い主に対する活動を行う。</p>	B 17	<p>犬の登録管理を徹底し、狂犬病を予防することは重要である。保健所からの事務移管を前提として、獣医師会ならびに地域自治会等との連携を深め、犬の登録率向上を目指していただきたい。登録の電子申請化など、登録を容易にする手段は今後も引き続き検討をお願いする。また、予防注射の実施にあたっては、獣医師に委託する等、会との連携をさらに強化することを望む。</p>	●			<p>狂犬病予防注射については、集合注射実施のほか、越谷市狂犬病予防協会会員の獣医師と協定を結び、登録受付や注射済票の交付を委託し、飼い主の利便性を図っている。また、保健所移転に伴い飼い方ルールブックの内容を見直し改定版を発行することとした。飼犬の登録や狂犬病予防注射の実施向上を図る目的で、このルールブックを新飼い主に配布するとともに、全自治会に回覧、市広報等により飼い主のマナー向上や制度の周知を図り、獣医師の協力を得て登録率向上及び接種率向上を目指す。登録の電子化については、既にインターネットを通じ電子申請を導入している。しかしながら、登録鑑札の交付・注射済票の交付・納付書の発行等の事務作業があり、今後については、検討を要する。なお、全ての予防注射事務等を獣医師へ委託することは、狂犬病予防法との兼ね合い及び周知活動等に照らし、現状においては、難しいと思われる。</p>
91	相談事業(287)	産業支 援課	B	<p>労働相談における緊急相談への対応。内職相談における提供事業所の開拓</p>	<p>①②労働相談において、理想は常時相談を受け付けできる体制づくりだが、関係機関を紹介し対応している。内職相談では、内職希望者に比べ、求人数が少なく斡旋率が低い状況であるため、求人開拓を行い斡旋率の向上を図る。</p>	B 21	<p>労働相談及び内職相談ともに、市民から見て身近な市役所で行われていることにはメリットがあり、今後も継続の必要性は認められる。</p> <p>内職相談については、ハローワークをはじめ市内の他所では行っていないため有用である。なお、求人開拓を行う上では、その具体策を明確にする必要がある。</p> <p>労働相談においては、相談日を週2回程度に増やす検討が必要と考えられる。成果指標として相談受付率を設けているが、さらに推し進めて、相談者の満足度など質的な成果指標を設定することが望ましい。</p> <p>平成17年度以降、相談件数とともに減少傾向にあるのは、相談場所の移転に伴うものと懸念されるが、正確な原因究明が必要である。</p>	●			<p>内職相談においての求人開拓については、内職求人数の増加を図るため、内職の求人募集等を実施している企業の情報収集に努めるとともに、過去に求人であった企業等における状況把握を積極的に行った。</p> <p>また、労働相談における相談日の回数増については、外部評価を踏まえ検討を行ったが、現状の相談件数が1日1件から3件程度であること、相談時間内での対応が十分なこと、相談日以外では埼玉県労働相談センターや労働基準監督署の労働相談コーナーを紹介し対応ができてきていることから、相談日数については現状の週1回のみ継続する。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）				
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持
92	若年者等就職支援事業 (289)	産業支援課	B	長期間の相談が必要となる方の支援	①②キャリアコンサルタントによる相談のほか、臨床心理士によるフォロー体制を継続し、相談者の実情にあった相談が行える体制づくりを行っていく。		●			就職支援相談を継続して受けながら、なかなか就職に結びつかない方への対応として、臨床心理士によるフォロー体制のほか、相談者に情報提供等実情にあった対応を引き続き行う。
93	産業情報化推進事業 (293)	産業支援課	A	利用者及び登録事業所等の拡大。併せて、バナー広告の利用者拡大	①②利用を拡大するため、平成 21 年度に引き続き、企業訪問やハローワーク来訪者などへの周知を図る。				●	バナー広告の利用拡大については、現状どおり企業訪問を行う。また、トップページの改善を図り、アクセス数を拡大する。
94	工業団地整備事業 (296)	産業支援課	B	工業基盤整備基本計画においては、候補地をあらわすなど具体的な計画を掲げているが、上位計画にあたる総合振興計画等においての位置付けがなされていないことから、進捗が見られない。	①平成 21 年度に産業振興ビジョンを策定し、今後の工業のあり方等を明確にできるよう取り組んでいる。 ②住工混在の解消には、工業団地等の整備が不可欠であり、第 4 次総合振興計画策定にあたり、位置付けが明確になるよう検討していく。		●			土地利用については、市民及び庁内のコンセンサスを獲得することが重要であり、産業振興ビジョン策定に伴う事業者からの意見等を踏まえ、第 4 次総合振興計画や都市計画マスタープランにおいて、土地利用についての位置付けを整理する。さらに、商工会・工業団地建設協議会等と連携をとりながら、工業団地整備の具体化を図る。
95	伝統的地場産業育成支援事業 (297)	産業支援課	B	伝統的地場産業の育成支援を図るための PR 活動等の充実を図る必要がある。	①平成 22 年度は市内で行われるイベント等への参加による PR 活動や展示会の開催 ②後継者問題への取組	B 21	●			越谷市の伝統的工芸品である、越谷だるま、雛人形、せんべい、桐箱、桐ダンスをはじめ、ゆかた、都うちわ等を市内で行われるイベント等へ参加及び PR 活動を図り、越谷の伝統産業の普及啓発を強化したい。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
96	物産展示場等管理事業 (298)	産業支援課	B	展示内容、展示方法を工夫し、入場者数の向上を図る。	①②市内で生産される地場産品（伝統的手工芸品等）及び工業製品を展示し、引き続き市内外に対し積極的に宣伝普及を行い、市内産業の振興に取り組んでいく。	C 18	伝統工芸の継承事業としても 24 時間無人での管理によるどちらかというと静態的な展示事業であるが、思い切ったリニューアルが必要と思われる。伝統工芸品の製作は、ものづくりの基本でもあり、地域を特徴づけるソリューションである。地域の活性化を視野におきながら、業者・市民を巻き込んだ事業展開を期待するが、あまりお金をかけずに市民が伝統工芸に関心を持ち、活性化できるような施策を検討・研究していただきたい。	●			越谷駅東口再開発事業に伴い、思い切ったリニューアルをして、展示内容・方法を工夫する。
97	観光推進事業 (299)	産業支援課	B	観光協会との連携の強化と、新たな観光の展開及び充実	①平成 22 年度は観光協会と連携し、観光事業の更なる発展を図っていく。 ②越谷市の散策を兼ねたハイキングを開催し、特に市外からの観光客の誘致拡大を図っていく。	B 21	観光資源発掘に加え、観光協会との更なる連携が課題と思われる。散策コースの整備及びボランティアガイド利用等の情報を広く知らせるためにも、観光協会ホームページの充実を図られたい。更に、越谷市のホームページ TOP メニューから、観光協会のホームページへワンクリックでリンクできるような仕組みもぜひ考慮いただきたい。 【観光協会補助金】（内部評価：減額（縮小）・終期設定）（外部評価：減額（縮小）・終期設定） 補助金は、イベントの経費にとどまらず、駅前や人の動きの多い場所への（直轄）PR コーナー常設に活用するなど、直接的な使途を含めた予算面における検討が望まれる。 【越谷市民まつり負担金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 使途の詳細を見直し、より有効な活用方法の検討が望まれる。	●			越谷市の観光は観光資源が乏しいが、四季折々の風情が楽しめる施設が多数存在し、これらの公共空間や市内の名所旧跡をつなぐネットワーク化が必要となっている。今後、観光協会と連携をとりながら、市内の名所旧跡等を PR し、充実を図りたい。
98	中心市街地活性化推進事業 (302)	産業支援課	B	旧中心市街地活性化基本計画は平成 18 年 8 月に改正され、事実上法的根拠を失っている。新法での中心市街地活性化基本計画の策定に向け、更に現状を分析し、実態に即した計画を策定し、事業を推進する。	①平成 22 年度に中心市街地活性化基本計画策定予定。今後は地元住民等との協議・勉強会・ワークショップなどを行い まちづくり会社の設立などを検討しながら協議会設立をしていく予定	C 20	【中心市街地活性化推進事業費補助金】（内部評価：統合・メニュー化）（外部評価：終期設定） 当該補助金は恒常化しており、事業の成果が分かりづらい。現状では、3 年にわたり予算及び実績が変わっていないなど、マンネリ化がうかがわれる。助成の成果を十分精査し、補助対象事業及び対象経費の助成割合等の検討、また各々の補助の結果、どのような状況になったのかについて具体的評価が必要と思われる。 今後は、住民の自主性を強力に支援する方向で事業を運用していくよう見直しをされたい。	●			商工会が中心市街地の活性化を推進するために実施する各種事業に対して引き続き支援している。補助事業の中でエリア 3 商店会の買い物マップ 5,000 部を作成し、お店の情報に加えて地域の見どころなども盛り込み、来街者への情報発信を図った。また、12 月の歳末期には 3 商店会によるイルミネーション事業を実施し、商店街の集客と活性化を図った。さらには、超大型店の出店など急激な商業環境の変化に対応すべくスタンプラリーを実施、買い物環境の整備と賑わいを図った。 実績等の把握はしているが、今後は、補助金の評価について検討していく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
99	商工会補助事業 (303)	産業支援課	B	<p>経済状況が悪化しており、市内中小企業者に対し、今後も金融・経営・税務・労務などの全般にわたり指導が必要である。</p>	<p>①②経済の悪化が続いており、市内の大半を占める小規模事業者は厳しい状況におかれており、商工会と連携を図るなかで、企業活動の支援する必要がある。新たな企業の成長を促し市内産業の活性化を図るためには、人材の育成・技術の向上・経営者間の交流の場確保等を推進する必要がある。商工会が果たす役割は重要であり、引き続き支援をしていく。なお、今後も自主財源の確保に努めるよう働きかけていく。</p>	B 19	<p>補助金の項目ごとに限度額を設定される方向は、評価できる。補助金の使い方だけでなく、補助金により実施した事業の成果を把握しなければ、市としての説明責任を果たせなくなるおそれがある。商工会との連絡調整を密にして、それぞれの補助金事業の目的、目標を明確に定めたいうえで、各事業の実績を把握され、補助金額、補助率等の評価をされることを望む。</p> <p>【⑨税務指導費補助金】、【⑩小規模指導費補助金】、【⑪商工会一般事業費補助金】、【⑬タバコ小売活性化事業費補助金】 補助金により実施した事業の実績を把握すること。</p> <p>【⑫若手後継者育成事業費補助金】 平成 19 年度より商工会一般事業費補助金へ統合されたことは評価できる。</p>	●			<p>市内中小企業者の大半は小規模事業者であり、企業の経営状況は厳しい状況におかれており、商工会と連携を図る中で企業活動の支援をしていく必要がある。市内産業の発展・振興を図るためには、商工会の果たす役割は重要であることから、引き続き支援していく。</p> <p>また、外部評価で指摘された事業の目的、目標を明確に定めた上で各事業の実績を把握、補助金額、補助率等の評価については、商工会補助金等監査の際に補助金の交付に係る効果について報告を受けるとともに、商工会の総会資料等により、実績・効果等についての把握、補助金等の評価について検討していく。</p>
100	農産物生産奨励事業 (306)	農政課	B	<p>農業従事者の高齢化や後継者不足により、設備投資しようとする農家が減少しているため、当該制度の活用も年々減少傾向にあるが、資金を投入して経営改善を図ろうとする意欲のある担い手に支援することは、地場産野菜産地育成や特産物生産奨励も含めて、今後の農業の維持発展を図っていくために必要なことである。</p>	<p>①担い手の確保・育成を図るために、意欲のある担い手への制度資金の活用を促し、積極的に支援していく。 ②農業委員会、JA越谷市等の関係団体と連携し、遊休農地の斡旋などの支援を行い、担い手へ農地の利用集積を図る。</p>	B 18	<p>農業世帯の高齢化により、大規模な融資案件は減少する傾向にある。事業の実態として、職員が農業現場や、研究会等へ立会い農業指導を行っている。これを事業として明記する必要がある。農業団体連合会や農業協同組合等との連携を通じて農業者のニーズを把握し、都市型農業としての経営改革支援への転換を検討することを望む。活動結果指標については、目標を明確に定め計画的に事業推進していただきたい。</p>	●			<p>平成 20 年度に地産地消の推進拠点である農産物直売所が開設され、今後も都市型農業を推進するにあたり、農業団体連合会・農業協同組合等と連携を図りながら各種奨励事業等による支援を行っていく。同時に、意欲ある農業者へ制度資金の活用を促し、経営改革支援に取り組んでいく。農地の利用集積については、各種法改正に基づき、農業委員会・農業協同組合等と連携を図りながら、集積への仕組みづくりを検討していく。</p> <p>①農業近代化資金利子補給金 ⇒ 縮小 ②農業経営基盤強化資金利子補給金 ⇒ 現状維持 ③新品種実験展示圃モデル事業委託料 ⇒ 縮小 ④地場野菜等産地育成対策事業費補助金 ⇒ 現状維持 ⑤特産物生産奨励助成金 ⇒ 現状維持</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
101	(仮) 農業自然公園整備事業 (308)	農政課	B	(仮) 農業自然公園整備基本計画に基づき、平成 20 年度に先導的・誘導的な役割を担う農産物直売所を整備し、地産地消の推進拠点施設として整備効果が現れてきている。今後は、直売所の展開から浮上する課題や要望等を勘案しながら農業自然公園の展開を検討する必要がある。	①②本市の都市農業の振興を方向付ける「都市農業推進基本計画」の期間終了に伴い、「第 2 次都市農業推進基本計画」を平成 21・22 年度で策定する中で、農産物直売所の運営・経営状況を踏まえ、農業者の意識の変化や市民意識の反応を考察しながら、段階的・現実的な整備手法を検討していく。	C 16	計画段階とはいえ、目的を明確にし年度ごとの到達点を明らかにしていただきたい。	●			平成 21 年度は、越谷市地産地消推進協議会を通じて、平成 20 年度に整備した農産物直売所の運営状況及び農業者や消費者の意識変化等を考察しながら本市の地産地消の推進施策を協議・検討している。また、平成 21・22 年度で本市の都市農業の振興策を方向付ける「第 2 次都市農業推進基本計画」を策定していく中で、農業環境の変化や新たに展開される農業施策等を勘案しながら、(仮) 農業自然公園の整備方針や方向性を検討していく。
102	水田保全花園整備事業 (311)	農政課	B	地権者の意向調査に時間を要することや播種時期にまとまった雨が降ると遊水機能は発揮されるが、播いた種が育たない等、花の開花に影響がある。農地保全と遊水機能の確保が目的であるが、花園としての期待が大きいのが現状である。	①②本事業が、事業地域における集落営農に結びつくよう地域と連携・協力しながら事業展開を実施・検討する。	B 21	過去の経緯から見ても、保水管理の継続性は認められる。また、景観、遊水機能の確保等の目的も理解できるものである。今後は、当該区域の地権者の相続等による世代交代を見越し、市民と事業継続に関する意見交換を重ね、将来に向けての対策案を検討すべきである。	●			現在、埼玉県が段階的基盤整備事業等実証調査を当地区で実施しており、大吉水田花園組合はこの調査を通して本事業が廃止・縮小された場合を想定し、平成 23 年の契約満了を間近にして当該地区の保全や活用方法を検討している。具体的には、新たな担い手（企業等）による利活用や、市民農園等地域の利活用について、関係団体と連携のうえ市としての支援について検討している。 ・水田保全花園整備委託料 ⇒現状維持
103	市民農園整備事業 (312)	農政課	B	利用率は 100%を維持しており、新規利用申込みも抽選となるなど、需要の高い事業であり、楽農の形成に寄与できている。しかし、一部利用者内に貸付条件を遵守しない方もおり、近隣住民からの、ごみや利用者のマナーに対する苦情があるため、利用マナーの向上に努めるよう、貸付条件遵守を利用者へ啓発していく。	①平成 22 年度から、市民農園運営管理を民間に委託することとし、運営委託に向けて必要な業務や課題の集約、整理を進める。また、委託について農地所有者の理解を得られるように努める。②多くの市民に農業に対する理解を深めてもらい、また、遊休農地の積極的活用を継続し、市民農園整備計画を策定し、ふれあい農業の推進を図る。	B 17	農地の遊休化が進む他方で、家庭菜園を望む住民が増加することも見られる。遊休農地の所有者と家庭菜園の希望者との出会い場をつくるなど、潜在的な借り受け農園利用者の発掘と、遊休農地の積極的活用をさらに進めることを願う。	● ★			平成 22 年度から現行の市民農園運営管理を農業協同組合に委託する方向で検討・調整を進めている。平成 20 年度から行っている農業・農村支援ネットワーク事業において、地区コミュニティ推進協議会において、遊休農地の利活用について提案があり、将来の委託も視野に入れながら、地区コミュニティ農園の開設について検討を開始し、多くの市民に農業に対する理解を深めてもらい、ふれあい農業の推進を図る。 ・市民農園整備委託料 ⇒ 拡充 ※既存の市民農園の管理上、整備が必要な箇所が増えたため、整備委託料を増額したい。
104	農業技術研究事業 (313)	農政課	B	農業技術研究事業の各業務を専門機関に委託することで協議を進めているが、想定している委託先の事情等により、具体的実施の協議段階には至っていない。	①②農業技術センターそのもののあり方を見直す中で、平成 21 年度に養液栽培の実証試験・研究、バイオテクノロジーによる優良苗の作出、土壌分析等の各業務について外部委託の実施に向けた協議を行い、平成 22 年度からの実施を目指す。	C 18	越谷市の農業産業維持発展のためには、重要な事業である。事業の実施に、正規職員が 7 名配置されており、5～7 年で人事ローテーションしている。事業内容が高度に専門的である中で、職員が入れ替わることは、事業運営上非効率な面もある。市としての企画業務を正規職員に残し、専門的研究業務は、農業団体連合会や農業協同組合とも協力し委託化または、大学等と共同研究するなどの検討を求める。	● ★			養液栽培業務については、研究実績や栽培技術に対するニーズの低下等から業務内容を見直す中で、現在行っている試験・研究部門を縮小し、新たに平成 22 年度から農業後継者等を育成する事業を JA 越谷市に委託し実施する。また、業務の委託化により効率的な職員の配置が図れる。なお、他の業務については、当面現状のまま進めるが、農業後継者等育成支援事業の進捗状況を勘案しながら委託化に向けた検討を行っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
105	農業施設維持管理事業 (317)	農政課	B	維持管理コストに対する管理意識を常時持つ必要がある。	<p>①②施設の定期管理により、機能の維持を図る。併せて先進技術や先進管理手法の調査研究を恒常的に行う必要がある。</p>	B 21	<p>農業用水安定供給の目的において、施設維持管理は重要である。ただし、現行の委託料がコストとして妥当であるか検証の必要がある。</p> <p>また、修繕費の執行については、管理台帳を参照して修繕計画を立てる等、今後もこまめな管理を継続していただきたい。</p> <p>受益者負担については、地域内の住居地進出もあり、複雑な状況となっていることを考慮し、導入の是非について再検討の余地があると思われる。</p>	●			<p>農業施設の修繕・改修要望並びに管理台帳（農業用排水施設）を基に、修繕か改修の選択及び施設の長期使用のための定期診断・整備によりコストの削減を図る。また、受益者負担については、土地改良区並びに地域団体と協議・調整に取り組んでいく。</p>
106	道路管理システム事業 (324)	建設総務課	B	都市再生地籍調査事業の進捗により、世界測地系に準拠した基準点による座標管理区域を拡大する必要がある。また、座標データの更新を低コストにて行う必要がある。	<p>①座標による情報を活用しつつ、コスト削減を図る。</p> <p>②座標による登記を促進するため、基準点管理区域の拡大を図る。</p>	C 20	<p>越谷市道路管理システムとして、道路台帳管理、路線測量成果、道路工事、測量計算、基準点・境界線などのシステムを構築している。システムに道路台帳現況平面図データ、官民境界線+現況道路録データ、道路中心線データなど膨大なデータを保守管理していく必要があり、データ保守管理費だけで、年間数千円のコストがかかっている。このコストに対する効果が明確になっておらず、至急、効果を明確に算定し、事業のあり方を見直すべきである。将来の国のGIS化に備えたものとのことだが、地図データに互換性があるかについても懸念される。また、地図データ等については、民間で市販されているデータの活用も検討してほしい。</p>	●			<ul style="list-style-type: none"> 統合されたシステムのため、コストに対する効果を即時に明確にすることは難しいが、各システムごとに整理を行い説明が行えるような体制をとる。また、システムの中心である地籍事業等については、不動産登記法の改正により座標値添付の義務化など基準点管理をしていくことが必須であり、既に適切管理されてきた経緯からも事業を継続する必要がある。 地図データについては、統合型GISとの互換性を図れるように整理する。 民間で市販されている地図のデータの活用については、道路台帳や地籍事業の測量等各種データを管理しているため難しい。 データ保守管理費については、情報統計課と連携を強化し、コストダウンに努める。
107	道路台帳整備事業 (325)	建設総務課	B	道路台帳の原因がマイラーであり、変更の処理を手作業にて行っていることから、効率的に運用がなされていない。	<p>①マイラーのデータをデジタル化し総合的な経費の削減を図る。</p> <p>②データをデジタル化することにより、関係各課の所有するデータの共有統合を図り、経費の削減に取り組む。</p>	B 17	<p>地図に関する情報の必要性和利用方法を全庁的にとりまとめ、全庁で一括して必要な情報を収集することにより、全体でのコストの低減化を検討することを望む。また、得られた情報の他部門との共有化を進め、情報の有効活用を検討することを望む。</p>	●			<p>原因マイラー（ポリエステルフィルム）の図面をデジタル化することにより総合的な経費の削減を図るとともに、統合型GIS構築の基図としての活用を図っていく。</p>
108	道路施設維持管理事業 (327)	建設総務課	B	良好な道路環境を維持していくことが課題であり、コスト削減についても、ある程度長い期間において、道路改良・補修工事計画等を立案し、検討する必要がある。	<p>①安全・快適な道路環境を維持するため、道路占用事業者、交通事業者、建設業協会等の協力を得て、道路の不良箇所等の早期発見に努める。②路線延長等の増加に合わせ、維持管理の充実を図っていく。</p>	B 18	<p><道路修繕事業> 道路環境を改善する為、当該事業は必須である。今後は道路パトロールの強化や、計画的道路補修等、機能強化も求められる。但し、事業効率を向上させる為、安全管理センターの正規職員から非正規職員への切り替えを含め、正規職員定数削減の検討の余地がある。</p>	●			<ul style="list-style-type: none"> 単価契約を結んでいる業者と協力し、道路パトロールを実施している。 非正規職員については、緊急時の対応や作業内容から、正規職員と非正規職員のバランスを考慮し、さらなる活用を検討していく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
109	農道整備事業 (329)	道路街路課	B	整備した農道を通行する大型車両の増加に伴い、今後、整備要望箇所の増加が見込まれる。	①②舗装診断及び路盤調査を行い、適正な農道整備を行う必要がある。	C 21	●		●	<ul style="list-style-type: none"> 農道整備事業は、第3次総合振興計画の大綱5である「産業の振興」分野の農業施策に位置付けられた事業として実施している。 また、当事業は、平成15年度に機構改革の一環として、事務の効率化を図るため、農政課所管の事業を道路街路課で実施することになった経緯がある。 今後、第4次総合振興計画の農業施策の中で農業の特性を考慮し、担当課等の見直しを含め検討したい。 農道の耐久性に関することは、まちの整備に関する条例に基づき実施していくが、必要に応じて調査を行いながら取り組んでいく。
110	道路舗装事業 (332)	道路街路課	B	舗装の老朽化および大型車両の通行増加に伴い、道路舗装を改築する路線が増え、今後、工事費の増額が必要となる。	①②舗装診断及び路盤調査を行い、適正な道路整備を行う必要がある。	B 21	●		●	<ul style="list-style-type: none"> 本市の場合には地盤等が悪いとともに、近年の通行車両の大型化により、道路の老朽化が著しい。これに対応するため、主要な道路については、路盤等の改良を実施し、道路の延命化を図っている。また、請負者に対しては従来通り良質な道路の築造を目指し、適正な施工管理を行っている。 今後も厳しい財政状況の中ではあるが、市民をはじめ、全ての方々が利用する道路の安全性を確保するため、予算要望を行っていく。 道路の耐久性等に関することは、必要に応じて路盤調査を行い、適正な道路整備を実施していく。
111	街路施設維持管理事業 (336)	道路街路課	A	街路用地の適正管理を行う必要がある。	①②街路事業に係る用地の先行取得及び適正な管理を行い、事業の進捗を図る。	B 21	●		●	<ul style="list-style-type: none"> 先行取得済みの街路用地については、引き続き適正管理に努めていく。 新規先行取得については、現在実施していない。 遊休地の早期活用策については、財政状況による早期事業化は難しく、目的外利用については行政財産の性質上限界がある。指摘のとおり全庁的な課題であり、「未利用財産の販売促進、資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策」の策定ならびに必要な条例改正に積極的に寄与していきたい。対策を検討していく。まずは、公社所有の道路街路課管理の用地について、関係各課と調整の上有効利用対策を考えていく。
112	電線類地中化事業 (レイクタウン事業地内) (337)	道路街路課	A	レイクタウン特定土地区画整理事業地内における電線類地中化には必要な事業である。	①②特定土地区画整理事業の進捗にあわせて取り組む。	B 18	●		●	<ul style="list-style-type: none"> 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の進捗に合わせ、工法を含めたコスト削減に努め計画通り事業を進める。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
113	南浦和越谷線整備事業（県営） (345)	道路街路課	A	広域的な幹線道路の整備を促進する必要がある。	①②埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗を図る。	B 18	東西交通を担う重要な道路整備事業である。県とのコミュニケーションを深め、用地買収をスムーズに行うことにより、市の一般財源の追加負担を抑制すべきである。	●			埼玉県と連携を図りながら事業を進める。直轄事業負担金制度の改革の趣旨を踏まえ、市町村負担金の同様な見直しを要望している全国知事会や全国市長会の動向を注視していく。
114	河川施設維持管理事業(347)	治水課	B	河川施設の老朽化が著しく、改修が必要課題である。また、河川の堆積物による浚渫の必要性がある。	①②河川の清掃・浚渫等を実施し、流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。平成21年度から平方地区の河川・排水路の浚渫を計画的に実施する。	B 17	河川施設を公園利用等へ活用し施設維持する目的で、地域住民とともに維持管理方法を検討する場を設け、草刈等の環境問題を地域住民とともに解決する方向で検討することを望む。住民協働化の時代に対応し、周辺住民とともに施設を維持し、費用の低減化を図ることを望む。	●			河川の清掃・浚渫等を実施し、流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。
115	排水路施設維持管理事業(353)	治水課	B	地域住民の高齢化や水路整備によって、暗渠化した水路の清掃ができなくなってきており、市への要望は増加する傾向にあるが、地域でできるものは地域で行ってもらう必要がある。また、水路等は、経年変化による勾配不良から排水の滞留発生箇所が増加している。緊急修繕においては、人為的な原因による破損箇所も多く見受けられる。	①地域住民の清掃要望等は、年々増加傾向にあるため、事業費の拡大を図る。 ②自治会（日曜）清掃等の地域住民による清掃活動を引続き支援する。浸水箇所については、定期的な清掃や改修を行い、浸水被害の軽減に努める。	B 18	<排水路等清掃委託事業> 排水路を清潔にすることは、快適な生活空間を保つために必要なことであり、住民の要望にも極力柔軟に対応していくことが求められる。当該事業は、今後継続して、活動を強化すべきであるが、あわせて、事業の効率化を向上させるため、特に安全管理センターの正規職員を非正規職員に置き換え、定数削減、人件費抑制を図ることが望まれる。	●			排水路の清掃・浚渫等を実施し、流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）						
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
116	排水路整備事業 (354)	治水課	B	市内の水路全般を対象としている排水路整備事業は、既存施設の現状を把握しきれない中、経年変化による既設水路の改修や浸水被害の軽減を目的とするもの等幅広く対応しているが、更に効率的、計画的な事業執行を図るには、水路台帳の整備による現状把握、改修計画策定が必要である。	①②浸水被害の解消並びに良好な施設管理に資するため、当事業の積極的な実施が望まれるとともに、水路台帳の整備による計画的な事業執行を進める。	B 21	市内延長1,108kmの既設排水路の改修等を行う事業である。 今後の課題としては、昭和61年度作成時点のままの水路台帳の整備がある。これをデジタル化、GIS（地図情報システム）化することを早急に検討すべきであるが、多大な経費がかかることから（特にGISについては）関係する複数部署が連携し、全庁的に検討すべきである。	●			浸水被害の解消並びに良好な施設管理に資するため、当事業の積極的な実施を図る。 既存施設の把握と計画的な事業執行を図るため、水路台帳の整備の検討を進める。	
117	大相模調整池排水機場整備事業 (361)	治水課	A		①②H20より事業を開始し、5ヶ年計画で実施し、H24に完成予定である。					●		平成21年度は排水機場の下部工を施工した。平成22年度には、排水機場の上屋工を施工する予定である。埼玉県が工事発注し、平成24年度にポンプ場の供用開始を目的に事業の進捗を図る。
118	管路改修事業 (364)	治水課	B	管路改修は、既存施設の現状を把握しきれない中、経年変化による既設水路の改修等に幅広く対応しているが、更に効率的、計画的な事業執行を図るには、水路台帳の整備による現状把握、改修計画策定が必要である。	①既存施設が良好に機能するよう、引き続き施設の維持管理に努める。 ②施設の老朽化により、現在予定していない修繕等の増加が見込まれるため、限られた予算内で適切かつ効果的な処置が必要となってくる。また、既存施設の把握と計画的な改修を図るため、水路台帳の整備が必要である。	B 21	管路改修には、今後多額の維持費用の発生が予想され、計画的な事業の推進が求められるが、その第一歩として、管路の現状を管理するための水路台帳の早急な整備が必要である。台帳整備については、台帳の有効利用に向けて関係部署が連携し、全庁的に検討することが望まれる。	●			既存施設が良好に機能するよう、引き続き施設の維持管理に努める。 既存施設の把握と計画的な改修を図るため、水路台帳の整備の検討を進める。	

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
119	受益者負担金・使用料徴収業務費①(365)	下水道課	B	受益者負担金業務は、当該区域の減少により収納金が減少している。	①②収納率の向上を図るため、未納者に対する催告業務を強化している。	C 18	受益者負担の回収率は現年度が96%であるが、過年度は、金額的には低くなっているが1%程度と極端に低い。回収方法の工夫が必要である（使用料に上乗せしてリース料として徴収するなど）。回収コスト（人件費、システム費）が13百万円かかっており、採算性を改善する必要がある。	●			受益者負担金の過年度分の徴収業務は、催告を家庭訪問として納付指導を継続している。併せて、現年度の収納強化を図り、滞納繰越額の減少に取り組んでいる。
120	受益者負担金・使用料徴収業務費②(366)	下水道課	B	越谷・松伏水道企業団で、併合徴収業務を実施していることから、定期的に情報交換を行い、更なる収納率の向上を図る。	①業務実施団体の越谷・松伏水道企業団との連携を強化し、収納率の向上を図る。 ②汚水処理経費は、使用料で賄うことが原則とされており、適正な使用料金の設定に向け準備を進めている。	B 21	最大の課題は、収納率の向上である。平成20年度の未納額の約60%は、転居等による宛先不明が原因となっている。 極めて難しい側面はあるが、水道企業団・庁内他部署と連携し、転居等による宛先不明を追求調査する等、収納率改善に向けての効果的な方策を検討していただきたい。	●			使用料徴収業務は、水道企業団にて上下水道料金としての併合徴収を実施している。両団体にて定期的に事務調整会議を開催し、収納率向上に向け情報交換を行っている。特に未納者の転居先等の確認作業は随時行い、収納率の向上に取り組んでいる。
121	公共下水道情報管理システム事業(367)	下水道課	B	整備した情報データの有効活用を図る。	①排水設備事務の手続き不備を防止するため、システム改良を行っている。 ②下水道情報管理システム内にある管渠情報をホームページに掲載し利用者への利便を図る。	C 20	公共下水道情報管理システムの必要性は認められる。しかし、これまでのIT投資額は3億円を超えており、以下のような課題が考えられる。 ・システム構築の内訳が明確になっていない。 ・保守費の算定根拠が不明確である。 ・情報システムの関連図等がなく、システムの構成が不明確である。 ・情報システム調達時に、情報システム部門等他部門との連携がなされていない。 このため、システム調達におけるコスト削減や品質向上の観点から、改善の余地が大きいと思われる。IT化にあたり、ITの専門部署である情報統計課との連携を強化すべきである。	●			・平成20年度に情報管理システムの構築内容やシステム構成を明確にした。 ・平成21年度システム改良等の委託発注業務において、事前に情報統計課と打合せを行い効果的な業務発注を行った。
122	ポンプ場施設維持管理事業(370)	下水道課	B	ほとんどのポンプ場で設備の耐用年数が経過し、部分的な設備故障は修繕等に対応可能であるが、大規模な故障に対しては、部品の保管保障期間が過ぎて交換部品がないため対応ができない。	①平成22年度は、引続きポンプ場の改修を進める。②各ポンプ場の状態を調査確認し、改修優先度や効率性を考慮した改修計画を策定する。	B 16	委託範囲を可能な限り拡大し、人件費削減を図りたい。	●			・委託範囲の拡大検討、ポンプ場維持管理委託の複数年契約を検討しコストダウンを進める。 ・事業内容を検討した結果、平成21年度より新規事業としてポンプ場改修事業を創設し効率よい事業を展開している。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
123	公共下水道会計繰出金事業(371)	下水道課	B	公共下水道（污水）事業は、概ね市街化区域内を完了し、これまでの建設費に伴う起債の償還額（資本費）がピークを迎えている。今後は、施設の維持管理が課題となる。	①建設コストの縮減・水洗化の促進及び使用料収納の確保を図っていく。 ②今後の公共下水道中期ビジョンを策定し、事業費を明確にし併せて使用料金の見直しを図り、一般会計からの繰入金金の削減を進めていく。	B 21	公共下水道の整備は、市街化区域内は概ね完了したものの、今後はその維持管理が重要課題となる。 しかし、現状ではその事業費が充分に見込めないことから、予算確保が重要になる。使用料金の見直しのためにも、事業費の必要性を訴えることができるように、正確な現状分析が求められる。 さらに、維持管理コストの縮減のためには、公共下水道施設維持管理事業等と連携した対応が必要と思われる。	●	★		一般会計からの基準外繰入金金の削減のために、歳出では下水道施設の維持管理コストの削減を図るための延命化計画を策定する。歳入では未接続世帯の解消に努め使用料の確保に努めている。併せて汚水処理費に対応する適正な使用料金の検討を進める。
124	管路改修事業(374)	下水道課	B	老朽化した施設のストックが多く、改修・改築には多額の予算が必要である。	①平成21年度から取り組んでいる施設長寿命化計画策定業務を進める。 ②平成25年度までに在庫補助事業である長寿命化支援制度を活用するために、調査、計画書作成などの準備を進めていく。	C 18	下水道の施設（管路）は、初期投資から30年以上経過しており、大規模な改修工事が必要な時期に来ている。市全体の管路の改修計画を早急に策定し財政計画へ織り込んでいく必要がある（10～20年）。一般会計からの繰出金も多額になっており、下水道事業の採算性を見直す必要がある。法適用も検討すべきである。	●			施設の老朽化を迎えるにあたり効率的な改修事業の展開や経費節減を図るため、国の長寿命化支援制度を活用する。平成21年度は施設長寿命化基礎調査を実施し、平成22年度においては基礎調査に基づき整備計画を定める。
125	営繕管理事業（CADシステム・公共施設維持管理システム）(376)	営繕課	B	事業目的がシステムの完成にあるのではなく、各施設の長期的保全計画の作成にあることから、その体制づくりが必要である。	①平成22年度には、情報収集業務が完了している施設の所管部署に庁内LAN上から公共施設維持管理システムを利用できる環境整備に取り組んでいく。 ②平成23年度までに全ての施設の情報収集業務を完了し、全庁的に維持管理システムの運用を図っていく。	C 19	〈公共施設維持管理システム〉 事業目的が、当システムの完成にあるのではなく、市全施設の長期的な保全計画の作成にある。 システムの完成を待つのではなく、市保有施設を有するそれぞれの部署に対して計画的な営繕をするよう勧告する体制を整備する必要がある。 また、施設の維持には巨額の経費を要するとともに、適切な保全により施設の延命化につながる。長期保全計画は、市役所全体の財政運営に大きな影響を与えることを認識し、長期保全計画の早期策定を目指し、当システムの早期完成を検討すべきである。	●			・平成21年度の組織改正によりグループ制を導入し、施設保全グループを設け、体制の整備を行った。 ・システムの早期完成に向け、引き続き各施設の情報収集を行うとともに、システム運用の準備として、試行的運用を図るべく検討中である。 ・「長期保全計画の早期策定」については、各施設の管理・劣化状況等のデータを正確に把握したうえで、総合的に判断する必要があることから公共施設維持管理システムの運用がされてから早期完成を目指す。
126	都市計画図書等作成事業(380)	都市計画課	B	都市計画情報の窓口サービスの一環として、平成20年4月から、都市計画支援システムの活用により、都市計画図等の頒布サービスを実施している。今後、情報化社会の進展に伴う市民ニーズに対応するため、都市計画情報を市ホームページ上で提供できるかが課題となっている。	①②引き続き、都市計画支援システムの活用により、都市計画図等の頒布サービスを実施する。一方で、市民ニーズに対応するため、できるだけ早期に庁内連携を図り、都市計画図等の都市計画情報がホームページ上で提供できるように取り組む。	B 17	〈地図印刷事業〉 地図のもととなる地形図等の情報収集については、全庁的に統一して収集するなどの工夫により、全体のコスト削減の方法を検討願う。また、頒布価格については、原価に見合った負担の検討をお願いする。	●			平成17年度の外部評価の指摘を踏まえ、地図のもととなる地形図等の情報収集に努め、重複した情報の仕分けを実施した。また、頒布価格については、原価に見合った負担を求めていく。（現在の単価は、平成18年2月改定済）

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
127	都市景観推進事業(381)	都市計画課	B	公共サインの整備等については、平成18年度事務事業評価外部評価において、その必要性は、一定の理解をいただいている。今後は、未整備箇所については、他事業との併合整備などによる整備推進及び整備の優先順位並びに将来の維持管理などを考慮し、効率的な整備を行う必要がある。また、本市が平成21年4月、景観行政団体になったことから、市内の都市デザイン協議会において、景観計画及び景観条例の策定に向けた調査、研究を行う。	①当面、情報拠点となる鉄道駅の大拠点サインの設置を最優先に、他事業との併合整備などにより順次整備推進を図る。また、既設サインについては、案内地図等の時点修正など、周辺を行い、維持管理に努める。昨年度同様、平成22年度も、景観計画等の策定に向けて、都市デザイン協議会において、調査、研究を行う。 ②中長期的な取組みとして、今後の第4次総合振興計画実施計画の中で、改めて公共サイン整備について、優先順位を設定し、その年次整備計画を基に整備推進を図る。景観計画等策定については、別途、新規事業として取り組む。	C 18	公共サインの必要性は認められる。但し、緊急性がある事業ではなく、当事業を単独で実施するのは財政的な制約を受ける。新たな公共施設の設置や、既存施設の改修、補修計画にあわせ、優先順位を付けて計画的に整備する必要がある。都市景観推進事業として、市全体の実施計画に基づき設置計画の抜本の見直しが求められる。	●			平成18年度の外部評価の指摘を踏まえ、新たな公共施設の設置や既存施設の改修、補修等の計画に合わせ、事業担当課に優先的に設置するよう要請し、単独実施を考慮する。また、市が景観行政団体（平成21年4月1日告示）となって、都市景観推進事業の一環として取り組む景観計画策定業務については、平成24年度の策定を目標に取り組む。
128	地区計画推進事業(383)	都市計画課	B	地区計画は、地区独自のまちづくりのルールとして画期的なものであるが、届出・勧告制度のため、その実効性を高めるためにも、建築条例化等について、建築住宅課との連携を図ることが必要である。また、既存の市街地での住環境の保全等のため、地区計画の策定を推進していく必要がある。さらに、平成21年4月1日、本市が景観行政団体になり、今後、策定していくこととなる景観計画との整合性を図っていく必要がある。	①平成21年度において、JR武蔵野線南側のレイクタウン地区では、魅力あるまちづくりのため、地区計画を決定する。平成22年度に向けて、建築物の建築等の行為の届出件数が増加する見込みであるため、効率的な審査事務に努めるものとする。②平成24年度を目途に景観法に基づく景観計画を策定することとなるため、各地区の地区整備計画の制限内容との整合性を図っていく。	B 21	地区計画の策定とその具体化は、長期にわたる事業となる。それゆえ、地域住民からの幅広い意見を聞き、理解を得ながら粘り強く取り組むことが重要である。こうした特性を考慮すれば、活動指標を、単年度の活動量として捉えるのではなく、過去からの累積件数で示すなど、市民にわかりやすい指標とすることを望む。 なお、21年度から「景観計画の策定」に着手したとのことであるが、広く市民等の意見を聴取しつつ早期に策定されることを期待する。	●			平成21年度の外部評価における指摘については、本事業が長期にわたる事業であることから、地区計画を活用したまちづくりの意識啓発の促進のため、地区計画案内板設置、地区計画パンフレット、ホームページ掲載等の広報活動に取り組み、都市計画決定状況や案内板の設置状況を累計し、届出件数を明確にすることで、地区計画推進事業の取り組み状況を指標化することに努めた。
129	公共交通事業(384)	都市計画課	B	少子高齢社会の進展、環境に対する意識の高まり等、社会情勢の変化に合わせ、公共交通機関と連携し、交通空白地帯を解消するとともに、市民の利便性、安全性が求められている。そのため、要望の多いバス路線の新設が課題である。また、毎年継続的に行っている関係機関への各種要望活動等については、その効果が最大限得られるように、効率化を図る必要がある。	①②関係機関への要望活動等と併せて、さらに事業者との連携を深めることで、進展を図る。	B 21	本事業は、公共交通機関へのニーズが多様化している中で、市民からの要望をとりまとめ、交通機関組織との調整を進めることを内容としている。 市民から寄せられた要望の実現を図る重要な事業であるが、要望が実現するまでの期間が長期化するケースも少なくない。よって、単年度で捉えるのではなく、過去からの要望の累積件数とその実現件数を示す等、事業の進捗状況が明確になるよう、創意工夫を講じられたい。 【ノンステップバス導入促進事業費補助金】 （内部評価：継続）（外部評価：継続） 国・県との連携を一層強め、ノンステップバス導入のさらなるスピードアップを望む。	●			平成21年度の外部評価における指摘については、バス路線の走行環境等の要望を除いて、鉄道要望や新規バス路線の開設要望など可能な範囲で要望件数を示すとともに、市内で走行する路線バスのノンステップバス導入率を明確にすることで、公共交通事業の取り組み状況を指標化することに努めた。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
130	まちづくり推進事業(385)	都市計画課	B	市内の市街地整備促進地区の整備手法には様々な方法があるが、現下の社会経済情勢においては、新規事業の立ち上げが厳しい状況である。今後は、真に必要な事業を見極めながら、地元発意によるまちづくりの組織育成をはじめ、行政側からの支援を検討する必要がある。	<p>①関係権利者の意向の把握に努め、市内の市街地整備促進地区の整備方法の可能性を探る。地域の理解を得ながら一緒に取り組む話し合いの場を作ることが大切である。レイクタウン地区では、平成 25 年度の完成に向けUR都市再生機構と連携して事業の進捗を図る。</p> <p>②越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の早期完成に向け、計画的な事業進捗が図られるようUR都市再生機構と協議・調整を進める。</p>	B 21	<p>住みやすいまちづくりを推進する上で、市街地開発事業の具体化が重要になる。そのため、日頃より地域住民の意見を集約し、理解を得ることが大切である。</p> <p>今回、活動結果及び活動成果の指標は示されなかったが、今後は、市街地開発事業の進捗状況を市民に理解いただくためにも、「開発事業の具体化に向けて取り組み中の案件件数」などを指標化されるなど、工夫をされたい。</p>	●			平成 21 年度の外部評価における指摘については、都市核の整備の取り組み箇所を明確にすることに努めた。また、現在取り組んでいるレイクタウン地区の事業の進捗状況も可能な範囲で明確にすることで、まちづくりの取り組み状況を指標化することに努めた。
131	東越谷土地区画整理事業(389)	市街地整備課	A	事業閉鎖に向けての準備段階	①②事業閉鎖に向けての準備段階	B 18	すでに全事業費の 8 割を超えており、今後一般財源の負担を最小にする為、平成 20 年度以降早期の事業完了が求められる。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。			●	平成 21 年度事業完了に向けて、工事、移転補償等を行った。また、正規職員の削減についても平成 21 年度 1 名減員、平成 22 年度においても減員の予定である。
132	七左第一土地区画整理事業(390)	市街地整備課	A	事業閉鎖に向けての準備段階	①②事業閉鎖に向けての準備段階					●	平成 21 年度事業完了に向けて、工事、移転補償等を行った。また、正規職員の削減についても平成 21 年度 1 名減員、平成 22 年度においても減員の予定である。
133	西大袋土地区画整理事業(391)	市街地整備課	B	事業計画及び実施計画が古く資金計画の現状が把握しにくいいため、計画の変更を検討していきたい。	①②大袋駅西口線の完成を目指し、それに合わせたスーパー等の商業施設を誘致したい。また、バス路線についても拡充したい。	B 16	長期にわたる事業のため、外部環境の変化に応じて当初計画の適宜見直しを進めていきたい。	●			大袋駅西口線の完成を目指し、移転補償等を行った。それに合わせたスーパーの商業施設についても今後は開業予定であり、バス路線についても平成 21 年度に事業地内に入り入れた。また、平成 22 年度については、一般会計からの繰入金も拡充したものの会計予算全体は縮小の予定である。なお、事業計画の見直しについては、昨今の経済状況を考えてと予算の獲得が難しい。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
134	緑化推進事業 (393)	公園緑地課	B	一部の市民には苗木の配布事業が浸透しており、まちの緑化は進んでいるものと考えているが、苗木配布時のアンケートでは、リーダーの方が多く、苗木の配布事業を知らない市民に対しての広報活動を強化する必要がある。	①苗木の配布時のアンケートにより育成調査を平成 18 年度より始めており、平成 22 年度についても同様に調査を継続するとともに、緑化に対する意識を啓発する。②緑の基本計画に基づき緑化を推進するためには、今後も苗木配布を継続し、併せて緑化意識の向上を図る。	B 16	緑化推進の必要性は高いが、配布樹木の手渡し以外の方法も検討することで、正規職員の人件費削減の余地あり。苗木配布時アンケート等をもとに事業活動に連携した適切な成果指標を設定することが望ましい。	●			春・秋の緑化月間に合わせて苗木の無料配布を行っており、毎年多くの市民の方に参加していただいている。この配布は、市職員により配布しているが、5月5日の子供の日に行われる野鳥の森フェスティバルでは、越谷市造園業協会の協力を仰ぎ、コスト削減を図っている。さらに、本事業を知らない市民も多いため、広報とあわせて公園緑地課のホームページにも掲載し、更なる周知を図っている。 また、緑化事業では、苗木の配布とともに、公園等に植栽する花木の配布事業も行っている。この事業は、ボランティア団体や自治会等によって、維持管理されている公園等に花木を植栽し、憩いと潤いのある公園づくりを目的としている。しかし、花木を要望する団体が多く、すべてに行き渡らない状況であり、今後は、配布する花木を増やす必要がある。
135	公園施設維持管理事業 (394)	公園緑地課	B	更に効果的な維持管理業務を推進し、管理費の経費削減を行う。	①「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、自治会やボランティア団体による公園維持管理活動が進められているが、更なる普及に努めていく。 ②引き続き要綱の普及に努めていくとともに、業者に委託していない部分についても委託し、アウトソーシングを図っていく。	C 16	管理委託から指定管理者制度への移行および職員の人工見直しによるコスト削減を図ることが必要。市は住民からの苦情・要望受付と、運営管理を主に行う。維持管理事業の活動結果指標、成果指標は、コストを配慮した設定としていただきたい。	●	★		「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき自治会やボランティア団体による公園維持管理活動が始まっており、コストの縮減が図られるようになった。さらに、平成 20 年度以降、公園等管理委託費の増額により、従前委託していなかった公園についてもアウトソーシングが可能となったため、現業職員の仕事量が減少し、削減された時間については、パトロールの強化や簡単な水道施設・便施施設の修理などを行っている。なお、平成 22 年度については、沼田第一公園外 3ヶ所の委託を追加する予定であり、一層のコスト縮減が図れるものと思われる。
136	公園施設改修事業 (395)	公園緑地課	B	市民から多岐にわたる改修要望や新設要望があるが対応しきれない。	①予算の範囲内で優先順位を設定し、施設の改修・新設を行う。 ②市民の利用頻度の高い公園施設や体育施設の充実を図るため、永続的かつ計画的な点検・補修・改修を行う。	B 21	利用する市民が安心・安全に公園体育施設を利用するための改修工事であり、当事業の有効性は認められる。平成 20 年度では、公園施設改修工事費用が約 1.3 千万円、体育施設改修工事費用が約 1.5 千万円の実績である。今後も、効率的に改修工事を進められることを希望する。 事業評価表については、事業目的に安心・安全を確保するための改修工事である等を明記いただきたい。	●			外部評価コメントで指摘されているように、安全・安心の確保が第一であることから、体育施設の貸出しを行っている体育課と緊密に連絡を取り合い、施設の改修を行っていく必要がある。このため、平成 22 年度については、野球場の防球ネット等の改修を予定していたが、平成 21 年度の国の補正予算である「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用することにより、大杉公園の防球ネットを本年度予算で整備することとなった。
137	開発行為等に係る事業 (404)	開発指導課	A	まちの整備に関する条例に基づき実施している事業であるが、道路後退用地の帰属に対する協力金等の交付については、より一層適正に行っていく必要がある。	①継続して開発地等に接する道路の後退要請を行い、協力金等の交付により道路幅を円滑に行っていく。 ②幅員 6mの道路整備を進め、良好な住環境の整備を図っていく。	B 18	開発許可は市（特例市）の行政指導であり、正規職員 14 名（前年より 1 名減）で行っている。開発許可や建築許可の他に、事前協議件数が 1,000 件程度ある。しかしながら、業務の全てを正規職員で行う必要は必ずしもないのではないか。入力業務のように、臨時職員が行うようなこともあり、業務分析をして人員配置を見直す必要がある。			●	市民又は民間業者からの開発行為や建築行為等による、まちの整備に関する条例等の諸申請に対する手続き業務、都市計画法による許認可事務であり、窓口による指導、説明責任、提出書類に対する判断業務等から、行政自らの人員体制が必要である。 なお、画像情報システムへのデータ入力業務に加え平成 21 年度からは、道路後退用地の帰属等の事務処理等について臨時職員で対応しており、業務の効率化を図っている。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）							
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等		
138	画像情報システム事業(405)	開発指導課	A	都市計画法に基づく市街化調整区域内での開発等許可について、特に既存建物の建替え等への対応については、過去の許可等の経過が重要であるが、電子ファイリングシステムの活用により迅速・正確な対応を行う事ができ、円滑な業務の推進が図れている。	①電子ファイリングシステムの活用により、迅速、正確な窓口業務を行う。 ②許可等の書類の蓄積を進め、過去の情報を迅速、正確に把握することにより、一層円滑な業務の推進を図る。	B 20	画像情報システムには、都市計画法に基づく許可申請書、条例、建築基準法関連のデータが蓄積され、業務効率をあげているといえる。しかし、システムコストは努力次第で削減可能な面があるため、常に見積の妥当性、根拠を検証し、コストダウンに努めていただきたい。				●	システム機器は、賃貸借契約の期間終了及び機器の老朽化等に伴い平成21年度に機器等の更新を行った。更新に当たっては、既存データの移行及び機器構成等について複数社からの提案を受けるなど内容の検証を行いコスト削減に努めた。今後とも、システムを有効活用し窓口業務等を迅速・正確に行い円滑な業務推進を図る。	
139	市営住宅施設管理事業（住宅対策事業共）(409)	建築住宅課	B	一部業務内容を見直すことによってコスト削減を継続して進める。	①法的に義務付けられた施設管理事業等であり、施設の安全・住環境の維持を図る。②施設の安全・住環境の維持を図る上で必要不可欠であるが、一層のコスト削減の検討を行う。	B 18	市内の公営住宅は、市営197戸・県営644戸の合計841戸あり、世帯数の0.7%となり、一定程度のセーフティネットを維持しているといえる。「越谷市市営住宅ストック総合活用計画」（平成15年）に基づき、既存の土地・建物の有効活用を図っており、団地毎の維持修繕・更新計画が作成されている。しかし、見直しは平成20年となっており、必要な金額の試算と財政的な裏付の検討を前倒して実施することが望まれる。また、住宅管理業務の県住宅供給公社への管理代行を協議中であるが、トータルコストの削減にむけた取組を進めていく必要がある。	●	★			●	市営住宅の管理については、平成22年度より、管理代行制度の導入を図っていく。また、老朽化した市営住宅の施設・設備の改修・改善・手法を第4次総合振興計画の中で、検討を図る。
140	住まいの情報館施設管理事業(410)	建築住宅課	B	関連事業を採用すると共に老朽化した設備の更新の検討が必要	①今後も関連事業と併用し、住まいの情報館の来場者の増加を図る。 ②展示設備の修繕・更新を検討する。	D 16	耐震性・耐久性・耐火性および省エネルギーと高齢者等に優しい住宅についての情報提供の重要性は高いが、立地・展示品の旧式化、利用者数低迷等から有用性および妥当性に問題がある。成果指標には、当活動の結果が実際の建築設計に結びついた件数を反映していただきたい。現状設備の処分と併せ、新たな普及啓発の方法を再検討していただきたい。	●				●	関連事業との併用により、住まいの情報館の来客数は増加している。さらに、住まいの相談会等を開催し、建物の建替え・リフォーム時や耐震改修時における安全・安心の情報提供を行うことにより、多くの来客数の更なる増加を図るとともに、展示設備の更新や延命化を図る。なお、建築設計に結びついた件数を成果指数に反映させることは、調査に多大なコストがかかるため、反映はできない。
141	住宅融資事業(414)	建築住宅課	B	民間の金融機関においても、金利の自由化により低利の融資が行われるようになった。また、厳しい経済状況の下において、新築・家の購入などの件数が減少しているのも、利用率の低下の原因である。	①制度のPRや効率を図る。 ②一部代替出来る制度があるか、さらに、融資制度の改善をし事業の見直しに取り組む。	C 18	住宅融資事業には3つの異なる目的の事業が含まれている。高齢者の専用居室の増設策と浸水住宅の改良は、ニーズが減少しており、取扱い件数、残高ともに僅かであり、廃止を含めて見直しが必要である。勤労者住宅は一定のニーズがあり、維持することに効果がある。今後は、耐震改修を含めた住宅政策の中で、融資事業のあり方について、必要性の有無、市民に利用しやすい制度を検討する必要がある。預託金方式の見直しも必要である。	●				●	制度のPRや制度の効率化、審議会等の簡素化を図り、融資制度の改善・見直しを行い、より市民に利用しやすい制度の検討をする。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
142	市立病院繰出金(415)	市立病院庶務課	B	地域の基幹病院としての役割を果たせるよう、経営の健全化を図りつつ、診療体制の整備及び充実に努める。	18	①②繰出金の算定ルールに則り、各項目の基準に基づく額や新基準項目に係る額を算出し、最終的に市当局と調整し繰出額を決定していく。	B	● ★			「市立病院経営ビジョン」中期経営計画に基づき、「収益確保対策」「費用縮減対策」「管理運営体制の強化」「医療サービスの質の向上」等、経営改善に向け取り組んできた。また、地方公営企業法第17条の2に基づく負担金・補助金について市と協議を行い、ルール化を図った。
143	学校活動支援事業(422)	総務課	B	校務主事や学校業務員の職務内容をより一層自覚、認識し、業務の円滑なる遂行を図るため、適宜、研修内容の見直しを行う必要がある。	21	①業務内容に即した研修を実施していく。特に、校務主事については、技能研修や労働安全衛生に関する研修を行うなど意識の向上を図っていく。 ②研修内容がマンネリ化しないよう常に見直しを行い研修効果の向上を図っていく。	B	●			従前は予算執行上の観点から校務主事及び学校業務員に係る研修会についてのみを「学校活動支援事業」として捉え事業内容を記載していた。 しかしながら、外部評価での指摘のとおり、本来は校務主事及び学校業務員の人事管理に係る業務が大半を占めている事業内容であるため、適切な記述としていく。さらに、研修会の内容についても、引き続き見直しを行い、現状に即した内容とし研修効果の向上を図る。
144	小中学校防犯カメラ借上事業(424)	総務課	B	防犯カメラの維持管理		①②犯罪の抑止効果及び施設への侵入者による不測の事態から、児童、生徒の安全確保を図るために、適切な維持管理に努めていく必要がある。		●			犯罪の抑止効果や事件解決に寄与し、施設への不審者、侵入者による不測の事態から児童生徒の安全確保を図ることが有効であり、今後も適切な維持管理に努める。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
145	小・中学校施設改修事業(426)	総務課	B	施設の老朽化のため、雨漏り、外壁、設備等の大規模な改修が必要である。 ①②学校施設の老朽化等に伴う学習環境の低下を招くことのないよう、今後も計画的に雨漏り、外壁、設備等の大規模な改修に努め、良好な教育環境の維持を図る。	B 21	45の小中学校にある計164棟の校舎の改修を行う事業である。昭和40年代に建てられた校舎もあり、老朽化が進行しており、危険箇所の修繕を怠ると、学校で学ぶ児童・生徒の安全が確保されないことになりかねない。したがって、本事業を遂行する意義は大きい。 現在でもかなり綿密に計画立案を行っており、必要とする改修については積極的に予算計上されている。しかし、対象とする校舎は164棟もあり、修繕対象箇所数は膨大である。さらに今後は、備品などの管理も含まれ一層きめ細かい対応を行い、適切な優先順位を設定する必要がある。そのためには、市と学校現場が一体となった情報管理が必要である。 例えば、修繕箇所に関する情報整備について、年次や半年に一度程度のデータ更新にとどめず、情報通信の活用等により、学校現場と市が更新され蓄積された生きた情報を共有することができれば、修繕計画の優先順位の検討に効果を発揮する。	●			現在、学校施設の校舎等の耐震化事業を最優先に行っており、施設改修については、特に、老朽化に伴う施設設備の安全性を確保するため、外壁落下及び雨漏り等の緊急性の高い修繕から、計画的に改修を図っている。 より一層の情報を共有化するため、平成22年度より、学校系ネットワークを活用し、学校現場と教育委員会とが情報を共有化し、適切な優先順位による施設設備の機能維持及び延命化を図るとともに、児童生徒の良好な教育環境の確保を図る。
146	小・中学校備品整備事業（教材等整備事業含む）(433)	総務課	B	新たな教育内容や指導方法にあった教材・教具の整備充実を行う必要がある。 ①教育環境の一層の充実を図るため、新たな教育内容や指導方法にあった教材・教具の整備を検討する。また、備品管理システムを稼働し、備品の効率的な管理を推進する。 ②備品管理を効率的に行うため、備品基準額の見直し等について関係各課との調整を進めていく。	B 16	<教材教具等整備事業> 今後の財源の動向を勘案し、教材・教具の学校内・学校間共有化の推進および事務処理のIT化によるコスト削減と効率化の向上を図っていただきたい。	●			備品管理を効率的に行うため、備品基準の見直しについて関係各課と調整を進め、平成22年度より備品基準を見直すこととした。 教育環境の一層の充実を図るため、新たな教育内容や指導方法にあった教材・教具の整備を行う。また、備品管理システムを活用し、備品の効率的な管理を推進する。
147	科学技術体験センター施設管理事業(436)	総務課	B	施設設備については、8年目を経過し経年劣化も現れ、今後は維持管理費の増大が課題となる。 ①施設の管理運営については、より施設の効率的かつ効果的な運営が図られるよう、事務事業の改善、組織の見直しを行ないながら業務委託についても検討する。 ②指定管理者制度等を視野に入れた検討を行う。	B 18	市の学校教育、体験学習としての位置づけは大きい。施設の管理面については、管理条件を仕様として明確に定めたくて指定管理者制度の導入を含め、委託化によるさらなるコストダウンを検討する余地がある。	●			施設の施設管理については、効果的かつ効率的な運営が図られるよう、平成22年度から施設設備管理事業の一部委託を行う。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
148	科学技術体験推進事業(438)	総務課	B	<p>来館者等への住民サービスはもとより、より興味関心を持たせる事業展開を行い利用者の確保が課題となる。併せて体験装置のリニューアル化も課題である。</p>	<p>①体験装置のリニューアル化については、多額な財政負担となり厳しい状況にある。来館者の確保にあたっては、より今まで以上に創意工夫した新たな事業展開を図っていく。 ②より効果的な事業展開を行う方策として、民間活力のノウハウを活かした事業のあり方等の検討を行う。</p>	B 21	<p>平成20年度の延べ利用者数が約14万人で、一日平均465人利用されている。科学技術体験等、理科・科学に子供たちが興味を持つ場としての重要性は認められる。 今後は、新サービスや新イベントを展開し、利用者数、リピート率をさらに上げる事業展開を期待する。</p>	●			<p>体験装置のリニューアル化については、平成21年度中に新たな装置を設置し来館者の確保を図る。なお、事務事業については平成22年度から一部委託を行う。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
149	教育研究事業 (449)	指導課	B	<p>平成21年度から教育指導員を1名増加し、4名体制で取り組むことにより、これまでの業務に加え、学校を訪問しての研究授業等への指導を実施するなど事業の充実を図ることができるようになったが、指導する対象や方法については、研修内容の更なる充実・改善を図る必要がある。</p>	<p>①②教育指導員による研修のあり方や各種研修会の方法を見直し、成果が上がる適切な研修会に取り組んでいく。</p>	<p>B 21</p> <p>教育現場の質的向上を図る上で、当該事業は必要不可欠であり、事業内容としては以下のものがある。①市内の中学校、小学校の教員を2年間を期限に教育研究員（89名）に委嘱し、研究活動を行う。②学校長の経験者が教育指導員となり、若手教員の指導を行う。①の研究活動は単なる研究成果に終わっていない。 研究成果を副読本として作成しており、さらにその研究成果を実際の授業で発表することにより、傍聴する教員が学習する機会を得ることができるなど、付加的な成果も認められる。 市においては、情報通信技術の活用も積極的に行われているということである。今後は、報告書など、紙媒体として配布するのではなく、電子媒体として共有することにより、一層の横展開を図っていただきたい。 研究のための研究ではなく、実務に活用するという視点で事業を担っていることは、他の事業の範となると思料する。②に関しては、従来は教育指導員は教育センターで現役の教員の相談に乗るといった仕事の進め方であったが、現在は積極的に学校に出向き、直接若手の指導に当たっている。単に事業を遂行するという発想ではなく、如何に教員を育てるかという視点で、事業を担っているという姿勢がうかがわれ評価できる。 昨今、巷では、公教育の質の低下が叫ばれて久しい。その結果、多くの児童が、私立の小学校や中学校に進学している実態が増えつつある。本事業の成果が公立校への進学率向上の要因となることを期待する。【教育研究員助成金】（内部評価：継続）（外部評価：継続）当助成金を有効に活用し、公立小中学校の教職員の資質向上を期待する。</p>				<p>平成21年度の外部評価における指摘については、報告書等の一部については既に電子媒体で共有しており、今後はその取組をより一層推進する。また、教育研究員の取組については、今後も文教大学との連携を図りながら、研究を深め、教職員の資質の向上に資する。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）			
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持
150	教育相談事業 (450)	指導課	B	<p>就学相談、教育相談ともに増加し、相談員の相談日程が過密化しているため、十分な相談記録の記入や十分なケースの検討等ができない。時間の確保と調整が必要である。</p>	<p>改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組</p> <p>①②不登校の未然防止のため、指導主事の学校の訪問相談を充実させる。また、専任訪問相談員の訪問相談の活性化を図り、不登校等の改善を図る。</p>	B 21	<p>本事業の目に見える成果としては、不登校児童・生徒数の削減があげられる。市では、不登校の定義を30日以上連続して欠席した場合としているが、小中学校合わせて、平成19年度には360名であったが、平成20年度には288名に減少している。さらに、本年度においては87名が登校するようになり、最終的な不登校児童・生徒数は77名と激減している。</p> <p>不登校対策としては、①不登校を未然に防止する方策と、②すでに不登校になった児童・生徒を復帰させる方策の2つが考えられるが、本事業においては、双方の役割を果たしている。</p> <p>成果指標の相談員稼働率の今年度の目標は100%となっており、まったく、ゆとりがない状況である。あまりにも、忙しすぎると適切な相談ができなくなる可能性がある。世の中に不安定要因が増加している今日、児童・生徒や保護者による相談は増えることはあっても、減ることはないと思われ。その意味では、80%~90%程度の稼働率で計画できる程度の相談員やカウンセラーの配置が必要であると考えられる。</p>	●	<p>今後の不登校対策として</p> <p>①不登校を未然に防止する方策 ・毎月、指導主事が学校へ訪問し、校内の教育相談体制を充実させるための指導・支援を行う。 ・每学期1回、教育相談主任や学校相談員を対象に、教職員の資質向上や校内の教育相談体制の充実を目的に研修会を実施する。</p> <p>②すでに不登校になった児童・生徒を復帰させる方策 ・教育センターと学校、家庭が連携し、すでに不登校となっている児童・生徒の状況にあった支援を行う。 ・教育センターの来所相談を継続していく中で、生活のリズムを整え、適応指導教室への通室を行い、学校復帰を目指す。 ・学校のさわやか相談室への通室をきっかけに学校復帰を目指す。</p> <p>教育相談事業として</p> <p>指摘のとおり、あまりにも忙しすぎると、適切な相談ができなくなることが心配される。世の中に不安定要因が増加している今日、児童・生徒や保護者による相談は増えることはあっても、減ることはないと思われ。そこで今後は、80%~90%程度の稼働率で計画できる程度の相談員やカウンセラーの配置が必要であると考えられる。その対策として、</p> <p>①相談員を2名増員し（1名が週3日勤務。1日につき1名の相談員増員）、子どもの面接、保護者の面接を行う。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーを活用し、積極的な訪問相談を行い、保護者への支援をする。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
151	障害児就学支援事業(451)	指導課	B	保護者や本人の願いをよく聴取した上で、より適切な就学を目指すために、十分に話し合う時間を確保したり、就学後の支援についても助言等を行っていく必要がある。	①②実施回数と判断件数の相関関係から、よりよい就学判断を目指すために、実施時期と内容について検討し、より効率的な会の運営を目指す。	B 21	平成20年度は5回の「障害児就学支援委員会」を開催し、そこで、197名の支援を必要とする児童・生徒に対して、就学先の提案を保護者に行ったが、90%がその提案を受け入れたとのことであった。他都府県の実績では、70%程度であり、市の実績はかなり高い値である。これは、保護者が「障害児就学支援委員会」を信頼しているからこそであり、本事業の成果に他ならない。 春と秋には、特別支援学級の公開を行い、授業の様子を参観する機会を設け、さらに相談を幾度か繰り返し、当事者の不安解消に努めるなどの活動は評価できる。 また、専門的な知識を持つ大学教授等が、通常学級を訪問し、支援を必要とする児童・生徒の様子をみて、担任等へ助言を行っている。平成20年度は、10回の訪問で18校、133名の児童・生徒を対象とした。 支援を必要とする児童・生徒を持つ保護者の不安を解消し、支援を必要とする児童・生徒の適切な進路を決定する上でも重要な事業であり、引き続きより効率的な運営を期待する。	●			・就学支援委員会での相談については今年度も増加傾向にある。指摘のように保護者との信頼関係を強め、すべての子どもたちが適切な教育を受けることができるようにしていけるよう、相談員の増員を検討して、今後ともきめ細かな相談を実施していく。 ・特別支援学級の公開については、保護者が適切な情報収集ができるよう、特別支援学級での資料の作成などについて指導していく予定である。 ・専門的な知識を持つ大学教授の訪問については、訪問が終わってからも必要な場合には訪問後に教育センターとの連携をもち、継続した相談ができるように計画している。
152	臨時教職員配置事業(456)	学校課	B	障がいのある児童・生徒の普通学級への就学が増えており、引き続き特別支援教育支援員の配置人数の拡大とともに配置日数及び時間の延長を検討する必要がある。	①②当該児童生徒の学習支援や生活介助はもとより、周囲の児童生徒の学習権を保障するためにも必要不可欠な事業であるため、学校からの配置要望に応えられるよう更なる制度の充実に向けて検討していきたい。	B 19	学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。 しかしながら、重度障害児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。 市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。	●			・平成19年度の外部評価における指摘については、平成20年度当初から特別支援教育支援員を対象にした研修を実施し、児童生徒の指導方法とともに、保護者との連携方法について具体的に指導している。また、教育長会議や国、県への要望提出の機会に、毎回、当該事業に係る県費負担の要望を行っている。 ・今年度当初予算の編成に当たっては、特別支援教育支援員の勤務形態について、前年度の週4日計18時間（1日4時間を2日、1日5時間を2日）から週4日計20時間（1日5時間）に拡充した。 ・今後も当該児童生徒の増加に対応し、各学校からの支援員配置要望に応えられるよう予算の拡充について努力するとともに、指導課教育相談担当との密接な連携のもと、配置申請に係る児童生徒の実態を精査して、特別支援教育支援員の適切な配置に一層努める。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
153	入学準備金貸付事業(463)	学校課	C	貸付金の滞納者に対する徴収マニュアルや体制の整備が遅れているため、未収金の回収が困難となっている。徴収業務については、外部に委託するなど見直しを図る必要がある。	①②貸付条件や償還開始時期等の見直しを進める。	B 19	進学を希望する生徒に公平に場を与える当該事業の意義は高いと思われる。しかしながら、貸付額の未償還額が年々増加しており、抜本的な債権回収に取り組むことが急務である。医療費、給食費等、他の債権回収とあわせ、効率的なルール作りをすることも考えられる。	●			未償還の貸付金については、督促や催告を行うことにより、債権の保全と同時に支払を促している。昨今の金融・経済情勢の悪化に伴い、雇用情勢の悪化が顕著となる中での、家計の悪化が貸付金未償還額増加の一因と考える。本年度は早期に回収対策を講じることを重点に、家計が急変した世帯の未償還の貸付金について、早期の納付相談等の実施により、借受人等の支払能力を判断し、適正な金額で誓約した分割納付を履行させることにより対応する。また、督促及び催告後も納付がない滞納者へは、連帯保証人への支払催告等を実施することにより、未償還額の増加の抑止に努める。
154	幼稚園就園奨励費補助事業(464)	学校課	C	データの効率的な管理が必要。交付決定から補助金決定に至るまでに手作業が多く、事務処理に時間がかかる。	①②平成21年度から幼稚園就園奨励費補助金システムの開発をはじめ、事務の効率化を図る。	B 18	国の補助金制度に従い実地している事業である。少子化対策の意味もあり、事業の必要はある。対象園児数の6,400人、市内26園、市外40園の事務処理を効率的に実施することが課題である。学校業務全体のシステム化を検討する教育委員会総合システム検討会での検討結果をふまえ、市の全体最適視点による業務の効率化を検討して頂きたい。	●			・業務の効率化については、教育委員会全体のシステム検討が実施され、平成17年度から学齢簿システムを基盤とした学校業務系ネットワークが運用され効果を上げている。しかし、幼稚園就園奨励費補助金システムについては、現在もシステム化に至っておらず、手作業が多く事務処理に時間がかかっている。更なる事務の効率化を目指し、教育関係情報化部会においてシステム化の検討を進めている。 ・近年国の動向に補助単価設定の高額化がある中、単価上乘せや補助対象外階層区分への補助などのあり方を検討する必要がある。
155	給食センター施設管理事業(467)	給食課	B	学校給食を継続提供するために、安全・衛生管理の強化に努めながら、効率的・合理的な施設管理が求められている。	①②厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、安全と衛生管理の強化に努め、効率的・合理的な運営を図る。	B 17	安心、安全な給食を提供するために適切な施設管理を行うことは、重要な事業であり、今後適宜更新していく必要がある。更新にあたっては、学校給食事業の効率性を勘案し、全面委託方式を視野に入れた施設更新計画を検討する必要がある。	●			給食調理施設としての機能を維持するため、施設・設備の保守点検を行っている。また、小中学校の夏季休業中には、日常ではできない調理器具等の総点検を行い安全・衛生面の充実を図っている。施設の更新については、経過年数等を勘案し、適切な時期に更新の計画を検討する。
156	給食センター施設改修事業(468)	給食課	B	学校給食を安定して継続供給するために、安全・衛生管理の強化が求められている。経年により老朽化した施設設備の更新や改修等を計画的に実施する必要がある。	①②厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、必要な財源確保を図るとともに、効率的・合理的な運営に努める。 衛生的で安全な施設運営をするためには施設設備の改修は不可欠だが、多額の経費を必要とすることから順次改修する計画を立てていく。	B 20	市内45校の給食を供給する3つの給食センターの役割は大きく、学校給食を安定して継続的に提供することは不可欠である。しかし、給食センターの機器・設備の老朽化に伴い、改修・修繕にコストがかかる現状がある。当該事業は、機器・設備の改修・修繕に関する事業だが、機器・設備の買い替え、改修・修繕、清掃・定期点検など施設維持の総合的視点で最適化を図ることが重要である。 さらに、成果の指標が、改修・修繕の実施件数/全体計画件数となっているが、適切な機器・設備の買い替えや清掃・定期点検を行い、改修・修繕の実施件数・コスト減を図ることも重要である。	●			3つの給食センターとも開設・改修より相当の年数が経っており、施設・設備や調理機器の修繕・改修工事が必要になってきているが、できるだけ長期間使用できるように定期点検等を実施するとともに、緊急性・必要性の高い順に修理・修繕を行っている。今後、財政状況等も考慮した総合的な管理計画を立てる中で施設・設備の更新・改修・修繕を進め、安定した給食調理業務に努める。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
157	学校給食調理事業(469)	給食課	B	学校給食法が改正され、学校給食の目的を「食育の推進」とし、食に関する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解や食を通じた生命・自然を尊重する態度の涵養などとともに、食中毒防止のための衛生管理の基準を定め徹底させることなどが規定された。そのため、指導の方法が課題となるとともに、「食」に対する安心・安全の確保が急務となっている。	①②学校給食を「生きた教材」として活用するため、地場農産物の利用拡大に努めるとともに、郷土料理や日本食を積極的に献立に取り入れる。また、給食時間を中心に学校訪問を実施するなど、児童生徒の食指導の充実に努める。	B 17	学校給食の内容を充実させることは重要な事業である。現在、配送業務の委託は行われているが、調理の委託化を含めたコストダウンの具体化、調理の工夫や食育指導にもとづく残食率の低下を図ることが大切である。また、コスト把握としては、食材費、委託費、施設管理費、減価償却費、職員人件費も含めたトータルコストを認識する必要がある。	●			関係機関との連携を図りながら、新たな地場農産物の使用と量の増加を図り、学校給食の「生きた教材」として活用する。 朝食欠食の率を平成23年度までに小学校で1%(平成18年度で1.5%)、中学校で1%(平成18年度4.8%)まで減らす。食事の必要性・重要性を啓発し、残食率の低下を図る。 食材費、光熱水費の高騰の中、創意工夫で1食あたりの経費の節減に努める。
158	社会教育団体支援事業(479)	生涯学習課	B	社会教育団体が、さらに市民の求めるニーズに対応した活動をしていくことが必要である。	①社会教育団体を支援し、協働して生涯教育の推進に努める。 ②生涯教育の推進に社会教育団体の果たすべき役割は重要であり、各団体の事業活動を継続して支援する。	B 19	【連合婦人会助成金】 当該事業の有意性は認められる。 今後、社会教育団体が自主的・主体的に事業展開できるように健全かつ適切に都度、助成額を見直ししながら支援することが重要である。	●			地域の生涯学習・社会教育の振興において、事業の有意性は認められているが、事業の目的遂行のため、社会教育団体の活動内容を精査し、さらに自主的・主体的に活動できるように健全かつ適切に都度、助成額を見直ししながら支援することが重要である。
159	文化総合誌「川のあるまち」発行事業(481)	生涯学習課	B	前年度に比較し、作品応募数及び応募者数の増加が見られた。初投稿の応募もあるなか、一部に応募者の固定化、高齢化も見られることから、幅広い年齢層からの応募と応募作品数の増加が図れるよう努める必要がある。	①幅広い年齢層からの応募と応募作品数の増加を図るために、応募に係るPR方法を工夫する。 ②応募作品数と販売部数の増加を図るとともに、さらに紙面の工夫・改善に努める。	D 16	民間の自由な文化芸術活動に委ね、市はそれを側面的に見守るに留めていただきたい。市場性のある原価、販売価格を設定していただきたい。宣伝広告の掲載等、事業収入の方策も検討していただきたい。	●			文芸を中心とする市民の投稿により刊行する冊子である。平成20年度は1,884作品(599人)の投稿があり、優秀な759作品(281人)の掲載をした。随筆・短歌・俳句など12部門で、公正な選定会を経て選定された作品が掲載・刊行されることは、文芸を志す多くの市民にとり、大きな励みとなっている。将来、直木賞等を受賞するような優秀な作者が育つよう、引き続き内容の充実と経費の節減を考慮しながら、販売促進に努力する。
160	展覧会開催事業(市展)(482)	生涯学習課	B	一日あたりの来場者数は増加しており、市民の芸術に対する関心の向上が図れている。しかし、近年出品作品数が多少減少傾向にあり、多くの方に気軽に出品していただけるようにPR方法を検討していく必要がある。	①事業について、広報紙、ポスター、ホームページなどで市民に広く知らせているが、市内で活動している美術団体に美術展についてのお知らせなどを送付するなどして、より多くの方に美術展覧会を知っていただけるよう努める。②景気等の影響もあり、出品作品数の増加が図れるように、様々なPR方法を検討していく。また、実行委員会に委託している展覧会の運営方法についても、幅広い意見を取り入れ検討していく。	B 21	市当局が、市民の芸術活動を支援しその振興を図る上で、本事業の果たす役割は大きい。 しかしながらここ数年、応募者、応募点数が減少傾向にある。この原因を追究し、市民の芸術活動の裾野を広げる対策を検討されることを望む。例えば「中学生にも応募機会を与えること」、また、「公序良俗に反しない限り応募者全員の作品を展示すること」も一案と考える。	●			市展開催事業は、応募料を徴し、日本画ほか5部門につき、中学生を除く15歳以上を対象に開催している。平成20年度は、市展で市長賞等を受賞した美術家が、県展において埼玉県知事賞を受賞するなど、市展への出品が、作者の作品の創作意欲の喚起と創造的表現力の開発に大いに役立っている。応募作品数及び応募者数に、若干減少傾向が見られるが、これは長引く不況も少なからず影響していると考えられる。 外部評価において、芸術活動の裾野を広げる対策として、中学生にも応募機会を与えることや応募作品全部を展示することについて例示されたことから、実行委員会において慎重に協議した結果、会場の確保や審査等に課題も多く、平成22年度は、地区センター等で活動しているサークル等に申込書を送付する等、応募作品数の増加に努めることとした。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント 改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
161	市民文化祭開催事業(483)	生涯学習課	B	<p>出品や出演を希望している個人や団体が増加しており、抽選をするなどして参加人数・参加団体を調整しなければ、現在の開催日程で希望者全員が出演することは困難である。</p>	<p>①開催日程内で、より多くの出品及び出演希望者が参加できるよう抽選も含め調整を行い、参加者や参加団体の増加に対応する。 ②市民文化の祭典として、また文化に親しむ市民の成果発表の場としてさらに充実を図るため、文化祭の開催・運営方法につき、他市などを参考に検討する。</p>	B 18	<p>来場者が12,000人となる大きなイベントである。市民参加による実行委員会をボランティアにより運営しており評価できる。参加者が年々増え続けている中で、収容施設は限られており、限界に達しつつある。参加費を徴収するなど運営方針の再検討が求められる。また、市の方針との調整を前提にパンフレットへの広告掲載など、経費削減方法を検討し事業の拡大を目指すべきである。</p>	●			<p>文化に親しむ市民の成果発表の場として開催している事業であり、平成20年度は、出演及び出品者は、4,170人、入場者は12,316人であった。市民の関心も高く、実行委員会を構成する団体については、団体で参加者を調整し、調整が困難な種目は、抽選により出演者を決定した。平成19年度及び20年度については、プログラムに広告を掲載したが、市民文化祭の広告にふさわしい企業等の広告は少なく、実行委員会を構成する団体が入会募集広告を広告料を払って掲載した。また、広告掲載によるページ数の増加は、印刷製本費の増加も伴うことから、大幅な経費削減にはつながらない。平成21年度は、これまでの背景を踏まえ実行委員会で慎重に協議し、広告掲載は保留し、団体の入会募集案内については、文化祭開催時に交流掲示板を設置し掲示することとした。文化祭の開催は、応募が集中する種目以外は、全員が出演・出品が可能であることから、出演・出品・来場者が楽しみにしており、芸術文化の理解と向上に貢献しているものと考えられる。平成22年度についても、経費削減を検討しながら市民の文化の祭典を開催していく。</p>
162	伝統芸術文化振興事業(484)	生涯学習課	B	<p>能楽体験教室の受講者が能楽愛好団体に加入するなど成果は上がってきているが、さらに多くの市民に興味をもっていただき、鑑賞や体験をしていただくようPRしていくことが必要である。</p>	<p>①事業は、広報紙、ポスター、ホームページ等で広く周知しているが、今後はミニコミ誌を含め、さまざまな広告媒体を活用してPRに努めていく。 ②芸術文化活動は、人生を豊かにすることができる活動であり、生涯学習や余暇を充実させるものであることから、継続して事業を充実していく必要がある。</p>	C 17	<p>「こしがや能楽堂」を核とした、伝統芸術の振興は、越谷市の心豊かなまちづくりに大いに貢献できるものと思われる。ただ、事業の効率性、経済性および「こしがや能楽堂」の設備維持運営費、減価償却費等を勘案し、より一層に設備有効活用と受益者負担を考慮した料金設定により、採算性改善に真摯に取り組むことが強く求められている。</p>	●			<p>能楽まちづくり事業として初心者を対象とした能楽体験教室、本格的な古典芸能を鑑賞する薪能、能楽愛好者の稽古の成果発表の場であるこしがや能楽の会を開催するとともに、古くから越谷に伝わる郷土芸能の発表の場として郷土芸能祭を開催している。能楽体験教室で能楽の魅力を理解し愛好団体に入会する方もいる。薪能の公演は、身近で本格的な野外の舞台において、低料金で幽玄な世界を堪能できることから、平成21年度は、約500人の方々々が鑑賞した。公演の終了時には、鑑賞者の多くが満足していることが、アンケートからも確認できた。採算性の改善については、平成20年8月に「こしがや能楽堂」の使用料の改定を行い、その成果について検証中である。平成22年度においても、多くの市民の参加が得られるよう、PRについてもさらに工夫をしながら、事業の充実を図る。</p>
163	文化振興支援事業(486)	生涯学習課	B	<p>「こしがや文化芸術祭」や「文化振興講座」などのイベント開催や、機関紙「しらこぼと」の発行など活発な活動を展開している。また、加盟団体数も増加し、市のさまざまな文化芸術における水準の向上に大きく貢献している。それとともに、活動費を補助金及び各構成団体からの分担金で賄うのではなく、自主財源も確保し運営を行うことが必要となってくる。</p>	<p>①補助金及び各加盟団体の分担金で活動するのではなく、自主財源も確保しながら活動を行っていく必要性を理解させ、どのような方法で自主財源を確保するのかが検討するように求めていく。②市内の文化芸術団体にとって重要な役割を担っている越谷市文化連盟に対し支援を行い、文化芸術の向上と発展を図っていく。また、自主財源の確保等、運営に関し検討していく。</p>	B 20	<p>【文化連盟助成金】（内部評価：終期設定） （外部評価：終期設定） 市の文化事業に貢献するという事業の重要性は十分認められる。ただし、現在は各行事などの参加人数を把握するにとどまり、助成金交付に対する事業成果が十分に把握されていない。今後は、参加者によるアンケート調査を盛り込むなど、事後評価を適切に行うことが望まれる。また、実施した事業の成果によって、助成金の額を決めるようにすべきである。</p>	●			<p>市民の文化芸術の向上と活性化を促進するため、越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき、市内文化芸術団体の集まりである越谷市文化連盟に補助金を交付している。越谷市文化連盟は、各構成団体の自主的な活動にとどまらず、こしがや文化芸術祭、文化振興講座の開催や機関紙「しらこぼと」の発行など活発な活動を展開している。また、加盟は33団体・会員数5,508人で、市の様々な文化芸術における水準の向上に大きく貢献している。今後も引き続き、自主財源の確保が図れるよう内部努力を求めていく。平成22年度も市内の文化芸術団体が円滑かつ活発に活動できるよう、越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき適正な補助金を交付する。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
164	青少年健全育成推進事業(500)	生涯学習課	B	<p>青少年を取り巻く環境は大きく変化し、様々な影響を及ぼしている。情報メディアの多様化などから青少年に関わる問題や非行傾向も、凶悪化・低年齢化が進み深刻な状況にあるため、関係機関と連携し、指導パトロールの強化や、青少年指導員の資質向上を目指し研修会等の開催を充実させる必要がある。</p>	<p>①不審者情報が数多く発生している状況から、子どもたちが地域で安全に安心して活動できるよう地域と連携し指導パトロール活動に取り組んでいく。 ②子どもたちの安全を守るため、学校・地域・家庭・行政・関係機関のより一層の連携を図っていく。</p>	<p>B 21</p> <p>少子高齢化が急速に進展する中で、青少年の健全育成はますます重要な課題となっている。 現在、交付金対象となっている3団体の果たすべき役割が重複している面も認められる。したがって、市長の附属機関である青少年問題協議会との関係や、3団体それぞれの役割・機能を再検討され、4団体それぞれの位置付けを明確にすることを望む。 なお、その際には、より効果的・効率的な組織を確立するため、団体の「発展的統合」も視野に入れられることを期待する。 【青少年地域ふれあい推進事業補助金】（内部評価：終期設定）（外部評価：継続） 地域の自主活動との連携も考慮し、趣旨目的に沿った NPO 等への補助などを継続されたい。 【青少年育成越谷市民会議交付金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。 【青少年指導員連絡協議会交付金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。 【青少年育成推進委員協議会交付金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。</p>	●			<p>各青少年健全育成団体は、長い歴史の中で、時代の背景を踏まえ組織化されており、青少年の健全育成・非行防止等に独自の活動を進めているが、現状では、重複する活動もあることから、今後は、各団体の専門性や特性を活かした位置付けを明確にするとともに、より効果的・効率的な組織運営と連携強化について検討を進めたい。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
165	青少年団体育成事業(502)	生涯学習課	B	<p>近年、少子化や一人で遊べるゲームの普及等から、参加者、参加チーム数は減少傾向にあるため、より参加率を高める事業の企画、運営を図る必要がある。</p> <p>①子どもたちを見守るべく、全ての人が子どもたちとのかかわりを見直し、家庭、学校、地域、青少年育成団体等がさらなる連携を図るため、各種会議、事業等の充実を図っていく。</p> <p>②地域や団体の実情にあわせて、活動の支援を行い、指導者や団体の育成を図っていく。</p>	B 20	<p>少子化が進展する中、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、いずれの組織においても加入者数が減少してきている。今後は、各組織が自立した運営ができるよう、助成金を主体とした事業から、指導者の育成や組織からの相談に乗るなどソフト面の強化を図る方向に向かうことが望まれる。</p> <p>【越谷市子ども会育成連絡協議会交付金】 （内部評価：減額(縮小)・終期設定) （外部評価：減額(縮小)・終期設定) 現行でも子供会の加入率は約40%にとどまっている。少子化の進展、保護者の地域活動参加に対する意識の変化等により、今後とも子供会に加入する児童の数は減少することが予想される。現在の予算額にこだわることなく、子供会への加入数、加入率などの推移を確認しつつ、柔軟に予算額を見直すことが望まれる。</p> <p>【ボーイスカウト助成金】 （内部評価：減額(縮小)・終期設定) （外部評価：減額(縮小)・終期設定) ボーイスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ボーイスカウトは、花火大会、市民祭り、ユニセフの募金活動など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。</p> <p>【ガールスカウト助成金】 （内部評価：終期設定) （外部評価：減額(縮小)・終期設定) ガールスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ガールスカウトは、綾瀬川の水質調査など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。</p>	●			<p>青少年育成団体（子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト）は、子どもの成長期に異年齢集団の体験活動を通じて、必要な規律や情操を養うなど、人格形成に大きな役割を果たしている。</p> <p>しかし、近年の少子高齢化、ライフスタイルの変化、さらに地域社会での連帯感の希薄化により、加入率が減少しているが、それぞれの団体の目的を考慮すると、今後もさらに、青少年育成団体（子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト）の活性化と意義を周知するとともに、活動の充実を図り、指導者の育成や自立した組織運営の強化に努めていく必要がある。</p>
166	屋外体育施設管理運営事業(508)	体育課	B	<p>施設及び設備の老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれる。</p> <p>①公園緑地課と連携を図り、屋外体育施設の整備を計画的に行っていく。②定期的な施設点検と整備の実施により、利用者の安全確保を図り、利用増進に取り組んでいく。</p>	B 21	<p>施設及び設備の老朽化については、長期的な修繕計画を策定され予算化されることを望む。</p> <p>指定管理者制度の下、自主事業の推進を支援するとともに、制度の効果的活用の観点から、「毎年度の実績評価システム」の強化を期待する。</p>	●			<p>屋外体育施設の運営に関しては、引き続き指定管理者との連携により利用促進を図る。また施設管理に関しては、老朽化の著しい施設が多いことから利用者の安全確保を第1に考えた整備を行っていく考えであり、予算面での増加が見込まれる。さらに公園緑地課との連携を図り、より安心して利用いただけるよう施設整備を行う。</p>

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
167	越谷市民プール管理運営事業(510)	体育課	B	指定管理者により適正な管理運営を行っているが、施設・設備については計画的な整備が必要である。	①各種講座や教室などを充実したものとし、引き続き施設を利用いただけるよう取り組んでいく。 ②より安全で快適に利用いただくため、指定管理者との連携を図りながら計画的な整備を行っていく。	B 21	市民の健康増進と体力向上を図るための施設としての意味は大きい。当市民プールは、隣接する福祉施設との関係が深い施設である。他方、市内の JR や私鉄の駅周辺では、民間経営の「プール付きスポーツクラブ」の進出も進んでいる。 こうした点を踏まえ、「市民プールと福祉施設」からなる複合施設は、抜本的な見直しの時期を迎えていると考えられる。よって、複合施設の効率性や効果性などの点検を早急に進められ、社会体育施設としての位置付けの再構築を期待する。	●			市民プールは、老人福祉センターとの複合施設であることから高齢者の方にも大変多く利用されている。供用開始から 7 年経過するが、設備に関しては耐用年数を経過したものもあり、室温及び水温の安定供給を行うため、保守管理の徹底を図る。また、不特定多数の方が利用する施設であることから指定管理者との連絡・調整を行う中、特に衛生面については引き続き、管理の徹底を図っていく。
168	体育指導委員運営事業(511)	体育課	B	スポーツ・レクリエーションの振興のため、ニュースポーツの普及や主催事業を実施しているが、事業実施後の普及策や継続方法などについて更なる検討が必要である。	①ニュースポーツの普及を推進するため、指導力の向上と講習会等の開催に向けた取り組みを進める。 ①地域、スポーツクラブ等の派遣要請に応じ、適切な指導者派遣の充実を図る。 ②市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーションの活動機会・活動体制の充実を図っていく。	C 17	スポーツ・レクリエーション事業の充実により、心豊かなまちづくりを推進することは重要であり、そのための指導員を生涯スポーツ講座やスポーツ教室に派遣することは、これまで十分意義を持っていた。しかし、スポーツ・レクリエーションの大衆化が浸透した今日では、必ずしもスポーツ指導に公が関与する必要性は少なくなっており、今後、類似事業との統合も踏まえた検討を行うべきである。	●			体育指導委員は、市が主催する生涯スポーツ講座やスポーツ教室、自治会や各種団体が企画する事業の講師要請に応じ、指導者として活動をしている。また、研修会等への参加により指導力の向上を図るとともに、市民が楽しく参加できるニュースポーツ「ドッチビー」の普及活動を推進する一方、各種スポーツ・レクリエーション事業を企画・運営により実施している。引き続き、指導者の要請に応じた指導者の派遣の充実を図りながら、市民の健康づくり、体力づくりを目指した活動を展開することにより、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。
169	スポーツ振興審議会運営事業(512)	体育課	B	審議会委員の構成について、女性比率が要綱の基準を達成していない。	①女性比率 35%の委員構成をめざす。 ②生涯スポーツの振興のため、事業の実施状況などから、今後のスポーツ・レクリエーションの振興の施策等について、広く意見を聞く。	B 21	「スポーツ振興審議会」を「各種の事業実績報告の場」ととめず、各施設の有効活用方法等（例えば、市民ニーズの変化と体育施設のあり方）について、「定期的に、専門的見地から広く意見をいただく場」として活用されるよう期待する。	●			スポーツ振興審議会においては、スポーツ振興に関する事項について、委員の持つ専門的かつ広範な見地から広く意見をいただいている。引き続き、生涯スポーツ事業や体育施設のあり方などの具体的な事例等についても審議いただき、本市における生涯スポーツの振興を図る。
170	スポーツ・レクリエーション推進事業(514)	体育課	B	事業の成果をより良いものとするため、同日開催となっているスポーツ講演会、体育賞の開催方法等について、見直しが必要である。	①体育賞、スポーツ講演会をより良いものとするため、PR、運営、進行などの開催方法について、検討する。 ②教育委員会主催各種事業の充実を図るため、各種事業の開催方法等について検討し、多くの市民が活動に参加できるよう取り組む。	B 19	スポーツ講演会、スポーツリーダーバンク登録、体力テスト、なわとび大会の運営、また競技参加者への障害見舞金の支給等、スポーツ・レクリエーション振興の事業である。 今後、後援ないし共催団体である体育協会やレクリエーション協会との役割分担、すみわけを検討し、各種団体に事業を委託することも考慮していただきたい。 また、生涯スポーツ振興計画を踏まえ、各活動状況を分かりやすく取りまとめた越谷スポーツレポート（仮称）の発行等により一層市民の健康・体力づくりの啓発に努められてはどうか。また、成果指標を設定し、定量的効果の公表にも努めていただきたい。	●			体育協会主催事業の体育賞に合わせて開催しているスポーツ講演会、体育指導委員主催事業のなわとび大会、ファミリーウォーク、体力テストなどの事業運営については、団体の協力により進められている。今後は、事業の運営、進行などが団体主体で進められるよう検討していく。また、市民が、スポーツ・レクリエーション活動を気軽にはじめるきっかけとなるよう、大会の開催情報やスポーツ団体の活動情報に関する情報提供の充実を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等	
171	市民体育祭事業 (515)	体育課	B	事業の成果を挙げるため、中央大会、種目別大会の内容・開催方法について、より一層の検討が必要である。	①市民が参加しやすい大会となるよう、種目や運営方法について、関係団体との協議・検討を図る。②市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーションの活動機会の充実を図っていく。	D 16	フェスティバルの開催を含め事業を一旦廃止し、市民の新たなニーズを踏まえた上で再検討していただきたい。	●			市民体育祭の実施にあたっては、主催6団体(体育協会、レクリエーション協会、自治会連合会、スポーツ・レクリエーション推進協議会、越谷市、越谷市教育委員会)が、種目や競技方法、運営方法について、協議、検討を重ね、より良い市民体育祭となるよう取り組んでいる。平成21年度は、中央大会準地区対抗種目の自治会ボール運びの競技方法の変更と永年出場表彰規定に30年・40年の表彰規定を加え大会の充実を図った。引き続き、主催6団体を中心に、誰もが参加できる市民体育祭となるよう取り組み、市民の交流と健康づくり、体力づくりを推進し、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。
172	市立体育施設管理事業 (516)	体育課	B	施設及び設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。	①施設・設備の維持管理の充実を図っていく。 ②施設・設備の状況を把握し、利用者の安全を確保し、利用促進を図っていく。	B 19	市内4地区にある5体育館の施設管理業務で、光熱水費、保険料、保守点検等の委託料、土地の借上料の管理業務である。 委託料については、相見積もりをとっているが、再任用者の活用による人件費の節減も含め、体育館職員による軽微な修繕や利用者の協力を得て、一層経費節減や施設の点検に努め90%の稼働率の市民地域体育館の安全な利用に供するよう努めてほしい。	●			市民に安全・快適に利用いただけるよう、引き続き施設及び設備の点検業務を実施する。すべての体育館において老朽化が進んでいる状況であり、点検業務を行う中、計画的な修繕や設備改修を実施する。
173	市立体育館管理運営事業 (518)	体育課	B	夜間個人開放事業は、参加者が特定する傾向にある。また、鍵閉閉業務依頼人の高齢化が進んでいる。	①夜間個人開放については、勤労者などの参加者が増えるようPRしていく。 ②地域に密着した施設であるため、地域との協働による管理運営体制について検討していく。	B 18	地域のスポーツ、レクリエーション活動の拠点である市立体育館としての役割は大きい。夜間、休日開放等、市民のニーズに対応する努力は評価する。施設の運用管理にあたっては、外部委託または再任用職員の活用による一層の経費削減を望む。	● ★			体育館の利用拡大と管理の充実を図るため、計画的に再任用職員を配置し、年末年始を除き閉館している。さらに現在無人となっている夜間貸し出し区分においても再任用職員等を配置することで、より安心して利用いただける。
174	スポーツ・レクリエーション団体支援事業 (521)	体育課	B	団体の自主的な運営がさらに進められるよう、育成、支援、指導を推進する必要がある。	①団体の自主的な取組みを促進するため、引き続き、育成、支援、指導をしていく。 ②スポーツ・レクリエーション活動体制の充実を図るため、団体との連携により、市民の団体への参加を促進する。また、市主催事業への協力と団体の自主的な取組みを通じて、団体の活動の充実を図っていく。 ※天皇賜杯第63回全日本軟式野球大会は、単年度事業として実施した。	B 18 C 16	〈越谷市レクリエーション協会補助事業〉 高齢者の健康維持の面からも、スポーツ、レクリエーションの普及は必要である。運営主体をレクリエーション協会へさらに移管し、職員工数の削減を図るよう検討していただきたい。また、補助金が有効に活用されているかを評価するために、利用者アンケートを活用する等、市民の視点から成果指標を設定することを望む。 〈越谷市体育協会補助事業〉 当事業の運営方法等改善すべき点は多く、組織との関係を整理し改善に努めていただきたい。	●			越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会は、越谷市のスポーツ・レクリエーションの振興のため、特に、市民の健康づくり、体力づくりが進められるよう、市民体育祭をはじめとする各種大会の運営を担当している。また、ゲートボール協会においては、団体の自主運営が進んでいる。今後も、各協会の運営にあたっては、構成団体による自主運営がさらに進むよう育成、支援、指導を促し、団体の活動の充実を図る。
175	図書館施設管理事業 (523)	図書館	A	市民が図書館を快適に利用できるよう、施設の点検整備を計画的に行うとともに、館内の巡回点検及び日常清掃を実施した。 警備業務や庭園管理は専門業者に委託をして実施した。庭園管理は剪定や除草、枝の伐採等を実施し図書館の快適な環境を保った。	①②清掃、庭園保守管理については作業内容、回数等について精査し、仕様内容を再点検し、継続して計画的に取り組んでいく。17時以降の館内警備については、職員による館内巡回を強化していく。	B 18	図書館施設の維持管理上必要な事業である。清掃、庭園管理については、委託内容を見直し要求仕様を明確にすることにより一層の経費削減を望む。警備員の配置については、今後夜間閉館時間のさらなる延長が求められることから、特に17時以降の警備体制強化を検討すべきである。	●			図書館施設の維持管理については、清掃委託の内容を支障のない範囲で縮小し、経費削減を図ってきた。また、図書館内外の巡回回数を増やす等で警備体制の強化を図っている。引き続き、施設管理を適正に行っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成 22 年 2 月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ① 平成 22 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
176	図書館協議会運営事業(525)	図書館	A	年 4 回の協議のうち 1 回で先進図書館の視察を行い、他 3 回の協議と併せ、協議会委員の意見を参考に、より良い図書館運営を目指し取り組んでいく。	①協議会委員からの意見・提案内容を尊重し、可能な件については適宜実施するとともに、結果については迅速に報告する。 ②第二図書館の建設を視野に入れた先進図書館視察の実施により、各委員からの多角的な意見を集約し、建設計画の参考として生かしていく。	B 21	図書館協議会は、図書館の運営について、「館長の諮問に応ずること」と、「館長に対して意見を述べること」が役割であるが、館長からの諮問はなされていない現状である。今後は、より積極的に協議会を活用されることを望む。 会議録で確認する限り、委員からの意見・提案が多数述べられており、そのうちの数件については既に実行に移されていることは確認できたが、協議会への報告が充分でない。今後は、提案の採用、実施、結果等の報告を行い、委員からの意見をいただくなど、協議会のさらなる有効活用を図りたい。	●			図書館協議会については、各委員からの貴重な意見・提案等について検討を行うとともに十分に尊重して事務を進めているが、これまで以上に協議会に対するフィードバックに心がけ、有効活用していくこととする。なお、会議録の記載等についても工夫していく。
177	野口富士男文庫運営事業(528)	図書館	A	毎年の講演会、小冊子について反響も大きく、また、越谷に関係する文学者として愛好者からの関心も高い。	①市民が日本近代文学を学ぶ場を提供するための調査研究、講演会、小冊子の発行に取り組んでいく。②平成 23 年度を目標に、「野口富士男日記」の越谷部分を郷土資料として、発刊の準備を進める。	B 21	事業範囲を敢えて厳格に捉えれば、運営委員会開催（年 2 回）、講演会実施（年 1 回）は計画通りであり、総合評価「A」とした内部評価は理解できる。しかし、その成果の判断には、評価表上に質的な評価が可能な実績を示す必要がある。また、今回のヒアリングにおいて、1993 年以降年 1 回発行している小冊子「野口富士男文庫」や、講師を招いての講演会の企画など、地道な事業活動が各方面から評価を得ていることが理解できた。今後とも、価値ある資料を、より広く、積極的に市民に PR する努力・工夫を継続していただきたい。			●	野口富士男文庫運営事業については、平成 23 年度に生誕 100 年の記念誌として「越谷日記」の刊行を予定している。例年の運営委員会・講演会の開催及び小冊子の発行の充実を図るとともに、越谷市ゆかりの作家である野口富士男について更なる周知のために、各種事業・講座等の開催時にチラシを配布するなど広報活動をしていく。
178	備品整備事業（視聴覚教材・教具整備事業）(530)	図書館	C	DVDソフトの充実が必要 視聴覚機材の老朽化が進んでいるため、流通している機器に対して、対応できないものもあり、利用者の要求に応えられないことがある。	①現状を維持しつつ、映像ソフトの充実に取り組んでいく。 ②現状を維持しつつ、映像ソフトの充実とビデオプロジェクターの配備に取り組んでいく。	C 21	備品整備事業の実態については良く理解できるものの、問題点把握の視点がやや不明確である。 昨今の家庭における AV 機器の普及状況も鑑み、当ライブラリの特長を活かすなど、事業継続の意義を再度見直し、効果的な事業運営の方向性を検討していただきたい。例えば、事業継続の考え方として、以下の視点がある。 ①古い機材（16 ミリ映写機等）そのものの持つ存在価値に注目し、保存・利用する。 ②コンテンツの価値を保つため、媒体変換（フィルム→CD）するなどして、維持・保管に努める。	●			AV 機器、ソフトが家庭に普及している現状にあるが、大勢の人が一堂に会して観賞できる映画会の開催や、16 ミリ映写機・フィルムの貸し出しを行い、当ライブラリーならではの事業を工夫しながら継続していく。また、AV ソフトの充実に努めていく。
179	農業者年金事業(538)	農業委員会事務局	B	農業者への農業者年金制度の周知及び加入促進を引き続き図る必要がある。	①平成 21 年度に農業者年金制度についてのパンフレットを全農家に配布し、加入促進を図る。 ②加入対象者の絞込みができるようデータの整備を図っていく。	B 18	年金制度自体の課題もあり、平成 14 年度以降加入者がいない状況にある。現在の受給者 83 件分の維持管理に徹し、コストの一層の削減の検討を望む。	●			農業者年金基金との業務委託契約に基づき、年金受給者からの届出、請求等の受理及び基金への送付を引き続き行う。また、農業者の確保に資するため、農業者に対する制度の周知・普及活動を工夫し、一層の加入促進を図っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）					
			総合評価	コメント		改革改善案 ①平成22年度に向けた取組 ②中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
180	消防団活動事業 (544)	総務課	B	複雑多様化する災害現場で活動する消防団員の安全かつ円滑な活動を行うため、装備の充実を図る必要がある。	<p>①全団員に防火衣等を整備して、消防団員の安全かつ円滑な活動を図っていく。</p> <p>②継続的に防火衣等を更新し、消防団員の安全確保に努めていく。</p>	B 21	<p>地域の消防団員が着用する防火衣、銀長靴、ヘルメット等の装備品の購入、消防団車両の点検・整備、消防用器具の整備を行う事業である。地域防災活動の推進及び消防団活動の充実を図るために、本事業を遂行する意義はあると認められる。</p> <p>現在、413名の消防団員がいるが、防火衣は203着である。災害規模によって防火衣の着用を必要とする消防団員の数は変動するが、約50%の整備率では十分とは言えない。今年度は30着の購入を予定しているが、あわせても56%の整備率である。このことは、単に防火衣購入というレベルの議論ではなく、リスクマネジメントの一環として考えるべき案件である。予算確保の優先順位が高いことを意識して、主張すべきである。</p> <p>事業目的には、「整備を計画的に実施する。」とされている。具体的な計画を立案する必要がある。</p>	●			平成22年度に消防団員の防火衣整備計画を策定し、全団員に貸与できるよう取り組む。また、全団員への貸与が完了した後は、経年劣化などにより、定期的に更新が必要であることから、更新計画を策定し、消防団員の安全確保に努めていく。
181	消防団施設管理 事業(545)	総務課	B	消防団器具置場の多くは老朽化した木造建物であるとともに、電気設備や上下水道設備が未整備なため衛生上の問題や機能低下が懸念される。	<p>①②地域防災の拠点である消防団施設の機能を適正に維持管理するため、計画的に修繕等を実施する。</p>	B 21	<p>事務事業評価表の事業目的及び手段には、「消防器具置場を維持・管理するため、老朽化した施設を計画的に改修する。」とあるが、事業費の内訳をみると、設備改修に投じた費用は事業費全体の約25%に過ぎない。その他は、消耗品費や光熱水道費などに充てられており、事業目的と事業費の執行が合致しないといえる。事業目的と手段を、事業費の内容に合わせるべきである。</p> <p>消防器具置場は消防活動において必須のものであり、経年による老朽化に対応するために本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。事務事業評価表の改革改善には、「計画的に修繕する」とあるが、実際には具体的な計画はない。P（計画）D（実施）C（検証）A（改革改善）の必要性をよく考え、具体的な計画を立案することを望む。</p>	●			平成22年度に、市内に42か所（平成21年11月現在）ある消防団器具置場の劣化状況を踏まえた修繕計画を作成の上、優先的に対応する必要がある器具置場を修繕し、地域における防災活動拠点施設としての役割を維持していく。

No	事業名	課名	担当課の評価		外部評価（数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等 （平成22年2月現在）				
			総合評価	コメント 改革改善案 ① 平成22年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
182	消防団施設整備事業(548)	総務課	B	<p>既存の消防団器具置場は、かなり老朽化しており、また狭隘である。さらに大規模災害等に対応できる施設に建て替えていく必要があるが、施設用地をどのように確保していくかが課題である。</p> <p>①老朽化や狭隘などの課題がある消防団器具置場の建て替えと消防団部の統廃合を行い、器具置場の整備を図っていく。②消防団器具置場の計画的な建て替え及び施設用地の確保を推進する。</p>	B 21	<p>消防団の活動拠点である消防団器具置場の老朽化が進む中で、施設の建て替え、新設を行う事業である。経年による老朽化は着実に進行しており、本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。現在、43の施設があるが、建物の建て替えの他に、用地取得に関わる問題も抱えている。</p> <p>多くの施設で老朽化が進んでいるが、3～5年先を見据えた中期の整備計画の立案がされていない。特に土地の取得に関わる案件は、解決までに時間を要する課題であり適切な計画を立案し、長期的な到達目標を設定し、年度ごとに具体的なアクションプランとして細分化し、本事業に盛り込むようなアプローチをとられることを望む。</p>	●			<p>狭隘で老朽化が進む消防団器具置場の整備及び改修については、平成22年度を目標年度として、「消防団の再編計画」「消防団施設整備計画」「消防団施設改修計画」を策定していく。</p> <p>なお、消防団施設整備計画については、長期計画、中期計画、年度計画に区分するとともに、用地取得の必要がある器具置場については、先行して計画順に用地の確保に努め、円滑に整備が進捗するよう努めていく。</p>
183	火災予防事業(551)	予防課	B	<p>火災予防事業は、消防本来の最重要業務であり、今後も変わらない継続的な業務である。防火管理者の選任率及び防火対象物の査察実施率の目標に対する達成率が低い。そのため、査察業務の強化を図っていく必要がある。また、電算化等の事務改善を行い、コスト削減の検討を行う必要がある。</p> <p>①住宅用火災警報器の設置率向上のため、引き続き積極的に普及促進に努めていく。さらに、査察等の業務の強化に努め、防火管理体制向上を図る。</p> <p>②建物火災の死者数を減らすことを目的に、住宅防火対策、放火火災防止対策及び違反防火対象物の解消を推進していく。また、再任用の職員を活用し、査察率の向上を図っていく。</p>	B 19	<p>防災対象物の査察等により、人口1万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が充分にうかがわれる。</p> <p>今後は、起震車の再リース等により事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。</p>	●			<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の外部評価における起震車の再リース等の指摘については、平成20年6月18日に再リース契約を締結した結果、事業費の削減となり、対応済みである。 今年度実施した内部評価において把握した査察の強化については、今後も再任用者の活用を要望していく。また、電算化等の事務改善に関しては、引き続き検討を実施していく。
184	救急活動事業(554)	警防課	B	<p>傷病者に対する応急処置は、ほぼ100%実施されているが、今後は更にその質の向上が求められる。</p> <p>①②応急処置の質を高め、傷病者の重症化を抑制するとともに、救命率の向上を図るため、さらにあらゆる救急現場の状況を想定した訓練を定期的に行う。</p>	B 21	<p>救急車の適正利用については、講習会、自治会等への説明会を通じて広く市民の理解を得る取り組みをされており、評価できる。</p> <p>市民にとって、極めて重要である本事業の成果を表す指標として、「入電から現場到着までの平均時間」を採り入れるなど、よりわかりやすい指標化を望む。</p> <p>なお、当面する課題として「救急・救命の手法や技術の向上が重要であること」を聴取したところであり、今後の引き続き努力を期待する。</p>	●			<p>応急処置の質を高め救命効果を向上させるために、心肺停止を想定した訓練の定期的開催、医師等による事後検証体制の充実を図るとともに、事業成果を表す指標として救急救命士等による救命処置実施率を採り入れる。</p> <p>また、市民に対し自動体外式除細動器（AED）の取扱いを含む応急手当の普及啓発を推進し、市民の応急手当実施の向上を図る。</p>
185	消火栓等整備事業(555)	警防課	B	<p>消防庁整備の一環として、消火栓増設整備を図っている状況であるが、既設消火栓の老朽化等に伴い補修工事負担費が増加している。</p> <p>①平成22年度も、引き続き消火栓の維持管理及び消火栓の増設に取り組んでいく。</p> <p>②越谷市まちの整備に関する条例に基づく消防水利の整備を踏まえて、計画的な消防水利の充足と整備を図っていく。</p>	B 21	<p>市民の安全・安心を守るという上で、消火栓や防火水槽など消防活動に不可欠な消防水利の設置は、重要な事業である。</p> <p>よって、年次目標を設定した設置計画、維持管理計画を策定され、従来にも増した取組み強化を望む。</p>	●			<p>本事業については、開発行為や上水道整備の進捗を踏まえて計画的整備を図っていく。また、既存消火栓等の維持管理については、消防水利調査の充実を図りその実態把握に努め、常時使用できるよう計画的に進めていく。</p>
計						165	2	18		
上記のうち、平成21年度外部評価対象事業						63	0	5		

